

## わが国労働法学の黎明

——昭和年代前期における孫田秀春の足跡をたどる——

石 井 保 雄

- 一 はじめに——本稿の問題関心と課題——
- 二 東京商大への赴任と欧州ドイツ語圏への留学
- 三 東京商大における「労働法」開講と労働法学の体系実現の志向
  - 1 ドイツ留学からの帰国、そして再びドイツへ赴くまでの業績
  - 2 労働法学の体系実現の志向——末弘厳太郎との方法論的対立——
  - 3 孫田における労働法の体系構築
- 四 東京商大「労働法」講義の消滅と孫田の理論転回
  - 1 内務省社会局の労働組合法案をめぐる講演会と「労働法」講義への圧力
  - 2 在ベルリン「日本学会」代表主事赴任と「白票事件」——東京商大退官の経緯——
  - 3 東京商大退官以後の孫田の言動
- 五 結びにかえて——戦後に続く「人格主義労働法」の高唱——

一 はじめに——本稿の問題関心と課題——

わが国では明治二〇年代から社会政策学者を中心として、さらには工場法の制定(一九一一〔明治四四〕年・施行(一九一六〔大正五〕年)にともない行政担当者により、労働問題の一環として「労働法」に関連した論考がすでに多く発表されていた。<sup>(1)</sup>しかし日本における労働法学は、末弘巖太郎(一八八八―一九五二)が東京帝国大学法学部で卒業に必要な単位とは無関係な随意科目として「労働法制」の名称——教授会で労働法と名付けられる体系的法律はないとされたことによる——で、一九二二(大正一〇)年一〇月、開講したことに始まるとされている。<sup>(2)</sup>これに遅れること三年、一九二四年(大正一三)年四月(？)、東京商科大学(現・一橋大学)で、一九一九(大正八)年末以来三年半余りのドイツ留学から、前年に帰国した孫田秀春(一八八六―一九七六)が正規科目として「労働法」を開講した。<sup>(3)</sup>それから数えて本年は、ちょうど九〇年が経過したということになる。今日、孫田は末弘と並んで、わが国労働法学の創始者として扱われている。孫田の労働法学を末弘のそれと対比したとき、労働法の体系化を実現したことにその特徴があると指摘されている。<sup>(4)</sup>孫田は労働法学の特性について、自らの師と仰ぐワルター・カスケル Walter Kaskel (1882―1928) の言葉を紹介・引用して、つぎのようにのべている。

「或る学者は労働法を以て『第二十世紀法律学が公法私法の「境」界線上に産み落とした麒麟児である』と謂った。……実に彼は其の発生からすれば齡猶弱冠(二〇歳引用者)に満たず能力未だに備はらざる未成年者であり、其の血統からすれば彼は、法律上公法を父とし私法を母とし、而も其の血は混然として原の如くならず、

又思想上彼は第十九世紀を父とし第二十世紀を母とするが故に稀に見る特異の頭脳の持主に生れついている。要するに彼は異様の系図を有ち奇怪の面貌と能力とを備へた無籍の未成年混血児である。然らば此の無籍未成年の混血児は今後法律学に向て如何なる貢献を為し得るであらうか。果して麒麟児の名を辱かしめないであらうか、将又一介の豚児に終るであらうか。夫れは偏に将来に於ける其の發育状態如何に俟たなければならぬ。<sup>(5)</sup>

孫田にいわせれば、「此の混血児は猶腕白盛りの中学時代に在」り「之を団体的に訓育し頭脳を法律論理的に養成するがためには、更に進んで大学の専門的智識を吸収せしめねばなら」ない。<sup>(6)</sup> それでは、孫田がいかにして二〇世紀の法律学の世界における未成年混血児たる労働法を養育・成長させていったのであろうか。ただし孫田の労働法学ないし法理論は未弘ほどには、後代に影響をおよぼしてはいない。とくに二一世紀における今日、後進の者により孫田について言及されることも、未弘ほどには多くない。しかしそれは同人を等閑視すべき理由とはならないであらう。その労働法学に関する研究方法や発想には、いかなる特徴があり、孫田自身が戦前の日本社会のなかでどのような軌跡をたどつていったのかを知ること、無意味ではなからう。本稿では、孫田の労働法学について、とくに昭和前期とも称すべき戦前・戦中期の理論展開について検討したいと思う。

(一) おおよそ明治二〇年代(一八九〇年代初頭)に始まり昭和一〇年代(一九三〇年代中半)までに公刊された、わが国の労働問題・労働法に関する文献を探索するにあたって、孫田秀春<sup>11</sup>中野藤吾<sup>12</sup>後掲「我国に於ける体系的文献集成」(其の一)―(其の八)は有用である。なおわが国で最初に「労働法」と名が付されて刊行された著書は、横山正脩『労働法之要義全』(東京博文堂・明治三三(一八九九)年九月二二日発行)というものであった(菊池勇夫「労働法の今昔」同『世界の労働法』・評論と随想Ⅱ(一粒社・一九七二)二八―三三頁)。また「労働法」という呼称の来歴についても、同「労働

法という名称について」日本学士院紀要二五卷三号(一九六七)一四一—一五一頁を参照。

(2)

向山寛夫「解説／末弘巖太郎教授述『労働法』—昭和七年度東京帝国大学講義—」国学院法学二〇卷三号(一九八二)九七—九八頁。末弘自身は「大正九(一九二〇)年」に始めたとのべている(同『労働法の話』(二洋社・一九四七)二頁)。しかし今日では、それは末弘の記憶違いで、本邦初の労働法に関する講義がなされたのは、翌一九二一(大正一〇)年であるとされている(末弘自身、『日本の法学』(日本評論社・一九五〇)一〇三頁では、磯田進(一九一五—二〇〇二)のいつなのかの問いに「[大正]一〇年だね」と応じている)。そして、向山にその根拠を提供したのが、孫田秀春『労働法の開拓者たち…労働法四十年の思い出』(実業之日本社・一九五九)一三頁における、つぎのような記述であった(なお同書は、一九七〇〔昭和四五〕年、二、三の論考が補充されて『労働法の起点…労働法の開拓者たち』(高文堂出版社)と改題されているが、内容上の変更がないので、本稿では旧版を利用する)。

「その後ドイツに移ってからのこと、或る日私は日本の新聞を見て驚いた。末弘博士が東京帝大で随意科目として『労働法制』の講義を開いたという一号見出しの記事である。〔法学部の〕三十二番の大教室まさに立錫の余地なく、あふれた学生は、やむなく窓を排して〔押し開いての意〕中空から飛び込んだといったセンセーショナルな記事である(傍線およびカッコ内の記述は引用者)。」

向山・同前稿九八頁は、孫田に末弘の「労働法制」講義開始を報知した「日本の新聞」とは、前年の一九二〇年(大正九年)一月に創刊され、当時月刊であった東京帝大の学生新聞であった「帝国大学新聞」であるに違いないとする。しかし一九二三(大正一二)年以前の同紙は現存しない(複製版も四六〔大正一二・四・一二〕号以降)ので、記事の有無を確認することはできない。右に引用した記述には不正確なところ(講義がなされたのは「三十二番の大教室」ではなく、別の「八角講堂」という教場〔前掲『日本の法学』一〇三頁〔末弘発言〕であった)もある。上記記事が掲載された同紙が刊行されたのち、ドイツの、たとえばベルリン日本大使館に到着するのには、当時インド洋経由で四〇日、太平洋航路でアメリカ大陸を横断して、大西洋を経たとして二〇日ないし二五日ほどの日数を要したので、早くともその年の一月以降とならざるをえなかったであろう。はたして、いったい誰がいかなる目的で故国の一般紙ではなく、学生新聞を遠くヨーロッパに送ったのであろうか。孫田は、その経緯について何ものべていない。詳しくは、拙稿「労働と法・私の論点／日本労働法学事始め探索の顛末——末弘巖太郎「労働法制」開講をめぐる——」労働法律旬報一八二二号(二〇一四)四—五

頁を参照。上記エピソードの記述については、戦後、孫田による創作ないし大幅な脚色の可能性はないのだろうか。

(3) なお場所は関東大震災(同年九月一日)前であるから、神田・一ツ橋(東京)であろうが、その詳細は末弘の場合以上に不明である。孫田秀春「わが国労働法講座と学者の思い出」同・同前『労働法の開拓者たち』二七一頁によれば、孫田は同時に、法政大学でも「非常勤講師として」労働法の講義を始めたとのべている。『法政大学百年史』(法政大学・一九八〇)四〇一―四〇二頁によれば、参照しえた最も古い大正一四年の同大学々則中、専門部法律科の選択科目として「労働法制」が設けられていた(法学部法律学科にはないが、それは科目表から欠落していたのかもしれない)というが、講義担当者についての言及はない。

(4) 蓼沼謙一「一橋学問の伝統と反省/民法及び労働法」一橋論叢三四卷四号(一九五五)二二六―二二七頁。田中誠二(司会)ほか「座談会/一橋法学の七十五年」一橋論叢二四卷四号(一九五〇)二二七頁で、孫田の民法(および戦後は労働法)講座を引き継いだ吾妻光俊(一九〇三―一九七三)は、孫田が労働法の体系を構築したことについて、「非常にスマートな学風」の持主である――「概念法学というようなことを言っていたのしる人もあるけれども」――ことから、カスケル風ではあるが、ドイツ的な労働法理論を巧みに摂取することができたのであろうとのべている。

(5) 孫田・後掲『現代法学全集・労働法』「序言」一(二二三)頁および同・後掲『労働法通義』「序言」一頁。両者は、漢字に総ルビが付されている(前者)か否(後者)かのみの違いしかない、まったく同じ文章である。また孫田・前掲『労働法の開拓者たち』の中扉には、上記二重括弧の言葉が掲げられている。

(6) 同前所。

## 二 東京商大への赴任と欧州ドイツ語圏諸国への留学

一九一五(大正四)年五月に東京帝国大学法科大学独法科を卒業した――一九一〇(明治四三)年七月入学・その後一年病気休学――孫田<sup>(1)</sup>は、一九一八(大正七)年十一月、東京高等商業学校以来、戦前長く東京商大で民法を

講じた三瀧信三(一八七九〜一九三七・東京帝大法学部教授<sup>(2)</sup>)の推挙により、同校に講師(ただし当初は非常勤、「法学通論」担当)として赴任した。そして翌一九一九(大正八)年九月、同人は同校教授に任官したが、同年一月には、文部省在外研究員として欧州に旅立った<sup>(3)</sup>。孫田は一九二三(大正一二)年五月に帰国するまで約三年半ものあいだドイツを中心にヨーロッパに滞在した<sup>(4)</sup>。その間の様子や事情については、孫田自身がたびたび語っている。すなわち一九二〇年一月末、四二日間の航海を終えフランスのマルセイユに上陸し、孫田はリヨン、ジュネーブを経て二月四日にスイスのベルンに到着し一カ月ほど同地にとどまった。その後第一次大戦直後の「ドイツ入りは危険」との警告を無視して、「勸銀(日本勧業銀行)の友人(具体的氏名不明)と二人で」三月二日朝にベルンに到着し、その後六月末まで滞在したが、その間、カップ一揆とそれに対抗する労働組合のゼネ・ストに遭遇している。一旦ベルンに戻り、孫田が「再度ベルン入りした」のは、同年七月末であった<sup>(5)</sup>。

そして孫田はヨーロッパで最初に滞在したベルンにて一九二〇(大正九)年七月、エールリツのEugen Ehrlich(一八六二〜一九二二)から同人がイタリアに赴く一方、孫田自身もドイツへと旅立つまでの一月ほどの短いあいだ、六、七回法社会学について「差し向かいで懇ろな指導」を受けている<sup>(6)</sup>。そのような機縁をえられたのは、同年六月末(日付不明)、留学を終えて帰国の途次、フランスおよびイタリアをへて、ドイツに向かわんとしていた末弘巖太郎がベルンに立ち寄ったことによるものであった<sup>(7)</sup>。孫田は末弘からアメリカのケース・メソッドCase MethodのことやフランスのデュギーLeon Duguit(一八五九〜一九二八)の著書を読むように薦められる一方、ヨーロッパでの研究課題を問われ、雇傭契約と答えたところ、末弘からは「なるほど雇傭契約の研究もいいが、もう少し視野を拡げて考えてみてはどうか……」といわれたという。当時、孫田は末弘の意図を十分に理解できなかったが、末弘は労働法を念頭に置いた発言であったようだ<sup>(8)</sup>。また末弘の提案により、六月(末ないし七月初め?)エールリツ

ヒをホテルでの晚餐に招待し、しばし歓談をした。<sup>(9)</sup>そこに同席したのは、孫田、末弘兩人のほか、宮本英脩(一八八二  
 一八九四、刑事法・のちに京大教授)、<sup>(10)</sup>森山武市郎(一八九一―一九四七、民法・労働法、のちに明治大学教授・  
 控訴院検事長) および大谷美隆(一八九四?)、民法・憲法、のちに明治大学および専修大学教授)の四人であつ  
 たとする。<sup>(11)</sup>ここでは、将来の法学の重点は労働法になるうことで会食者の意見が一致したという。孫田にとっては、  
 このような二つの出来事が帰国後の労働法研究へと向かうことの契機になったのであろう。<sup>(12)</sup>なお森山――後に松岡  
 熊三郎(一八九一―一九七〇・商法) および野田孝明(一八九五?)・民法)とともに明治大学で「法学部の三兄  
 弟」と呼ばれた――は、一九〇九(明治四五)年に明治大学法科専門部正科を卒業し、一九一六(大正五)年に判  
 検事登用試験に合格し、司法官に任官したが、一九一九(大正八)年一月に「母校明治大学より在外研究のすすめ」  
 ――一九一八(大正七)年に専任教授養成のため卒業生のなかから抜擢して海外に留学させる制度が発足した――  
 を受けたことから、一時退官(休職か?)し、同大学の第三回「在外研究生」として「明治大学から、労働法研究  
 の目的でドイツ留学の命を受け、また司法省から『独逸に於ける特別裁判制度の調査』(を)委託され、渡欧の途  
 に上」つていた。<sup>(13)</sup>帰国(一九二三(大正一二)年六月二八日横浜着)後、森山は従前と同じく、検事(東京控訴院)  
 の職に戻ったが、一九二五(大正一四)年三月、明治大学講師を嘱託されて、孫田の東京商大「労働法」開講の翌  
 年である同年以降、労働法を同大学で講じた。同人は孫田とほぼ時期を同じくして一九二一(大正一〇)年三月か  
 ら、スイスのベルン大学で約半年間を過し、その後やはりドイツに入国し、一九二三(大正一二)年六月にアメリ  
 カを経由して帰国するまでの二年間、ドイツに滞在した。

また東北帝大法文学部で最初に社会法講座(労働法)を五年間担当したが、病気を理由に退官した鈴木義雄  
 (一八九四―一九六三)も、やはり当時在独していた。<sup>(14)</sup>退官後、同人は弁護士として河上肇や、コム・アカデミー

事件(一九三七年)における平野義太郎と山田盛太郎、人民戦線事件(一九三八年)では、同じく東北帝大法文学部で教鞭をとっていたことからか宇野弘蔵など、多くの左翼事件を手掛け、戦後は、社会党および民社党代議士となった。すなわち鈴木は一九一九(大正八)年七月東京帝国大学を卒業し、同年九月より二年間法学部助手を務めた。同人は社会法(労働法)の専攻を希望したが、当時は専門家も研究室もなかったことから、穂積重遠(民法・一八八三〜一九五一)指導のもと私法研究室に席をおいたが、ヨーロッパの新たな法思潮に関心を寄せていた刑法の牧野英一(一八七八〜一九七〇)が「社会法なら自分こそ専門家だ」として、その指導下に入ったようだ<sup>(15)</sup>。そしてその頃、東北および九州の両帝大で新たに法文学部を設立するに際し、東北大学法文学部設立委員長となった京都帝大教授の佐藤丑次郎(憲法・一八七七〜一九四〇)が「教授候補者選考のために東京に乗り込んで来」たとき、鈴木と「会見するや、直ちにその人物に惚れ」こんで、同人を仙台の法文学部教授予定者として選定しよう<sup>(16)</sup>。こうして同人は一九二二(大正一〇)年文部省より在外派遣留学生として「洋行を命ぜられ」、助手期間満了後ただちに同年七月三〇日出国し、独・仏・英・米の各国に留学し、八か月私費延長し、イギリスのサザンプトンを發し、アメリカを経由して一九二四(大正一三)年三月二五日に帰国した<sup>(17)</sup>。この間同人は、一九二一年晩秋ベルリンに到着し一〇か月ほど、ドイツ国内に滞在した(その後フランスに赴き、少なくとも六か月ほど滞在したものと思われる)<sup>(18)</sup>。帰国直後の同年三月二八日、既述のように東北帝国大学教授に任ぜられ、四月より行政法を担当し、やはり翌一九二五(大正一四)年からは「社会法論」の講義も担当した<sup>(19)</sup>。さらに裁判官で、のちに母校・中央大学で民法や商法とともに労働法(講義名称は「産業法」)を講じた中村武(一八九二〜一九八八)も、一九二二(大正一〇)年九月から一九二四(大正一三)年一二月までの約三年間、ドイツ東部のライプツィヒ大学に留学し、ヤコブ・エルヴィン・ヤコビ(一八八四〜一九六五)<sup>(20)</sup>に師事したが、その間ドイツ以外のヨーロッパ諸国を訪れ、司法制度の

實際を視察した<sup>(21)</sup>。また同人は、森山と親しかったようだ<sup>(22)</sup>。このように当時、期せずして、それぞれ帰国後、普通選挙権の実現を目指した運動を中心に後年「大正デモクラシー」といわれる社会思潮に彩られた大正年代末、いくつかの大学で労働法——それぞれの講義名称は異なっていたかもしれないが——を講じることになった日本人が、四人ほぼ時を同じくして、ドイツに滞在していた(当時はおそらく、第一次世界大戦が終了したことから、それを待ち望んでいた法学者を含む多くの日本人研究者がドイツへと赴いたのであろう)。

さて一九二〇(大正九)年夏、孫田がスイス・ベルンからドイツの首都ベルリンに本格的に居を移し、翌年秋にカスケルの門をたたくまでの約一年のあいだ、どのように過ごしていたのであろうか。それは必ずしも明らかではないが、同人の言によれば、まずはエールリッヒの指示により、アントン・メンガーAnton Mengger(一八四一—一九〇六)<sup>(23)</sup>やギールケOtto von Gierke<sup>(24)</sup>の『私法の団体的職分』やフルドの『民法と社会政策』、ブランク『ドイツ民法の社会的傾向』などドイツ民法第一草案に関する著書のほか、ベルンに到着して早々に見出したヘーデマンJustus Wilhelm Hedeman(一八七八—一九六三)の『民法と現代Das bürgerliche Recht und die neue Zeit, 1919』などを読み返すことにより、当時民法が直面していた社会問題などについて、思いをめぐらしていたと回顧している<sup>(25)</sup>。しかし、その過程でとくにメンガーとギールケの主張が真つ向から対立するものであることから、孫田はいずれの説が正しいのか思い悩むにいたったとのべている。すなわち孫田によれば、「メンガーは社会化によって究極は公法だけになるというのであり、ギールケは反対に社会化によって法の性格が変わっていくだけで、公法独裁とといったような考え方は賛成できないという<sup>(26)</sup>」ものであった。こうして民法のみの研究だけでは、このような問題には答えを見出すことができないと考えるにいたったがゆえに、ベルリン大学で労働法を講じるカスケルの私邸を訪問するにいたったと孫田は説明している。また第一次世界大戦に際して日本はドイツの敵国となったことから、そ

の留学期間中の三年間、大学に入学することを許されず、ベルリン大学に籍をおくことはなかったという。それゆえに、私宅での「個人教授」という方法でカスケルから「あいつ相対で、個人的指導を受けた」とのべている。<sup>(27)</sup>孫田がカスケルの許を訪れたのは「一九二二年の夏も過ぎた北歐の冷々ひひやしたうつ、ひび陶しい頃おい」<sup>(28)</sup>「ルビー原文」の午後一時半頃であった。孫田が通されたのは「二十坪位もあつたらうか、部厚い赤い絨毯じゅうたんを敷き詰めたいとも豪華な応接間であつた」。そこに「四十四、五のどつぷりした大男がにこやかに現われた。その態度は至つて如才なく、案にたがい極めて平民的な応対振りであ」つたと孫田は述懐している。<sup>(29)</sup>こうして孫田は毎週二回、一九二三年三月にドイツを離れるまで約一年半ほど、「ども応接間の三、四倍はあろう広々とした大きな部屋、真紅の絨毯が敷きつめられ、部厚な綴帳ぞうじょうのカーテンが重々しくあたりを垂れこめている「ルビー原文」」カスケルの書齋で個人的に労働法の教授を受けた。また孫田はベルリンに居を移してからはカスケルのほかに、シユタムラー Rudolf Stammeler (一八五八〜一九三八) にも、一年ほど、やはり私宅での個人指導を受けたとのべている。<sup>(31)</sup>すなわちカスケルの講義には哲学的、社会学的考察に触れることがなかったことから、同人に紹介されたのであるが、「ぞうじょう待望の『労働法の哲学的基礎』については、「シユタムラー」教授から遂に何等の講義をも聴くことができなかった」と回想している。<sup>(32)</sup>さらに孫田はデルシ Hermann Dersch (一八八三〜一九六一) から、ワイマール憲法二六五条の経営参加論や「産業議会制度」の構想について教えを受けたとのべている。

しかしほかの留学者も、孫田の場合と類似した経験をしていた。すなわち森山はまずスイスのベルン大学では、フーバー Eugen Huber (一八四九〜一九二二) とロトマール Philipp Lotmar (一八五〇〜一九二二) の警咳に接したとし、とくに後者の風貌について「その当時既に七十〔歳〕を超えて居られたが、講堂に於ける教授の講義は澁刺たるもので満堂を圧して居た<sup>(33)</sup>」とのべている。一九二二(大正一〇)年秋にドイツに入国してからは、森山はベル

リンで、ジンツハイマー Higo Sinzheimer (一八七五—一九四五)<sup>(34)</sup> とカスケルの両方に学んだようだ。前者について森山は、同年秋フランクフルト・アム・マインにあった、ジンツハイマーの「余り広壮でない」私宅を訪れたが、その遠来の来訪を喜ばれ、家族全員を紹介されたうえ、同人の労働法に関する書籍をすべて与えられことや、その後統一労働法典編纂委員として、二週間に三、四日の割合でベルリンに滞在したこと、その都度訪ねて教示を受けたと回顧している。<sup>(35)</sup> 一方後者(カスケル)は、当時「まだホヤホヤの売り出し」で判事出身であったが、「如才がなく、その担任せらるる<sup>(ママ)</sup>労働法講義も評判がよく、そのゼミナールも好評であった」が、「一見、会社の重役といったようなタイプで、いかにも怜悯な方だ」と感じのする人だった。その話し振りなども著書と同様、簡潔にして明亮なものだった」と、森山は描いている。<sup>(36)</sup> また同人は孫田と同じく、シユタムラーからも一週につき二時間ほど、約一年間法哲学を学んだと、別にインタヴューを受けたときに応えている。<sup>(37)</sup> 鈴木義男も、ドイツではカスケルとジンツハイマーから個人的に研究指導を受け、フランスでは、リヨン(大学)でピック Paul Pic の教えを受けたと述べている。<sup>(38)</sup> つまり当時は、インフレによるマルクの天文学的な価値低下のなか、為替上の円高状況を背景に日本人留学生が多くドイツ語文献を購入したことは、よく知られている。<sup>(39)</sup> しかしそれだけでなく、現地の学者から相当の受講料を支払って、個人的に学問教授を受けることも、孫田のみが経験した特殊なことではなく、普通にみられたことだったのであろう(森山と鈴木の両人がどのような形で教授を受けたのか、孫田ほどには、具体的に説明してはいないけれども)。そして、森山と鈴木は、孫田とは反対に、カスケルよりもジンツハイマーの方に学問的な親近感を寄せている。

孫田は帰国後、戦前から戦後の晩年にいたるまで、上記のような学問的経験を回顧し、くりかえし公表している。しかしそれは先にのべたように、孫田固有の特殊な経験ではなく、当時ドイツ語圏諸国での在外研究に従事した者

たちにとっては、しばしば見られたことであつたように思われる。ただしたとえ留学に際し、当時彼の地の労働法の最先端を行く者から個人的な教授を受ける機会をえたとしても、日本に帰国したのち、それを日本における学問的体系として実現しえたのは、同様の経験をもった者のなかで唯一孫田だけであつた。その意味では、同人の後に残した業績やその意義は大いなるものであつたといえよう。<sup>(40)</sup>

(1) それ以前の経歴については、孫田自ら『私の一生』(高文堂出版社・一九七四)一三一―五七頁で語っている。

(2) 三藩信三はドイツ法学研究者として令名高かつたが、民法学者としても著名で、一九一五(大正四)年から一九三七(昭和一二)年に急逝するまで二二年間にわたり、東京商大の学部・予科で担保物権法、契約各論および民法総論等を講じた(田中誠二〔司会〕ほか・前掲座談会一三〇―一三一頁)。同人はまた一九二〇(大正九)年の大学昇格の前後に孫田とともに、商法の本間喜一(一八九一―一九八七)を推挙して、一橋の私法学の基礎を構築するに貢献したとされる(藜沼・前掲「民法及び労働法」二二七―二八頁、好美清光「民法(財産法)」一橋大学学園史刊行委員会〔編〕『一橋大学学問史』(一橋大学・一九八六)六〇七頁)。

(3) 孫田の経歴については、孫田自ら記したものが同米寿記念『経営と労働の法理』(専修大学出版部・一九七四)五五一―五五四頁に掲載されている。それによれば、正式には一九二〇(大正九)年四月に「法律学研究のため仏・瑞・独諸國に留学を命ぜられ」たものであつた。しかし当時孫田は勝田主計(よたしゅけい)(一八六九―一九四八)――大正から昭和戦前期にかけて大蔵次官をへて、朝鮮銀行総裁や大蔵大臣等を歴任――の訪欧随員となることが決まっております、「学校の許可も得ていた」ので前年末に渡欧を実行したとしている。孫田が東京帝国大学卒業後、東京高商(当時)に赴任するまでのあいだ岩手県属に続き、勤務していた朝鮮銀行調査局(同丸の内支店(東京)内)入社の便宜をあたえたという勝田への言及は、孫田の同「略歴」同前所以外には記述がなく、その経緯については一切不明である。

(4) ただし孫田・前掲『私の一生』八四頁では「三月四日帰朝」と記載されている。それは、日本に帰国したのではなく、帰国に向けて、ドイツを離れたという意味かと思われる。なお以下、孫田の経歴やその言動については、その自叙伝的性

質をもつ同前書と、同じく、同・前掲『労働法の開拓者たち』を主たる「資料」として、言及する。ただし自伝が一般的に自己肯定的かつ顕示的であるとともに、自身に不都合なことについては黙殺ないし簡略に扱ったりするなど、自ずとバイアスのかかった記述となりがちである。これについては、孫田の場合も例外ではないことに注意したい。

(5) 詳しくは、同前『労働法の開拓者たち』五五―六一頁。

(6) 同前書一五頁以下(なお、同書では「ベルン」と「ベルリン」とが誤植のためか混用されていて、同書を読むにあたっては、孫田の在欧時期に照らして一体どちらを指すのか文脈を意識して読解する必要がある)および同・前掲『私の一生』六〇頁以下。しかし「労働法学者訪問記・如何なる動機で労働法を専攻するに至ったか!」(一)孫田秀春氏「労働立法二巻一号(一九三五・二)七一頁では、「四、五回訪問して指導を受け」たとされている。このインタヴュー記事の方が時間的にも、戦後の回顧録にくらべて、留学から帰国後のより近接した時期になされたものであり、むしろこちらの方に信憑性があるように思われる。

(7) 孫田・同前『労働法の開拓者たち』八頁は、このことについて「何しろ一高以来のえらい先輩であり、また旧知の間柄であったので、私は取るものも採りあえず博士……の許へ伺候した。」(傍線は引用者)とのべている。それにしても、何故に孫田は末弘に対し、このような卑遜な表現をするのであろうか。生年は孫田の方が末弘よりもむしろ二年ほど、学年は三年々長であった。その背景には、孫田は中学卒業(一九〇五〔明治三八〕年三月)後、仙台医学専門学校(魯迅が留学した、のちの東北大学医学部の前身)に進学しながらも、途中退学(一九〇七〔明治四〇〕年四月)し(孫田・前掲『略歴』五五―二頁)、第一高等学校独法科に入学した(同年九月)ときには、すでに満二二歳となっていた。一方、二歳年下であったけれども、当時同校最終学年である三年生として在籍していたのが『末弘ガンちゃん』(孫田・同前書三七六―三七七頁)であった。さらに孫田は既述のように病氣休学により大学卒業が一年遅れて、卒業年度は末弘の三年後輩となった。孫田は末弘に対して「学問の上では十年の先輩として師事してきた」(同前書三四五頁)とのべている。ただしそのような事情が後々まで、両者の交友関係のみならず、学問的なそれにも微妙な影を投げかけ続けたように思われる。

(8) それゆえに孫田は、わが国労働法学の発祥は末弘の東京帝大での「労働法制」開講ではなく、それに先立つスイス・ベルンでの同人との会合の日であったと考えたいとしている(同前書一四頁)。

(9) 同前書一八頁。末弘は戦後(一九四九〔昭和二四〕年二月二六日)、これについて、つぎのようなエピソードとして語っ

ている(同述「法律社会学」(一九四九)六本佳平・吉田勇〔編〕『末弘巖太郎と日本の法社会学』(東京大学出版会・二〇〇七)収録二五頁)。少し長くなるが、参考までに引用する。

「ここで非常におもしろい話がありますから、ちよつとお話しておきますが、ベルンに偶然行つてみると、……既に戦争が済んで(一九一八年一月一引用者、以下同じ)から一年以上経っているのに、……日本の法律家がたくさんいる。彼らは戦争中、潜航艇の危険(ドイツの潜水艦Uボート(U-boat)による商船攻撃のことか)を冒してスイスへ渡つて、ドイツの法律〔書〕を読んでいた。これが、戦争がすんで一年経つて、なおかつスイスを去らない。つまり、ドイツには革命(一九一九年一月のスパルタクス団蜂起のことか)が起つて、これを眼の前に見たら実に感慨無量だと思ふときに、ベルンでドイツの注釈書を読んでいた(笑声)。法律家の名前を言うと、そこらにたくさんおられるから、言わない(笑声)。そのときに驚いたことは、エールリッヒ先生に「日本の法学の」先生方はドイツ語を習っていることを発見した。……ところが、あの方はルーマニアの人で、ドイツ語は変なんだそうですね。決して誉むべきドイツ語じゃないと思うのです。……[当時アメリカで、パウンドRoscoe Pound(一八七〇～一九六四)などにより、その法社会学が注目されていたが、]そういうことを知らないでエールリッヒをドイツ語の先生にしていたという事実を、発見した。私は実に喜びまして、「法社会学者としての」エールリッヒに会いに行きました」。

末弘が留学を終えて帰国の途時に立ち寄つたベルンで遭遇した「日本の法律家」たちとは孫田らのことを指しているのではなくらうか。孫田・前掲『労働法の開拓者たち』一六頁は、日本人医学留学生は、四、五〇人いたが、法学関係の留学者は「ただの四、五人といった淋しい人数しかいなかった」という。新たな法学の知識と教育方法を自らのものとした末弘の眼には、彼らが世界的社会動向に疎く、旧態以前のドイツ流の概念法学に留まっていると映つたのかもしれない。しかし限られた受講者を前にしての「講義」であれ(吉田勇「末弘講義『法律社会学』の成立経緯と講義内容」六本・吉田〔編〕同前書一四一頁は「およそ三〇人」と推定しているが、もつと少なかったのではなからうか)、はたしてこのように軽侮的に語られるべきことなのであろうか。なお末弘がベルンに行つたのは「偶然」ではなからうか。その前に立ち寄つたイタリアで、アメリカ(シカゴ大学)でも世話になつた同僚の高柳賢三(英米法・一八八七～一九六七)から、同人が苦勞してエールリッヒの所在を探索し、ようやく同人がベルンに居ることがわかり、同地で会見したとの情報(高柳「エアリヒの法律社会学論」同『現代法律思想の研究』(改造社・一九二七)所収六四二～六四五頁参照)を知らされ、同人に会うことがそ

の主要目的であったと思われる(孫田・同前書一五一―一六頁)。末弘も自己の行動を都合よく脚色して語っているように思われる。

(10) 宮本英脩著作集『補卷』(成文堂・一九九五)の卷末(二二八―二二九頁)に付された同人の「略歴」によれば、大正八(一九一九)年一月十九日「留学に出発」し(アメリカ合衆国、フランス、スイス、ドイツ)、同一〇(一九二一)年二月六日「帰学」したと記されている。ただし同人は刑法に関わる論文および体系書以外には、ほとんど文書を残していない(鈴木茂嗣「宮本英脩の刑事法理論」同前書所収二五頁〔注〕一)ことから、同人から見たエールリッヒとの会食の様子を知ることができない。

(11) 森山「労働法学の開拓を為した人々——独逸留学中に於ける独逸労働法諸大家の思ひ出——」労働立法一卷一号一〇一頁によれば、同席したメンバーの一人について大谷ではなく、「岩田教授」であったとする。また前掲「労働法学者訪問記(一)孫田」七一頁では、孫田は森山、宮本および大谷に加えて「岩田新氏」(二八八―一九四七・民法、東京商大教授のちに中央大学教授)と応えており、末弘および孫田に加えてこれら四人の名が記されている。岩田会(編)『岩田先生を偲んで』(岩田会・一九六六〔非売品〕)巻末に掲載されている同人の「略歴」一―三頁によれば、岩田は一九二〇(大正九)年三月「民法研究のためフランス・ドイツ・スペイン・イギリス・イタリアに出発」し、一九三三(大正二二)年五月、「在外研究地より帰国」した——孫田とはほぼ同時期ということになる——と記されている。孫田と岩田は後年、「白票事件」を契機とする東京商大における内紛のなかで対立することになる。そのような事情から、戦後刊行された著書(前掲「労働法の開拓者たち」)のなかで、孫田はあえて同人の名を略したのであろうか。

(12) 孫田・前掲「労働法の開拓者たち」八一―三頁、一五一―一八頁。

(13) 『司法保護の回顧』森山武市郎先生顕彰録(同遺徳顕彰の会・一九六九〔非売品〕)三四二―三四四頁収録の「森山武市郎先生年譜」。また森山に関する簡単な評伝として、野間繁「森山武市郎論」『明治大学・人とその思想』(普及版)(明治大学新聞会・一九六九)一五五―一六八頁がある。

(14) 「労働法学者訪問記…如何なる動機で労働法を専攻するに至ったか!」(四)鈴木義雄氏「労働立法三卷一号(一九三六)三四―三五頁、四二頁。なお同人については、拙稿「津曲藏之丞の戦前・戦時期における理論軌跡——石崎政一郎との比較を通じて考える——」『獨協法学八二号(二〇一〇)』九二―九三頁でも触れたが、ここで記述を補足しておきたい。なお

鈴木の東北帝大退官のいきさつについて、滝内礼作「先生の足跡」後掲『鈴木義男』所収一二三頁以下は、つぎのようにのべている。すなわち鈴木が講義に際し、東大助手時代の同僚であり、また友人であった臘山政道（一八九五—一九八〇）の政治学講義案プリントを、その許諾を得て使用したが、印刷所が複製印刷するに際し誤って「鈴木教授述」としたのを、臘山ではなく、東北大学法文学部教授会が問題としたことに起因したという。それは鈴木木の「『赤い』ところが嫌われたためであろう」と推測している。

- (15) 当時東大法学部助手ないし大学院には、私法では東季彦（商法）、小町谷操三（同）、田中誠二（同）、平野義太郎（民法）、中川善之助（同）、我妻栄（同）、政治・公法部門では、鈴木のほか、河村又助、蠟山政道（政治学）、佐々弘雄（同）、山之内一郎（憲法）、木村亀二（法理学）などがいた（河村又介「大家の風格を持った助手」後掲『鈴木義男』五〇頁および我妻栄「義男君の思い出」同前書五二頁）。すなわち時代的には、ILO日本支部に勤務する前の菊池が同学部副主として過ごした時期に数年先行している人的構成であったといえよう（拙稿「菊池勇夫の社会法論」獨協法学九一号（二〇一三）七九—八〇頁〔註一〇〕参照）。助手時代の鈴木については、つぎのようなエピソードが紹介されている。すなわち、同人は当時からすでに「大家の風」を具えていて「他の助手のように九時出勤、夕刻退庁というような小節にはこだわらなかった」。鈴木にそのことをいうと「生活費に足る給料もくれないでそうした勤務を要求するのは不当だ」として、いわゆるアルバイトとして当時新設された東京女子大の講師として法学通論を教えていたという（河村・同前稿四九—五一頁）。
- (16) 鈴木は佐藤から法文学部の全科目をみせられ、どれでも好きな科目を選べと言われて、「毎年別々の学科を講義したいと答えた」ようだが、これは同人の自信と意気が表われていたことを示すエピソードである。さしあたり行政法担当ということになったが、「従来のような註釈的又は形式論的な行政法の講義とは違うという主旨を現わすために、講座名を特に『行政法学論』とかいうことにしたいと申出て承認された」という（同前所）。そのほかに、鈴木の風貌を示す挿話については、我妻・前掲稿五二—五五頁、小町谷操三「一見、尊大だが、親切で世話好き」同前書五五—五七頁、木村亀二「助手時代」同前書六一—六二頁および新明正道「話好きな花形教授」同前書六三—六六頁に示されている。
- (17) 金尾清造「留学当時」同前書収録五七—六一頁。
- (18) 鈴木・後掲「独逸より」(一) 七八—七九頁におおよその滞在および旅行の様子が記されている。
- (19) 同人の経歴については、その病没（一九六三年八月）の約一年後に刊行された鈴木義男伝記刊行会（編）『鈴木義男』（同・

一九六四)四四九頁以下に掲載されている。

鈴木には、講義録『社会法論』(仙台・明文社印刷(謄写版)・一九二七)ただし未見)に加えて社会法に関わる論考としては、つぎのようなものがある。

「社会的立法事業の新傾向」国家学会雑誌三四卷一号(一九二〇)

「労働者 非政党連盟」同前三四卷三号(同前)

「社会保険の価値」同前三四卷五号(同前)

「独逸の社会的理想」同前三四卷六号(同前)

「社会行政の新領域」社会政策時報六〇号

「法律ニ於ケル階級闘争」平野義太郎氏の近業」法学志林二七卷五号(一九二五)

「所謂基本権ノ法律的实现」社会政策時報六四号(一九二六)

「社会的立法の思想的背景」(一)―(四)同前七八、七九、八一および八二の各号(一九二七)

「近時の社会化立法とその理想」『新社会の基調』(新生協会・一九二八)

(20) なお、本稿のなかで言及するドイツ人労働法学者の「人と学問」についての基本情報は、久保敬治『フーゴ・ジンツハイマーとドイツ労働法』(信山社・一九九八)第四章「ドイツ労働法学者事典」一七七頁以下で示されている。

(21) 横井芳弘ほか(編)『彩光―中村武先生の御魂に』(酒井書店・一九九一「非売品」)三〇五頁の中村「略歴」および同前書二六九頁収録の島田勝彦牧師の同人告別式(一九九八年四月二日)に際しての式辞(「中村武兄天に召される」)。なお常盤忠允「中村武へのレクイエム」同前書四九頁は「大正十二年春……〔中村にとって〕宿願としていたドイツ留学を実現し、ライプチヒ大学に留学。」と記しており、時期が一年半ほど遅れている。また中村の「著作目録」については、同前書三〇七頁以下に掲載されている(中村和夫作成)。

(22) 中村武「労働法の移入」労働法講座第五卷『労働基準法』(有斐閣・一九五八)一頁。なお常盤・同前稿四九頁によれば、中村は生前、なぜライプチヒを留学先として選び、いかなる経緯でヤコビに教えを受けるにいたったのかをのべることはなかったという。

(23) 同人の生涯と学説については、簡潔にして、要をえた喜多了祐「アントン・メンガー」一橋論叢五一卷四号(一九六一)

五〇頁以下を参照。なお、そのなかで同人は「久しい以前」に孫田から「メンガー法学の問題性について教示された」と述懐している(五二頁)。

(24) ギールケについては戦前来、平野義太郎『民法におけるローマ法とゲルマン法』(有斐閣・一九二四)をはじめ、石田文次郎『オットー・ギールケ』(三省堂・一九三五)など、すでに多くの文献がある。

(25) 孫田・前掲『労働法の開拓者たち』一一五頁。

(26) 同前書一七頁。

(27) 同前書二三頁。

(28) 同前書一八頁。

(29) 同前書一一八―一九頁。あとで引用する森山の描くカスケル像と共通するところがある(同前書一一六頁にカスケルの写真が掲載されている)。

(30) 同前書二二―二三頁。なお同前書二〇―二三頁には、孫田とカスケルとのあいだの謝礼の金額を決めた(毎回二時間で、一〇万マルク)際のやり取りが記されていて、興味深い。すなわち、カスケルはその金額の大きさに「色にこそださないが、全く驚」いた様子であった。しかし当時一英ポンド＝七円五〇銭＝一〇万マルクで、週二回の講義でも月六〇円(当時の留學費・月三六〇円)は「小遣錢にも当たらない少額」であったと孫田はのべている(しかし、このような数字が正しければ、給与は別に支払われていたとしても、その六分の一となり、決して少額とはいえないように思われる)。

(31) 同前書一八一頁以下。なお同前書一八二頁に、シュタムラーの写真が掲載されている。

(32) 同前書一八三頁。孫田はそのあとに続けて「講義の最中、私は幾度か先生のレッスンをお断りしようかと思ったことだったが、いつも先生の熱意ある講義にほだされて、ついぞ切り出す折もなく、そのまま続けてしまったような次第である。想えば、スタムラー教授にお願いすること自体が早や、その学問的立場からいって、はじめから無理な話であったのであつて、なお他に適当な人もあつたらうにと、私はカスケル教授の御好意に対しひそかな不満を洩らしたことであった。」(同

前書一八三―一八四頁)とのべている。読んでいて、自然と微笑せざるをえず、同書のなかでも楽しい箇所である。

(33) 森山・前掲稿九九頁。なお孫田は、一九二〇年七月エールリッヒに連れられて、ロトマールの自宅を訪ねたが、夏季休暇の避暑に出発してて会えず、二年後の六月イタリアからベルリンへの帰途に際し、再度立ち寄ったが、同人は三週間

ほど前に急逝しており、ついに会うことは叶わなかった(孫田・同前書三七―三八頁)。

- (34) 日本では、周知のごとく、ジンツハイマーについては、その主著であるGrundzüge des Arbeitsrechts. 2. Aufl., 1927<sup>7)</sup>において、その邦訳(植崎二郎・蓼沼謙一「共訳」『労働法原理』(第二版)〔東京大学出版会・一九五五〕または蓼沼謙一著作集別巻(信山社・二〇〇九)がある(吉川大二郎「ジンツハイマー労働法原理」法曹会雑誌三卷一―号、一二号(一九二五)は同書初版の紹介である)。また同人の評伝として、久保敬治『ある法学者の人生』フーゴ・ジンツハイマー(三省堂・一九八六)、またこれに関連する同・前掲『フーゴ・ジンツハイマーとドイツ労働法』もある。なお蓼沼「ジンツハイマー・『労働法原理』」伊藤正巳(編)『法学者・人と作品』(日本評論社・一九八五)のちに蓼沼著作集Ⅷ卷『比較労働法論』(信山社・二〇〇八)三〇―三〇六頁収録は、小品ながら、ジンツハイマーの生涯と学問的意義を理解するのに有用である。わが国戦後労働法学におけるジンツハイマー受容の有り様について、久保敬治「フーゴ・ジンツハイマーと日本の労働法学」季刊労働法一七八号一―〇頁は、一九五〇年代「労働組合の左翼的傾向もあり……ジンツハイマーのGrundzüge. 2. Aufl.は誇張していえば労働法学における聖書、仏典といった空気が「久保と世代を同じくする一九二〇年代前半に生まれ、「戦後労働法学」の主要な担い手であった当時―引用者」三〇歳代の日本の研究者を支配し、いわばジンツハイマー神話ともいわれるべきもの」があったが、その後一九四〇年代以降に生を受けた「日本の研究者の多くにとつては、ジンツハイマー神話はほぼ崩壊しているといっても過言ではない。」という身びいきが強い反面、それ以外の者には冷笑的な眼差しを向ける同人特有の見方を示している。なお、わが労働法学における「ジンツハイマー神話」は戦前からのことであつたのではなからうか。

- (35) 森山・前掲稿九九―一〇一頁。同前所はジンツハイマーの風貌について「弁護士を永くやり、政界にも活躍されただけであつて、<sup>ロートマル</sup>教授のような純学者的なゴツゴツしたところはなく、いかにも肌触りのよい、常識の発達した円満な紳士である」とのべている。なお久保・前掲稿一〇七頁は、森山が「果たしてジンツハイマーと接触があつたのかどうかは疑問であり、不明である。」とするが、その根拠は示されていない。

- (36) 森山・同前稿一〇一頁。

- (37) 「労働法学者訪問記如何なる動機で労働法を専攻するに至つたか―(二) 森山武市郎氏」労働立法二卷二号(一九三五)六九頁。そして同所は、孫田の言とは異なり、シュタムラーから労働協約または労働契約に関する「独自の見解をも教示

された」としている。野間・前掲稿一五八頁は、森山がドイツでは、ハイデルベルク大学で民法と労働法を専攻したと述べている。

森山は戦前に、明治大学で民法および労働法を講じたが、「労働法ノ基本問題」との表題論文(国会図書館関西分館所蔵)で一九三二(昭和七)年九月三〇日、明治大学より法学博士の学位をえている。戦前では、おそらく後述する孫田に次いで二番目に、労働法に関わる主題によって学位をえたのではないかと思われる。同論文は、二四字×一〇行の原稿用紙(左下部のマス目の横に縦書きで「森山用原稿用紙」との記載がある)を使用して、一二五四枚(二分冊〔I…一四七二枚、II…四七三―二五四枚〕・序…一―一〇枚、目次…一―一三三枚、参考文献目録…二四―五九枚、本文…二六〇―二五四枚)を、ブルー・ブラック・インクで手書きしたものである。同稿は森山がそれまでに公刊した自らの諸論考―あとで一覽を示す―を集成・基礎としたものであり、目次構成は大略、つぎのようになってい

第一編 労働契約の史的発展

第一章 概説

第二章 古代に於ける労働契約

第三章 ローマ法の於ける労働契約

第四章 ドイツに於ける労働契約

第五章 最近に於ける労働契約

第二編 労働契約の基礎形態

第一章 労働契約の基礎形態に関する学説

第二章 時間定及び成果定労働契約

第三章 労働契約の基礎形態と報酬形態との関係

第四章 労働契約の基礎形態と雇傭及び請負契約との関係

第五章 労働契約以外に於ける時間定及び成果定諸契約

第三編 傭使契約の労働法

第一章 傭使的労働の基礎概念

第二章 備使契約の観念

第三章 備使契約と継続的債権関係

第四章 備使契約と従属的労働

第五章 備使契約と労働法

その内容は右の目次からも想像できるように、当時ドイツの法理論状況を基本的に踏襲して、各種の役務提供型契約類型のなから雇用関係⇨労働契約関係の特質を抽出し、労働契約における従属性と継続的債権関係に関する議論を展開し、最終的には、労働者の経営参加や経営協議会について(第三編第五章)論じるものである。参照文献については、一九七点に及ぶドイツ語文献を掲げながら、邦語文献については自身執筆したものをのぞけば、「我國においては殆ど文献の徴すべきものはない」(五枚目)として、わずかに福田徳三の『社会運動と労銀制度』(改造社・一九二二)と『社会政策と階級闘争』(同前)の二著および平野義太郎『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』(有斐閣・一九二四)を掲げるのみである。すなわち同論文中に、当時すでに刊行されていた孫田の著書は一冊もあげられていない。

森山は昭和年代に入ってから、行刑とくに思想犯保護事業などに従事することが多くなり、一九四六(昭和二一)年、福岡控訴院検事長を最後に退官し、弁護士を開業後の同年七月三日、公職追放対象者に指定されたが、一九四八(昭和二三)年二月二十九日に逝去した(享年五七歳)。森山の事跡については、前掲『司法保護の回顧⇨森山武市郎先生顕彰録』により知ることができる。

参考までに、知りえた限りではあるが、森山の労働法に関する業績一覧を左に掲げる(刑事法および司法保護、その他、これらに関連するものほぞく)。

一九二四(大正一三)年

「独逸に於ける労働法の史的発展に就いて」法曹会雑誌二卷五号(五月)

一九二五(大正一四)年

「経営組織に関する労働立法に就て」(一)〜(八)法律及政治四卷二号、九号(二月〜九月)

「労働法と一般法曹」法律新聞二四三三五号(八月一八日)

- 「労働立法ト法ニ於ケル社会的自定ノ理念」法曹会雑誌三卷九ノ一一号(九月ノ二月)
- 「古代の労働法制に関する若干の考察」(一)(二)法律及政治四卷一〇号、一一号(一〇月、一一月)
- 一九二六(大正一五)年
- 「労働法演習とカスケル教授の『団結及団結的闘争手段』に就て」法律及政治五卷三号(三月)
- 「被傭者の性質に関する若干の考察」政経論叢一卷一号(五月)
- 「労働法の基礎」政経論叢一卷三号(一〇月)
- 一九二七(昭和二)年
- 「フイリツプ・ロートマル教授と労働法学」政経論叢二卷二号(五月)
- 「労働法研究」(一)(二)法律及政治六卷七号、九号(七月、九月)
- 「被傭者の基礎概念」政経論叢二卷四号(一〇月)
- 一九二八(昭和三)年
- 一九二九(昭和四)年
- 「独逸に於ける徒弟契約」政経論叢四卷一号(二月)
- 「被傭者の基礎概念」(一)～(四)法律論叢八卷二号ノ四号、六号(二月、三月、四月、六月)
- 「労働力に関する刑法上の保護——ドイツ刑法草案を中心として——」同八卷九号(九月)
- 「統一労働法典の編纂について——ドイツに於ける編纂着手までの沿革——」同(同)
- 「従属的労働の性質」(一)(二)同八卷一〇号、一一号(一〇月、一一月)
- 「ベルギーの労働契約法制に就て」政経論叢四卷四号(二月)
- 「労働法から見た官吏の地位」法律春秋四卷二号(二月)
- 一九三〇(昭和五)年
- 「イタリーに於ける労働契約概観」(一)法律論叢九卷二号(二月)
- 「被傭者の株式参加と若干の立法例」法律論叢九卷五号(五月)
- 「労働争議の法規的調整と最近の思潮——英国労働争議及労働組合法を基調として」(一)～(三)法律論叢九卷八号、

九号、一二号(八月、九月、一二月)

一九三二(昭和六)年

「労働争議の法規的調整と最近の思潮——英国労働争議及労働組合法を基調として」(四)(五)法律論叢一〇卷一号、

二号(一月、二月)

「労働契約の基礎形態に関する若干の考察」同前一〇卷一一―一二号(一一月)

一九三二(昭和七)年

「労働法の指導原理——ポットホッフの思想とこれに対する批判——」(二)同前一二卷三号、四号、五号、

七号(三月、四月、五月、七月)

一九三三(昭和八)年

「労働法の指導原理——ポットホッフの思想とこれに対する批判——」(五)(六)同前一二卷二号、三号(二月、三月)

一九三四(昭和九)年

「労働法学の開拓を為した人々——独逸留学中に於ける独逸労働法諸大家の思ひ出——」労働立法一卷一号(二月)

一九三五(昭和一〇)年

一九三六(昭和一一)年

「官吏の被備者性」(一)同前三卷一号

「現行法規に於ける被備者意義——これに関する学説と判例——」(二)(三)同前三卷二号、三号(二月、三月)

これらの業績の多くは、明治大学の紀要に発表された。森山の労働法学研究は一九三六(昭和一一)年までの一〇年ほどの期間にとどまる。それらは(最後のものをのぞき)内容的には、いずれもドイツを中心とした外国法の紹介に徹したもので、たとえば当時数次にわたつて国会に上程された労働組合法(案)などの日本法については言及するものはない。それは森山が検事という公職にあつたためであつたのかもしれない。

(38)

前掲「労働法学者訪問記(四)鈴木義雄氏」三四―三五、四二頁。鈴木には、彼の地における学問研鑽振りを伝えるものとして、まず「独逸より」(一)―(三)思想二四号(一九二三・九)七八―八九頁、二七号(一九二四・一)一七四―一九二頁、三三三号(同年・七)一七三―一九九頁という当時ドイツの法哲学および公法学の動向を詳細に紹介した、候文

の書簡形式をとるものがある。これに関連するのが「スタムラー教授の近業」法学志林二六卷五号(同年・六)八一—九七頁である。そして、これらの姉妹編というべきなのが「仏蘭西より」(一)(二統)(一統・完)法学志林二五卷一〇号(一九二二)四三—六一頁、一一号(同年)七六一—八六頁および二二号(同年)七八—九三頁、「仏蘭西より」第二信、同(統)法学志林二六卷一号(一九二四)七五—九九頁、同前二六卷三三三(同年)一〇〇—一一二頁および同・第三信、同(統)法学志林二六卷四号(同年)九五—一〇七頁、二六卷五号(同年)八三—九五頁である。なお、これら法学志林に掲載されたものの冒頭には、牧野英一による「はしがき」ないし注記が付されているが、それらは鈴木の手記時代の指導教官が、先述したように牧野であったことや、鈴木が牧野に当時ヨーロッパの法思潮を手紙で知らせていたのではないかと思われる。そのような事情によるものと推測する。これらの論考でも、同じく法哲学や公法を中心とした当時のフランスの法理論状況が紹介されている。特に第三信および同(統)では、社会法とくに労働法に関する学説のあり方が紹介されているのは、貴重である。そのほかに、鈴木には、「旅の日記より——マイヤー教授を訪ねて——」(一)中央法律新報四年一号(一九二四・一)(復刻版)一一—一三、一一頁、「ヘーデマン教授の経済法論(上)(下)——旅の日記より——」(二)(三)同前四年二号(同・二)一六一—一七頁、四年三号(同・三)一六一—一七頁、二二—二三頁がある。つまり労働法学については、フランスに関するほどに、ドイツの状況を紹介したものはない。

(39) 孫田「オットー・フォン・ギールケの事ども」同・前掲『労働法の開拓者たち』一〇二—一〇五頁によれば、孫田は一九二二年一〇月一〇日、八一歳で病没したギールケ旧蔵の書籍一万四〇〇余冊を、東京高商(当時)の図書館のために購入に努力し、すでに他からの引き合いがあったにもかかわらず、成功した。このことについて、同前書一〇六頁は「ギールケの暖簾ごと、たった二千ポンド(当時一ポンドが、七、八円の相場—原文)で手に入れたのであるから、まるで嘘みたいな話である」とのべている。こうして一橋大学(東京商大)関係者が孫田についてのべるとき、必ず言及するのは、この孫田在独中にギールケの旧蔵書を購入したことによる、同大学への貢献についてである(たとえば、田中ほか・前掲・座談会二三七—一三八頁、蓼沼・前掲「民法及び労働法」一二二頁および好美・前掲稿六一—九頁)。

(40) 同前・座談会一三七頁のなかで、吾妻光俊は、孫田が労働法の体系を構築することができたのは、その背景として東京商大の、東京帝大とは異なる「自主的な社会科学の総合大学的な雰囲気」があったからではないかとのべている。

## 三 東京商大における「労働法」開講と労働法学の体系実現の志向

孫田は、一九二三(大正一二)年五月に帰国したが、同年六月には、東京商科大学助教兼予科教授(民法、労働法及び法学通論)に昇任した。その翌年の一九二四(大正一三)年の四月には、末弘による東京帝大のそれが随意科目であったのに対し、わが国で正規講義科目(ただし選択科目)としての「労働法」が開講されるにいたった。ただし、それは容易なことではなかったと、孫田は回顧している。すなわち帰国当初、助教であった孫田には、教授会への出席資格もなく、「法律〔科目担当〕の元老教授である国際私法の山口弘一博士に提案」を依頼したが、教授会の雰囲気は「至って險悪で、初めはむしろ悲観的であった」という。孫田は晩年「それも本来もつとも至極な話で当時産業界のパイロット——学内でいわれた言葉で表現すれば『キャプテン・オブ・インダストリー captain of industry』〔引用者〕——の養成機関を以て任じていた東京商大からすれば、労働法というのが如き物騒極まる学科目の許されないことは当然であったろうからである。」とのべている。しかし「最後の土壇場」で、東京商大の「長老、労働問題の権威故福田徳三博士が強く押し切ってくれたため、鶴の一声(ないしは「一喝」<sup>(2)</sup>)で設置が決まった」。福田にとつて、社会政策の延長線上に労働法が論じられ、学生に対し講義されることを当然のこととの理解があつたのであろう。<sup>(3)</sup>

## 1 ドイツ留学からの帰国、そして再びドイツへ赴くまでの業績

おおよそ三年におよぶドイツ語圏における在外研究から帰国してから、一九三六(昭和一一)年一月に再びドイ

ツに一年間ほど滞在するために向かうまでの一三年ほどのあいだ、孫田が発表した論考としては、つぎのようなものがある。ゴシック体・太字で示したのは、孫田米寿記念論文集の巻末に付された「法学博士 孫田秀春著作目録」五五五―五六〇頁中、戦前・戦中の業績として記載されていない<sup>(4)</sup>漏れているものである(なお、同「目録」ではⅠ著書とⅡ論文を区別しているが、本稿では、両者を併せて、それぞれ発表順にまとめている)。

一九二四(大二三)年

一月「労働法の観念について」我観三号

六月『法学通論』第一分冊(有斐閣)

一二月『労働法総論』(改造社)

一九二五(大一四)年

五月「独逸労働契約法草案の内容及び特色」東京商科大学一橋会〔編〕『復興叢書』(岩波書店) 第四輯

七月「独逸戦後の労働立法〔述〕」共同調査会報告一三三号(石炭鉱業聯合会鉱山懇話會共同調査會)

一月「団体協約関係小見」商学研究(東京商大) 五巻二号<sup>||</sup>東京商科大学創立五十周年記念論文集(同文館)

\*両者はまったく同じもの

一九二六(大一五)年

三月『法学通論』(有斐閣)

一〇月『労働立法』長谷川良信〔編〕『社会政策大系』第三巻(大東出版社)〔復刻〕(図書センター)

110011)

- 一月『我国労働法規及判決例 附・各国主要労働法令索引』(清水書院)
- 一九二七(昭和二)年
- 八月『労働法綱要』(警察講習所学友会)
- 一〇月「部分ストライキ其他に因る事業休止と労働希望者の給料請求権」商学研究(東京商大)七巻一号
- 十一月「同盟罷業権と警察権の接点」警察行政研究会『警察夏期大学講座』(警察行政研究会)
- 一九二八(昭三)年
- 二月『労働法』1末弘巖太郎(編)現代法学全集第一巻(日本評論社)
- 四月『労働法』2 同前 第二巻(同)
- 七月「不実の情報に依る就職妨害事件と情報の法律関係」商学研究(東京商大)八巻二号
- 一〇月「労働契約の無効及び取消と給料関係」商学研究(東京商大)八巻三号
- 一九二九(昭四)年
- 一月『労働法論』巻の二各論上(日本評論社)
- 六月『労働契約法論』(未公開)
- 一〇月「如何なる労働組合法を制定すべきか／寧ろ一箇条でも協約法を」社会政策時報一〇九号
- 二月『労働法通義』(日本評論社)
- 一九三〇(昭五)年
- 四月『労働法』(第五回早稲田大学法律講義)法律講義一八(早稲田大学出版部)(ただし未見)
- 五月『産業組合法』末弘巖太郎(編)現代法学全集二八巻(日本評論社)

- 〔労働法〕社会思想社〔編〕『社会科学大辞典』(改造社・一九三〇)
- 七月「新組合法案の批判」朝日民衆講座第一八輯『労働組合法案をめぐりて』(朝日新聞社)
- 一九三一(昭六)年
- 二月『改訂労働法論』総論・各論上(有斐閣)
- 四月「労働組合法の無益なる改悪」法律春秋六卷四号
- 九月「法律上より観たる労働協約の本質及び職分」社会政策時報一三二号
- 一九三二(昭七)年
- 一九三三(昭八)年
- 三月「我国『労働契約法典』私案」法学研究(東京商科大学研究年報)二号
- 九月『民法総則』上卷(有斐閣)
- 一九三四(昭九)年
- 九月「労働立法と協同主義」労働立法一卷二号
- 一月「労働関係の団体性とストライキの合理性」中央公論一月号
- 一九三五(昭一〇)年
- 二月「労働協約の個人性と団体性」労働立法二卷一号
- 〔労働組合法に関する諸家の意見／労働組合法に関する卑見〕同
- 〔労働立法講話〕(一)同
- 三月「来るべき争議調停法の改正と総罷業」(一)労働立法二卷二号

- 「労働立法講話」(二) 同
- 「労働法閑話／東雲のストライキ」(一) 同
- 「我国に於ける体系的労働法判例総覧」(其の二) (南部忠蔵と共筆) 同
- 「我国に於ける体系的労働文献集成」(其の二) (中野藤吾と共筆) 同
- 四月 「来るべき争議調停法の改正と総罷業」(二・完) 労働立法二卷三号
- 「労働立法講話」(三) 同
- 「我国に於ける体系的労働法判例総覧」(其の二) (南部忠蔵と共筆) 同
- 「我国に於ける体系的労働文献集成」(其の二) (中野藤吾と共筆) 同
- 「労働法閑話／東雲のストライキ」(二) 同
- 七月 「雇傭」末弘巖太郎・田中耕太郎〔編〕『法律学辞典』第二卷(岩波書店)
- 一九三六(昭一一)年
- 一月 「労働立法講話」(四) 労働立法三卷一号
- 「我国に於ける体系的労働文献集成」(其の三) (中野藤吾と共筆) 同
- 二月 『大日本商業法規教科書 民法篇』(大日本図書)
- 『大日本商業法規教科書 商法篇』(大日本図書)
- 「労働立法講話」(五・未完) 労働立法三卷二号
- 「我国に於ける体系的労働文献集成」(其の四) (中野藤吾と共筆) 同
- 三月 「我国に於ける体系的労働文献集成」(其の五) (中野藤吾と共筆) 労働立法三卷三号

そこでつぎに、これらの業績を通して表(現)われた孫田の労働法学がいかなる点で特徴的であったのかを検討したいと思う。

## 2 労働法学の体系実現の志向——末弘との方法論的対立——

ドイツから帰国した当時(ただし正確な日付は不明)、孫田は末弘が東京帝大で開講した「労働法制」の講義録(受講学生が筆記したものを業者が印刷・製本したもの)を購入して、目を通したときの感想を晩年つぎのように述べている。それは孫田の側から見た、両者の労働法学に関する基本的態度と方法の違いがわかりやすく示されているように思われる。<sup>(5)</sup> いささか長くなるが、引用する(傍線は引用者)。

末弘講義録の「中味は大体資本主義社会の解剖に始まり労働問題や労働法制の重要性と必然性といったものの解明に止まっており、『労働法学』といったような『法律学の一分科』としての特殊法域としての法律学などとは程遠いものであった。つまり末弘博士は最初アメリカに留学し英米法の実践的研究方法に魅せられ労働問題については、当時有名な Commons & Andrews の Principles of Labor Legislation 1916あたりを熟読玩味されたであろうことは必至であるから労働法学といった体系的理論構成よりも労働立法や労働法制の資本主義下の動態的考察に興味を引かれた事は当然のことであったであろう。その後フランス留学中においても Paul Pic の著書を耽読したのであることは察するに難くなく、むしろその労働法学としての理論といったものよりも労働立法制度としてのその industrial legislation の資本主義社会面における動向や効果の面に強く惹き付けられたことは疑なかつたことだと思ふ。……博士のこの考え方や研究方法論には勿論博士なりの法律理論的根

拠のあったであろうことは、私にもよく判っていたが、全法律学の進歩的過程において、労働法学なる特殊法域の生成発展を考えると、唯そのような資本主義社会における労働立法の動態的發展や効果を研究しただけでは、いまだ法律学の一文科としての労働法学はまだまだ成立するに由がない。法学の理論的体系としての労働法学の成立には又それだけの必要な統一的な理論構成がなくてはなるまい。これなくして法律学としての労働法学の成立は絶対に不可能である。いわゆる『体系的労働法学』これこそが今後の課題であった。いくら資本主義の解剖を試みたとて、そこに労働法学としての基礎理論がなければ体系的労働法学の生れて来るわけではないか。こんな風に考えて私は末弘博士の『労働法制』の講義に心中到底心服し得ないものを持っていた。そして、それはそれとしておいて、私だけは、カスケル労働法から頂戴してきた『体系的労働法学』の建設に一步一步踏み出してみることに関心を固めた。その手始めとして着手したのが東京商科大学における『労働法講座』の開講であったのである。」

孫田の「労働法」開講からすでに九〇年が経過している今日からみれば、どちらが適切とか優先されるべきかという発想それ自体が適当なものとは思われない。しかしこのような孫田と末弘との労働法学への接近方法の違いは、同人らの渡欧中、とくに当時のドイツにおける理論対立のあり方が反映されていたように思われる。すなわち孫田によれば、シンツハイマーの Grundzüge des Arbeitsrechts, 1. Aufl. 1921 は「原論的な本だといえ、ただの五十七頁に過ぎない小冊子」であったが、それが出版されて間もない頃に、手に入れて通読したところ「至る処に法の新しい見方が力強く展開されており、はやその冒頭の序文からして強く心惹かれるものがあった」ことから、早速にカスケルとの個人教授に際し、同人にこれを示したところ、カスケルはそれをテーブルの上に叩きつけて、

「……こんなものは労働法学の本ではないぞ!」「俺は断固ジンツハイマーをトートシーセン(射殺)する!」と大声で叫んだという。孫田は思いもよらぬカスケルの激しい反応に驚愕するとともに、「それにしても、どうしてかくまでジンツハイマーに敵意を示されたものであろうか。その原因は、先生の口吻からしてどうやら立場上の相違にあるように思われるが、恐らくそれだけではあるまい。何か別に感情上のもつれが手伝っているのではなからうか」との感想をもらしている。<sup>(6)</sup>そして翌一九二二年一月には、カスケルとニッパードイ兩人によるジンツハイマー批判が提示されたが、孫田は、いずれも「ジンツハイマーのいわゆる社会思想を中軸とする発展原理の考え方に反対し、社会学的・建設的方法なるものの法学的無能力を強く衝いたものであった」と紹介している。<sup>(7)</sup>これに対しジンツハイマーが反論を提起するという経過をたどったようだ。<sup>(8)</sup>そして孫田は、このあと、つぎのように続けている。<sup>(9)</sup>

「この論争を大きく取上げたのは、不思議にもわが日本の労働法学界においてであった。それは周知の如く、故末弘博士がジンツハイマーの方法論を取り上げて大々的にこれを宣伝し、カスケル一派を敵に廻して以て自己の立場を明徴ならしめんことにこれ努めたからである。これがために労働法学の方法論の対立は、本家本元のドイツを離れて、むしろわが国内に持込まれたかの觀を呈し、かくしてだんだん多くの学者が法社会学の魅力に酔わされるようになってくると、次第にジンツハイマーは人格化され、カスケルはこれに反していよいよ以て概念法学の権化でもあるかの如く哀れにも印象付けられていったのである。そののみか、人もあろうにこの私までがその組上りのほ(「ら」)され、末弘は進歩的法社会学者であり、カスケルの弟子の孫田は固陋な概念法学者であるなどと、まことしやかに触れ廻る者さえそこかしこに見られるようになってきた。……私は法社会学的方法を礼讃こそすれ法律理論的方法を採るなどとは一言もいつていないのである。従つて、法社会学の

方法を探るといいながらも、少しもそれができていないではないか」という批評なら私は甘んじてそれを受け  
るが、「カスケルの弟子孫田もまた概念法学者である」という批評に至っては、これを恩師のためにも如何と  
も聞き捨てならぬ暴言であつて、許し難い。」

これはおそらく、戦前当時のみならず、戦後一九五〇年代の理論状況を背景としていわれたのかもしれない。こ  
こに戦前来一貫して存在し続けた孫田と末弘の対立および孫田の側からの苛立ちに似た感情が素直に表現されてい  
るように思われる。末弘の孫田評は、同人の著作に対する書評を通じて繰り返し表明された。すなわち末弘は、孫  
田が一九二九(昭和四)年二月に刊行した——あとで紹介する——概説書である『労働法通義』(日本評論社)  
について、早速翌年二月には、法律時報二卷二号「新刊批評」三五—三六頁で取り上げている。<sup>(10)</sup>冒頭、末弘は孫田  
が『労働法通義』を著して労働法の全体に互る系統的解説を興へられたことは、学界の為め誠に喜ばしい事柄であ  
るとし、総論および各論の二部構成とする本書の篇別を短く紹介したあとで、「唯欲を言ふと相当重要な点につ  
いて物足りなく思はれる点が多量ある」として、つぎのようにのべている(同所)。

「本書は近代的労働法の基礎たるべき資本主義社会の特色について充分の説明を與へていない。其の結果近代  
的労働法の発生原因を説くに当つても其発生すべき社会的必然性を明かにすることを力めずして寧ろ其原因を  
法律思想の変遷に求めているの觀がある。……労働法の発生及発達原因として資本主義社会そのもの、特色を  
説いていないことは本書にとつて相当大きい欠点である……。著者は労働法を専ら労働者保護法として觀察し  
ている。而して其保護の根柢を労働者の人格保護に求めている。けれども従来諸国の労働法発達の歴史を具体

的事実について観察すると、労働法の発生及び発達は決してかくの如き思想的変遷にのみ基因しているものと見るを得ない。元来社会政策乃至労働法は資本主義社会それ自身の自己調節であつて、資本主義そのもの、内に包蔵されている矛盾を適当に緩和して其永続を計ることを其根本的使命とするものである。……成程人格主義的理想が労働法の発達に貢献した事は事実である。けれども、資本主義社会の労働法は資本主義社会それ自身の必要によつて生まれたのであるから、其発達も亦資本主義それ自身の必要によつて制約されざるを得ない。」

そのほか、このわずか二頁にもみたくない書評のなかで、国際労働法を除外している点や法解釈論上の論点(就業規則の法的根拠として企業主が「企業統制権」という特殊な自治的立法権が与えられているという説明に対する批判)に言及している。しかし末弘の批判は孫田が労働法を必要とせざるをえない資本主義の構造的な側面に着目した接近方法をとらないことに焦点がしぼられている。孫田が繰り返し自らと末弘との方法論的相違、とくに孫田が法実証主義的な態度に終始し、法社会学的な方法態度をとらない——孫田自身は、これを否定している——ことへの批判に対する反発の直接的な淵源は、ここに発するものであつたと思われる。そして孫田の末弘に対する怨嗟とも表現できるような反論は、このあとにも繰り返し発せられることになる。

### 3 孫田における労働法の体系構築

#### (1) 労働法の体系化の試み——『労働法総論』(一九二四)の刊行——

一般に末弘がその労働法理論体系を公にすることがなかったのに対し、片や孫田がカスケルのもとで研鑽をつみ、「ドイツ労働法学の正統たるRechtsdogmatikの標準的解釈論を巧みに撰取」し、帰朝後間もなく、労働法の理論体

系を著わしたことが両者のいま一つの対照性として、指摘されてきた。<sup>(1)</sup>この点について、孫田自身も「いわゆる『体系的労働法学』これこそが今後の課題であった」とし、労働法学の体系構築に意をもちいたことを自負している。そこで孫田の労働法体系系というものがいかなるものであったのかをつきに検討してみよう。

孫田はドイツから帰国した翌年の一月、「労働法の観念について」我観三号で、労働に関わる法律講座の名称について「労働法」に統一すべきではないかとし、また併せて、そのなかに含まれるべき内容についてのべていた。それは同年末に公刊されることになる自らの体系の劈頭を飾る『労働法総論』(改造社)の内容を予告するものであった。孫田は同書「はしがき」でも一九二二(大正一〇)年に末弘巖太郎により始められた労働法講義に関して、いまだ共通の科目名が確立していないことが労働法学の不安性を示しており「少くとも学科の名称位は此際せめて一定して置き度い」として「私はこの種の学科の性質及地位に鑑みて寧ろ之に労働法なる名称を冠せむことを提唱する」(一一二頁)とのべていた。同書の目次構成(第一編「総論」)は、つぎのようなものである(後述するが、一九三一〔昭和六〕年刊行の「各論」上と併せて合本・刊行された本書の改訂版では、ゴシック体で示した各章は附録とともに削除されることになる)。

#### 第一章 労働法の基本観念

##### 第一節 労働法の法域／第二節 労働法の統一／第三節 労働法の定義及び本質

#### 第二章 労働法の研究方法

#### 第三章 労働法制の変遷

#### 第四章 労働法の理想

第五章 労働法と相接領域との関係

第一節 労働法と社会政策との関係／第二節 労働法と経済法との関係

第六章 労働法上の立法主義

第七章 労働法の法源

第八章 労働法の効力

第一節 時に関する効力／第二節 人及び場所に関する効力

第九章 労働法上の人

第一節 被傭者／第二節 傭主

第十章 労働法の範囲並に系統

附録 労働関係主要法令

孫田は本書を執筆・刊行した動機として、民法や商法、刑法などの実定法学には、それぞれ総論があるように「労働法にも労働法総論なるものがならぬ筈であるといふのが私の考え」(三頁)から、まとめたとのべている。このような構成がカスケルの議論に依拠したものであることは、従来から多く指摘され、本人も自認していた。

孫田は第一章第三節「労働法の定義及び本質」において、「労働法とは『労働関係並に之に附随する一切の関係を規律する法律制度の全体』を指称するの謂である」(三九―四〇頁)と定義している。<sup>(12)</sup>そして、その意義を次のように分析する。まず「労働とは(イ)労働法上『法律的義務』の履行として」なされるものであり、(ロ)『契約に基づく』法的義務の履行としてなされ、(ハ)『有償に』なされるもの(無償労働は労働法の対象ではない)である。

(二)それはまた『職として』なされる、換言すれば「生活の資源を得るの目的を以て之を為すことを謂うのである」(四〇—四四頁)。そして最後に労働法上の労働とは(ホ)『從属的關係』のなかでなされるものである。孫田は「從属關係とは或者が身分的並に經濟的に他の者の意思に服従し其の者の隷属的部分と為るの状態を謂うものである」(四四頁)と説明する。それは「労働が自己決定のものでなくして他人決定のものたる場合に存する」(四五頁)。要するに「労働法上の労働とは契約上の義務に基き從属的關係に於て職として為さるゝ所の有償的なる労働なる」もの(四六頁。点ルビ原文)である。すなわち、ここに今日まで続く、労働法の特性としての從属労働理解の端緒がドイツ法理に基づき明らかにされた。しかし「從属性」の内容として、一方で「身分的並に經濟的」——社会的・經濟的關係ということか——なものとしながら、他方で「他人決定」ないし「契約上の義務」によるとしているが、両者の關係やその意味内容をいかに理解すべきか、十分には捕捉しがたい。つぎに労働を提供する「被傭者」とこれを受ける「傭者」とのあいだの「労働關係」について、孫田は労働という一種の經濟的価値を提供し、これに対する報酬を受け取るという点で「單純な債權關係」であるかのように見えるが、そこには一般債權關係にはない特殊な要素が包含されているとする。すなわち、それは労働者が使用者に提供する労働——孫田は労働「力」とはいわない——が「本来彼等自体とは分つべからざる人的給付」であり、売買(日本民法五五五条)や贈与(同五四九条)、賃貸借(同六〇一条)とは異なるとする。また労働が「被傭者の唯一の生活資源であつて其の意思の如何に拘わらず傭主との隷属關係に於て器械的に提供せられ、謂はゞ身分其ものゝ提供ともなつてゐる」点で、一般雇傭關係とは法律上別個の契約類型をなしている(五三頁)とする。ただしそこで對比される「一般的雇傭關係」とは具体的にいかなるものが想定されているかの説明はない。また労働關係を「身分關係」と捉えているのは、戦後の今日とは異なる。そして、このように説明するとき、もつぱらドイツ法を前提としながら議論していた。な

お孫田は労働関係においては、債権的・経済的要素と身分的要素とのいずれが重視されるべきかとの問題については、後者が重視されるべきであるとする。すなわち「其の身分的方面が飽迄も其の本体であり、これに備主と被備者との間に於ける経済関係——労働対報酬の交易関係——が附随しているに過ぎないものと解し度い。随て労働関係は之を債権関係と称するよりは寧ろ身分関係であると謂ふのがより能く其の本質を竭しているやうに思ふ」(五六頁)とする。そして労働関係は当事者間の単純な個人関係にとどまらずに、労働分配、労働時間および賃金のあり方など「社会公益」とも関係している点で「社会生活上の公的關係」をも有する(五七頁)と指摘している。こうして孫田は「社会法的身分的な組織関係であると称することを得るであろう」(五九頁、圈点省略)している。つぎに第二章「労働法の研究方法」については、先に紹介した当時ドイツにおけるカスケルおよびニツパーダイに代表される「法律理論的方法」とジンツハイマーを典型とする「法律社会学的方法」の二つが対立していると紹介しながら、孫田自身は、実定労働法はまだ十分に整備されていないことから、法理論の発見はその理論的研究によつて実現することはできず、むしろ社会内部の実生活に立ち入つてこそ「具体的法律形式」を捕捉することができるとして、「法律社会学的方法を以て最善のものと做さざるを得ない」(六九頁)としていることが注目される。すなわち後年孫田はもっぱら前者の立場に依ることを明言していた。しかしいまだ、末弘との対抗関係が顕在化していない当時は、必ずしもそれと同じ態度をとっていたのではないこととなり、興味深い。

そして第四章「労働法の理想」においては、孫田が生涯を通じて提唱することになる「人格主義労働法」の理念がすでに萌芽的に論じられていることが注目される。すなわち同章冒頭で孫田は「労働法は一つたい如何なる理想に向て進んで居り又進むべきものであろうか」(一二六頁)と問うている。このような問題に答えるには、資本と労働との関係をどのように把握するかが重要であるとして、三つの見解を紹介する。すなわち、(一)「資本と労働

とは本質上全く相容れない二つの利益であるといふことから出発している。「マルクスの階級闘争説の立場」である「闘争主義の労働観」(二二六—二二七頁)である。つぎに(二)「資本と労働とは本質的に相容れないものではなくして、唯相互に其の利害を異にしているに過ぎないということから出発している」「契約主義の労働観」(一二七—一二九頁)というものである。そして両者を弁証法的に統合するようにも思われる。(三)「資本と労働とは相反する利益には相違ないが、さりとて之を自然の成行に委せて不断の闘争の状態に置くといふことは社会共存の利益と相容れない害悪であり、須らく其の間に或る協調点を求めて社会公益の立場から労資を打て一九となす所の理想的な生産組織を編み出して行くべきであるという」「社会連帯主義又は上層組織主義」(一二九—一三〇頁)である。しかし孫田は、いずれもとりにえない(一二二頁)と宣言する。労働法の理想は労働と資本との関係のなかではなく、「絶対的に労働の『独り自らの本質』のなかに之を求めることにしなけれならぬ」(同前頁)という。結論的にいえば、それは『労働人格の完成』にある。この「労働人格」という言葉について、孫田自身も法学的概念でないことを承知しながらも、つぎのように説明する(一二三頁、原文中の点ルビ削除・引用者)。

「『労働力の完全に人格化せられたる状態』即ち『権利客体』としての労働力が権利主体たる地位に進んで労働力と其の所持者の人格とが完全に合一したる状態」を謂う」。

これだけでは、その趣旨が不明であるけれども、孫田は本章と同じく改訂版では全面削除されることになる第三章「労働法の変遷——労働と所有権との史的考察——」として、比較的大きな紙幅(七六一—二五頁)をあてて、ギリシャ・ローマ時代から二〇世紀の二〇年代にいたる労働法というよりはむしろ、労働に関する法的理解・把握

の変遷を追跡し、第四章でつぎのように要約している(二三二―二三四頁)。すなわち(一)上古の時代では、使用者が「労働の上に単独支配権を有つてをり、労働人格は全く零であった。そして労働者の『Parson』其のものが労働関係の目的物となつていた」。つぎに古代ローマでは、「労働契約の形式が現はれて来て、自由人たる労働者の人格が労働力とは離れて臆気ながら認められるやうに為つてゐる」。そのでは労働者の『Parson』の賃貸借という考え方がなお膠着していた。そして(三)中世から近世にいたる啓蒙時代にいたると「労働力の方は依然旧態に置き去りにされたけれども、労働者の人格だけは高く掲げられて一躍人並のレベルに迄持ち上げられ、傭主との間の名目上の契約自由が兎も角認められやうに為つた」。ここでは、労働力は権利の客体であり、労働者はこれを所有する権利主体であるという考え方が拡まつた。しかし孫田にいわせれば、それは錯覚であり、(四)「元々労働者人格は単一不可分たるべき筈であつて、同一の人間に付き其の客、体としての労働力と主体としての人格とを分ち得べき筋合のものではない」(傍点は原文)というのである。二〇世紀にいたり、当時「労働の人格的方面を高唱し、又労働者の経営参議の思想を取入れんとしているのは、実は皆従来権利客体として留つていた労働力を主体化して、右擬制人格との実質的合一を持来さうとする努力の一端とも観るべきものである。」(一三三―一三四頁)と孫田は理解・説明している。このように労働者の経営参加を称揚し、このことを二つの円を一部重ねて並べることにより成立する楕円形のなかの二つの中心点を例にとつて、つぎのように説明する。すなわち「中心の一は契約であり他は共定〔共同決定〕のことか―引用者〕である。今この構図の中に於て漸次契約に求心力が衰えて、独り共定を中心とする労働円に進みたる秋が即ち労働力の完全に主体化された極致であつて、所謂労働人格の完成したる時期となるのである。この極致を私は労働法の理想と名づけたと思ふ」。こうして労働者の経営参加・共同決定の実現ということが孫田の「労働法の理想」と称することの具体的な内容であることが理解できた。しかし孫田はさら

に続ける(一三五頁)。

「之を要するに労働法の理想は労働力が擬制的人格の内容を完全に充実せる状態であるから、こゝに至つたならば契約制度なるものは従て存するに由なきこと、為つて来る。そして所謂『完全なる共定』のみが専ら行はること、為るであろう。……この状態は労銀 (Lohnsystem) の全廃を意味するものであつて、財の所持者と労働提供者とは同等の権利を以て企業の遂行に当ること、なる訳である」。

孫田自身も自認するが、はたして、このような世界が現実のものとなるのかどうか。これはある種のユートピアを語るものではないか。また労使(資)共同決定を希求する孫田にとって、その「労働人格」把握が現実の歴史のなかで、とくに戦時中、どのように展開されていくのかは、あとでみることになろう。

そして最終章で孫田は、実定労働法はまず、大きく「労働契約法」「労働保護法」および「労働組織法」の三つの部門に分かれる(二三三頁)とする。第一が「個人間の労働受給の関係を規律するの法」であり、第二の労働保護法はさらに、労働者保護法——使用者の国家に対する公法的義務——と労働者保険法——被用者の国家に対する公法的請求権——との二つに別れ、さらに第三のものは「各職業階級を基礎とする傭主又は被傭者の組合団結並に各経営を基礎とする被傭者団体組織の關係」法である。そしてこれらを併せて「労働法の系統中四個の主要部門」を画することとなった(二三四頁)。孫田によれば、労働法の体系はこれにとどまらず、「更に団体協約法及び労働争議法の二つを画することが出来る」として、最終的に「労働法には団体協約法、労働契約法、労働者保護法、労働組織又は団結法、労働争議法及び労働保険法の六個の部門の存することを識るのである」(二三五頁)としていた。

こうして孫田は続く第二編以降の各論においても、このような六つの部門について、順次説明を加えていくことを予告して、本書を締め括っている(二二六頁)。このような各論の体系について、労働協約が第一の順序となっていること、個別紛争と集団的紛争とが併せて、同じく「労働争議」として捉えられていること、そして労働法と社会保障法とがまだ未分化の状態にあったことを反映し、労働保険が労働法の一部門として位置づけられていることが、特徴的である。ただし、このような労働法の体系理解はその後も維持されるのではなく、時代に応じて各々修正されていくことをあとでみることになる。

(2) 『労働法論 各論上』(一九二九)の刊行と同書改訂合本化(一九三二)

① 『労働法論 各論上』(一九二九)の刊行

『労働法総論』刊行の約四年後の一九二九(昭和四)年の年初に公開された『労働法論』の各論の初巻にあたる巻の二——先に刊行された『総論』が「巻の一」に相当するという趣旨であろうか——『各論上』(日本評論社)が刊行された。同書の目次構成は、つぎのようなものである。

第一章 労働調整

第一節 失業の観念

第一款 失業の意義及び範囲／第二款 失業の原因及び種類／第三款 失業の沿革及び労働権

第二節 失業対策

第二款 労働調節／第二款 失業救正

## 第二章 労働契約

### 第一節 総説

第一款 労働契約の意義及び性質／第二款 労働契約の種類／第三款 労働契約の法源

第二款 労働契約の締結

第三款 労働契約の無効及び取消

第四節 被傭者の義務

第一款 労働義務／第二款 忠実義務／第三款 附随義務

第五節 傭主の義務

第一款 給与義務／第二款 保護義務／第三款 附随義務

第六節 労働の結果に対する被傭者の権利

第七節 労働契約の終了

第八節 徒弟契約

まず一見したとき、『労働法総論』で予告されていたのとは異なり、労働協約ではなく、最初に労働の意思も、能力があっても、就労の機会を得ることのできない「失業」問題が取り上げられている(第一章)<sup>(13)</sup>。ただし、それは同書全体(本文三九四頁)の一割強程度の分量(四五頁)で、その余の紙幅はすべて「労働契約」を扱うところとなっている。なかでも、第二節「締結」「無効と取消」(六五―九八頁)と「終了」(三五―三八五頁)のあいだに置かれている、「被用者」および「傭主」<sup>やといぬし</sup>の義務に関する記述部分(九九―三三九頁)は本書の三分の二ほど

の分量を占めている。とくに後者（使用者が労働者に対し負担すべき義務）には、同書全体の半分強の紙幅が割り当てられている。孫田はまず、労働者が使用者に対し負担する三種の義務、すなわち「労働義務」「忠実義務」および「付随義務」について論じる。「労働義務」はいうまでもなく、その労務提供という労働契約上の基本的義務である。「忠実義務」は使用者が労働者に対し負担する「保護義務」に対応し、一般債権契約や雇傭契約とは異なり、「傭主と被傭者との間に於ける身分的なる関係をも包含し、むしろ之を骨子として成立している」とする（一三〇—一三一頁）。それには、使用者の指揮命令に従う「服従義務」、業務上の秘密を遵守する「黙秘義務」および誠実に労務を提供する「促進義務」の三つがある（二三三—二四一頁）。また「付随義務」について孫田は損害賠償義務と「契約の特約」を指すとする（二四一—二五〇頁）。今日では、これらをあえて労働者の義務として論じることはない。そして、反対に使用者が労働者に負うべき義務として、孫田は「給与（の支払い）義務」「保護義務」および「附随義務」の三つについて論じる。そのなかでも、もっとも大きな分量を占めるのは「給与義務」であり、実に一五一頁から三三四頁までの一八四頁、およそ本書全体の半分弱にも及んでいる。しかし具体的な内容をみると、給与形態（金銭か現物・物的利益（借家・借地、社宅）の区別から始まり、計算方法（時給・月給・出来高給）、退職金・賞与、支給時・場所、危険負担や休業補償、さらには休暇のことまで詳細に論じている。すなわち戦後であれば、労働基準法を中心とした労働保護法分野の問題として論じられる課題が、当時は規制する立法がまだ十分でなかったことから、労働契約法上の中心的課題として議論<sup>14</sup>されている。そして、これら以外の、使用者が労働者に対し負うべき義務として「保護義務」については、労働者の「忠実義務」に対応するが、同じく「一定の限度存すべきは言う迄もない」とするのみで、具体的にはほとんど何ものべていない（三三四—三三六頁）。「附随義務」についても、労働者の「就労請求権」に対応する「使用義務」が「特別な場合」には使用者にあると指摘する以

外には、やはりほとんど何ものべていない。いずれにせよ、このような議論の仕方を見ると、それがいかにも、ドイツ法に範をとったものと思わせるものであることは、確かである。<sup>(15)</sup>なお第二章「労働契約」の掉尾をかざるのは「徒弟契約」である。一九四七(昭和二二)年制定の労働基準法には第七章「技能者の養成」(六九条―七四条)という一章が設けられている。今日講学上、このような課題は職業教育ないし能力開発として論じられる。しかし戦前は、それ自体、議論されるべき重要な課題であったのであろう。<sup>(16)</sup>

② 『改訂労働法総論・各論上』の刊行(一九三二)

孫田は本書を刊行したあと、同じ(一九二九)年の年末(一二月)には、後年自ら「労働法全般に互り通論乃至入門の意味を以て簡略に書かれた」(後掲『改訂労働法論』総論・各論上「はしがき」二頁)と評した『労働法通義』(日本評論社・一九二九)を刊行する。さらに同書を世に問うたわずか約一年後の一九三一(昭和六)年二月に、旧『総論』と『各論上』とを併せ、かつ両者を改訂して合本化した『改訂労働法論』総論・各論上(有斐閣)を刊行している。同書を従来刊行した孫田の労働法体系をなす『労働法総論』と『各論』上の二書とくらべたとき、立法上、大きな変化が見られたわけではないことから、その時間的間隔がわずか二年しかない後者について、目次構成上の相違は見いだされない。しかし『総論』については、旧版とのあいだに形式的に見ても、いくつかの違いが見いだせる。つぎに改訂版における第一編「総論」の目次を掲げる。

第一章 労働法の基礎概念

第一節 労働立法

- 第一款 労働立法の社会的考察／第二款 労働立法の統一的傾向／第三款 労働立法の存立理由
- 第二節 労働法学
- 第二章 労働法の研究方法
- 第三章 労働法と相節領域との関係
- 第一節 労働法と社会政策との関係
- 第二節 労働法と経済法及び社会法との関係
- 第四章 労働法の基本関係
- 第一節 基本関係の当事者
- 第一款 傭主／第二款 被傭者
- 第二節 労働関係
- 第五章 労働法の法源
- 第六章 労働法の適用範囲
- 第七章 労働法上の自治
- 第八章 労働行政官庁
- 第九章 国際労働法
- 第十章 労働法の範囲及び系統

旧版とくらべたとき、『総論』に当てられた頁数は一〇頁ほど少なくなっている(二二七頁)。孫田は新著の「は

しがき」冒頭で「愚著『労働法総論』は今から思えば名実共に愚か極まる著書であった」(二頁)と断言している。このような表現は過度に謙抑的言辭であるように思われるが、論述内容は旧版にくらべて、より詳細なものとなり、全面的に改稿されている。既述のように第三章「労働法制の変遷」第四章「労働法の理想」第六章「労働法上の立法主義」および第八章「労働法の効力」が全面削除されて、新たに第六ないし第九章が書き加えられている。しかしこれらの章はすべて併せても、三〇頁ほどの分量にすぎず、内容的にもさほどの重要性があるとは思えない。注目すべきはまず、旧版第一章第二節「労働法の統一」および第三節「労働法の定義及び本質」を改訂した新版第一章第二節「労働法学」(二九―五七頁)であろう。孫田は同節冒頭で「労働に関する法制及び理論が統一的な全部として独立に法学研究の対象を成すものとなるか否かは一つの大きいなる問題である。」(二九頁)という。これは末弘が一九二一(大正一〇)年、東京帝大法学部において労働法を開講するにあたり、「教授会でいまだ労働法と名付けられる体系的法律はないとされた」がゆえに、「労働法制」という名称で講義せざるをえなかったことにも示されるように、労働法学の学問的存在意義をいかに確立するのかは、孫田個人にとどまらず、発足後間もない日本労働法学にとって重要な課題であった。それゆえに孫田は当時のワイマール・ドイツの議論——「人間労働を規律する法規の総体」と捉える者(ジルバーシユニット Wilhelm Silberschmidt)、シユリッター)、『労働の他人決定 Fremdbestimmtheit der Arbeit』概念をもつて限界付けんとする者(ヘーニガー Viktor Hoeniger)、ヴェーン Emile Wehrle)そして『労働の種類決定 generelle Bestimmung der Arbeit』概念により限界付けようとする説(ヤコビ Erwin Jacoby、ニキッシン Arthur Philipp Nikisch)——を紹介しながらも、結論的には、「吾々は労働法を貫く中心概念としては、別に之を『労働の隷属性 Abhängige der Arbeit』に求めなければならぬ」(三八頁、圈点省略)とする。ついで孫田は「従属労働」の法的意義について説明する。その際に孫田は旧著で示した労働契約上の「義

務乃至拘束状態を以て茲に所謂隷属なり解することは惟ふに誤つてゐる」(四〇頁)としてゐる。さらに孫田は『身分的』——「労働提供者が事実上他人の意思の支配に隷属すること」——乃至組織的隷属——「彼が他人の支配の下に於て其の企業経営の一構成分子として之に繰り込まれること」——と捉えること」(四二—四三頁・ポットホフ Heinz Potthoff、エルトマン Paul Oertmann、ネビヒッパ、パータイ Hans Carl Nipperdey)も、とりえないとする。こうして孫田は純然たる社会的・経済的従属と解する説によることを宣明する(四六—四七頁、傍点省略)。

「労働生活者が企業者乃至傭主との関係に於て事実上不平等の地位に立ち労働契約の締結に付き自由と独立を奪われたる状態を謂うものと解するを最も正当と考えるのである。」

しかし、こうして労働法を(経済的)従属労働に関する法と捉えた孫田の従属労働理解については、翌一九三二(昭和七)年に刊行された津曲藏之丞『労働法原理』(改造社)による厳しい批判の対象となつた。<sup>(17)</sup>

これ以外では、第四章「労働法の基本関係」では、「傭主」と「被傭者」との説明の順番を旧著とは反対にし、とくに後者を「契約に基づき・従属的關係に於て・職として・有償なる・労働に服する所の・自然人」である(一〇一頁)と捉えて、その内容を詳説し、続けて同章第二節「労働関係」で旧著第三章「労働法制の変遷」と同じく「上古より現代に至る迄」四つの時期に分節して説明している(二二九—二五七頁)。つぎに第五章「労働法の法源」について、とくに労働協約の説明は改訂版では旧版にくらべて簡略化されているが、就業規則は反対に、新著の方が法的性質、根拠および効力について詳細に論じられている。これとともに改訂版では、第九章として「国際労働法」に関する記述がみられる(二〇〇—二一八頁)。これら二つは、本書に先立ち一九二九(昭和四)年一二月に

刊行された『労働法通義』に対する末弘の批判的書評に込えたものであった。

③ 『各論上』に関する旧版と改訂版——労働契約を部分に着目して——

『各論上』(二二九頁以下)は、旧版にくらべて三〇頁ほど増えている。その多くは、第二章「労働契約」にかか<sup>18)</sup>るものである。第一節「総説」第一款「労働契約の意義及び性質」(二七八—二九六頁)は旧版(四六一—五四頁)とくらべて、説明が多少詳しくなっている。すなわち労働契約を広く「或者が他の者に対し有償なる勞務給付の義務を負う所の各般の契約」ではなく、当時発表されたドイツ労働契約草案を参考にして、<sup>19)</sup>狭義に「或者が労働給付の目的を以て有償に他の者に使用せらるゝ契約」(原文、傍点省略)をいうとする(二七八—二九九頁)。孫田は、ドイツ民法六一一条、スイス債務法三一九条および日本民法六二三条にいう雇用契約の定義を一八世紀に発し、一九世紀を通じてなされた労働契約関係の法的構成だとする。その特徴として、つぎのように説明する(二八七頁)。

「労働なるものは物的給付の如く彼本人とは離れて其外部に存在する独立の経済価値ではなくして、其の内部に存し彼とは到底分離することの出来ない人格的価値を構成するものに外ならざるのみならず、……労働の提<sup>20)</sup>供は事実<sup>21)</sup>に於て其の人格自体の提供となつてゐるから、此点よりすれば労働契約関係は一般雇傭関係とは異り、債権的要素の外に身分的要素を包含する不平等人格者間の人的関係であると謂わなければならぬ。」

このような議論は、孫田の『総論』旧版で論じられていた労働法理念に関する理解のあり方が反映されたものであろう。とくに労働関係を債権関係と理解するとともに「身分的要素を包含する不平等人格者間の人的関係」と捉

えているのは、旧版の説を一步進めたものであるように思われる。つぎに、賃金や労働時間などの労働条件やこれらをめぐる労使の対立・紛争を、社会公益に密接に関わるがゆえに、「純個人的関係」にとどまることなく「社会関係」としての性格をもつとする(二九一頁)。こうして孫田は、労働契約が自らの労働をもつて唯一の生活資源とする労働者階級のための契約であり、またそれが身分的契約であるがゆえに、財産契約とは異なる「人格保護」の必要性が強調されなければならないと主張する(二九五―二九六頁)。

つぎに本書『各論』のなかで多くの紙幅が割り当てられているのは、先にのべたように、第二章「労働契約」であり、さらにいえば労働契約の当事者である労使が互いに相手方に負うべき義務のなかの中心たる「労働義務」と「給与義務」の部分である。ただし孫田の著書の目次における表記は、全体頁数とのバランスを考慮してであろうか、該当頁の全面に改行することなく書き連ねられているため、本文における構成と記述内容を把握することが困難である。そこでこれを一部省略しながら、以下に書き改めて引用してみることにする(なお、ゴシック体の部分は、改訂版で変更され、また取り消し線は削除されたものであることを示している)。

まず労働者側の義務から見てみよう。

#### 第四節 被傭者の義務

##### 第一款 労働義務

###### 一 労働義務者

専属的給付の原則

例外(イ) 傭主の承諾ある場合

(ロ) 取引上の慣行ある場合

(1) 被傭者と労働補助者との間の関係

(2) 傭主と労働補助者との間の関係

(ハ) 労働の性質が之を許す場合—第三者が使用する場合の法律関係

(1) 被傭者と第三者との間の関係

(2) 傭主と第三者との間の関係〔以下省略〕

## 二 労働権利者

(イ) 権利者と受領者

(ロ) 労働請求権の譲渡

可讓性なき権利—傭主の義務の移転と債務引受—營業の譲渡と傭主の権利義務の移転〔以下、省略〕

(ハ) 労働請求権の相続

## 三 労働給付の方法及び限界

(イ) 之を定むる標準

(ロ) 疑わしき二三の場合

(1) 罷業労働—罷業労働と区別せらるべきもの〔以下、省略〕

(2) 傭主の緊急時と労働義務

## 四 労働給付の場所

## 五 労働給付の時

労働時間に関する制限―超過時間労働の特約―単純超過労働―出来高払労働と労働時間―労働給付の時と給料支給の時との関係

## 六 労働義務の減免及び不履行

これらの記述項目をみると、今日では、当然のこととして、ほとんど議論されない労働契約の一身専属性(民法六二五条)やその例外について論じられる一方、営業譲渡に関して比較的詳しくのべられているのは、興味深い。また労働提供のあり方の限界として、戦後一時期、議論の対象となった労働争議に際してのピケッティングの限界問題を想起したとき、労働者は日常従事している仕事以外の代替Ⅱスト破り労働に従事すべきではないとの主張は、欧米的な「職」観念に関する理解が反映されているように思われる。さらに超過労働義務については、工場法などに保護職工に関する規制があるが、労働義務の有無として論じられているのも、やはり興味深い。これに対して、使用者Ⅱ傭主が労働者に負うべき「給与義務」については、さらに多くの問題が論じられている。

## 第五節 傭主の義務

### 第一款 給与義務

#### 給与義務の性質、発生原因、特約の時期

##### 一 給与の客体

##### (イ) 金銭給料

(ロ) 実物給料—其の意義及び種類

(1) 被傭者住宅

(i) 被傭者が家庭内に収容せらるゝ場合

(ii) 然らざる場合

(a) 広義の社宅 (b) 被傭者借宅 (c) 教義の社宅

(2) 被傭者用益地

(ハ) 混成給料

## 二 給与方法

(イ) 被傭者の労働給付に割合して支給せらるゝもの

(1) 時間給

(i) 超過時間 (以下、略)

(ii) 不足時間労働 (以下、省略)

(2) 出来高給

(i) 出来高給の形式及び種類 (以下、省略)

(ii) 出来高給と時間給との結合 (以下、省略)

(ロ) 被傭者の経済の必要に応じて支給せらるゝもの

(1) 加俸及び手当

(2) 年金又は恩給—其の性質—其の客体、高、支給時期等—給料保護放棄の適用ありや

(ハ) 備主の營業乃至經濟状態に応じて支給せらるゝもの

(1) 賞与及び祝儀―其の性質及び**給料たる要件**―其の高―被備者の解雇と賞与請求権との関係

(2) 分配利潤―利潤分配制度

(i) 分配制度の根本義

(ii) 分配参加の態様〔以下、省略〕

(iii) 分配参加の法的形式〔以下、省略〕

### 三 給料受領者

(イ) 無能力者

(1) 未成年者 (2) 禁治産者 (3) 準禁治産者及び妻

(ロ) 取立委任

(ハ) 給料請求権の移転及び処分

(ニ) 第三者の為にする契約

### 四 給料の高

(イ) 給料高標準

(1) 測定時間 (2) 出来高賃金率 (3) 物価指数

(ロ) 給料高の合意と其の制限

(1) **最低賃金法規**その他強行法規 (2) 労働協約規範 (3) 給料暴利の禁止

五 給料支給の場所

六 給料支給の時—民法の任意規定合意の制限—給料の前貸—其の擬似概念との相違

(一) 消費貸借との別 (二) 給料の十部立替又は仮払との別 (三) 給料の分割払との別

七 労働義務の不履行と給料請求権

(イ) 履行遅滞〔以下、省略〕

(ロ) 履行不能

(ハ) 不完全履行

被備者に過失なき場合—労働の不結果と無責任—給料排除の特約の効力

被備者に過失ある場合—其の一般的責任—給料関係

八 労働義務の合法的免脱と給料請求権

(イ) 傭主の公法義務違反

(ロ) 休暇

(1) 休暇の意義

(2) 休暇請求権の根拠

(3) 休暇の態様

(i) 休暇の長さ (ii) 休暇の継続性 (iii) 休暇の与えられるべき時期〔以下、省略〕

(4) 休暇と給料関係

(5) 休暇請求権の専属性

(ハ) 休業の特約

(1) 休業の意義

(2) 休業特約の締結

(3) 休業契約の性質

(4) 休業と休暇請求権との関係

(5) 休業と同盟罷業との関係

(二) 僱主の受領遅滞

(ホ) 労働義務の履行不能

僱主の責に帰すべき事由に因る履行不能

僱主及び被僱者双方の責に帰すべからざる事由に因る履行不能

(ハ) 経営障害

其の意義―給料関係に付ての六種の見解〔以下、省略〕

九 給料の保護

(イ) 給料の支給形式に関する保護―職工及び鉦夫に対する通貨支払の原則―物品掛売の禁止―以

上禁止規定に反する特約の効力―職工に付ての物品給与の特則

(ロ) 給料の支給時期に関する保護

(ハ) 給料の算出方法の明示に関する保護

(ニ) 給料減少の防止に関する保護

- (ホ) 先取特権に依る保護
  - (ヘ) 差押禁止に依る保護—保護を受くべき給料の種類及び範囲—傭主と被傭者との間の差押回避契約の効力—其の意義—其の効力に関する諸説〔以下、省略〕
  - (ト) 相殺禁止に依る保護
  - (チ) 給料の抑留に関する保護〔以下、省略〕
  - (リ) 給料の減額に関する保護
- 十 給料請求権の時効

使用者が労働者に対し負うべき義務の主要なものは、労働者の労務提供に対する「報酬の支払い」である。新旧の相違や変更点はほとんどなく、説明の順序や内容に多少の変化がある程度である。むしろ先にのべたように、戦後の労基法による規制がない戦前の議論のあり様との相違の大きさを思わざるをえない。すなわち戦前では、労働の対価については、戦後とは異なり、強制通用力のある貨幣以外の現物支払いも可能であったことから、それについて言及しなければならず、多くの紙幅をあてている。つぎに支払い方法に関連して、今日では例外的出来高払いについて、多く言及しているのも、戦後との違いを意識せざるをえない<sup>(20)</sup>。同じ項目として、利益分配＝経営参加について、詳細にのべているのもまた印象深い。さらに報酬支払いに関連させて、休暇や休業について、触れている。労働契約固有の課題というよりは、労働保護法として論じられるべきものなのではないか。孫田本人も、そのことは認識していたようである。いずれにせよ、時代の違いを意識させられる。

(3) 孫田における早期の労働法体系実現の背景と経緯

先に掲げたドイツ留学から帰国以降の「業績目録」を眺めていると、一九三四(昭和九)年から一九三六(昭和一一)年にかけての三年ほどのあいだ、柴田義彦が編集・刊行した「労働立法」誌に毎号のように、しかも複数の論考や記事を發表しているのと併せて、一九二四(大正一三)年一二月に『労働法総論』を刊行して以来、孫田は未完ながらも、その体系書の集大成となるべき『改訂労働法論』総論・各論上を一九三一(昭六)年の二月に刊行するまでの約六年ほどのあいだに、ほぼ毎年のように労働法の体系書(ただし未完)または、概説書を複数刊行していることがわかる。先の業績一覧から労働法の概説書と思われるものを刊行順に抜き出してみると、つぎようになる。

- 一九二四(大正一三)年一二月『労働法総論』(改造社)
- 一九二五(大正一四)年
- 一九二六(大正一五)年一〇月『労働立法』長谷川良信〔編〕『社会政策大系』第三卷(大東出版社)
- 一九二七(昭和二)年八月『労働法綱要』(警察講習所学友会)
- 一九二八(昭和三)年二月『労働法』1末弘巖太郎〔編〕現代法学全集第一卷(日本評論社)
- 四月『労働法』2末弘〔編〕 同前 第二卷(同)
- 一九二九(昭和四)年一月『労働法論』卷の二各論上(日本評論社)
- 一二月『労働法通義』(同)
- 一九三〇(昭和五)年四月『労働法』(第五五回早稲田大学法律講義)法律講義一八(早稲田大学出版部)

一九三二(昭和六)年二月『改訂労働法論』総論・各論上(有斐閣)

このような著作リストを眺めると、孫田の旺盛な著作活動を可能とさせた理由は何かとの思いを抱かざるをえない。先に示した著作をそれぞれ相互にくらべたとき、先ず本文頁数については、つぎのような共通点ないし傾向がある。長谷川良信〔編〕『社会政策大系』第三巻中の「労働立法」(一九二六)二三二頁、『労働法綱要』(一九二七)一七一頁、現代法学全集『労働法』一・二(一九二八)併せて二二七頁、『労働法通義』(一九二九)三七六頁、<sup>(21)</sup>そして『労働法』(第五五回早稲田大学法律講義)——通信教育用のテキストと思われる——一二五頁となっている。つまり『労働法通義』をのぞいて、著書の本文頁数について一方は、二三〇頁前後の『社会政策大系』の系列ともいえるものと、他方には一七〇乃至一八〇頁ほどの著書という二つのグループに分けることができる。そしてこれら二つに分類したそれぞれ複数の著作を並読したとき、頁数だけでなく、目次構成もほとんど違いがないことが分かった。さらに記述内容のみならず、該当箇所の文章も相互にほぼ同じであることが明らかになった。すなわち、孫田の労働法体系書ないし概説書はその表題は異なるものであっても、内容のみならず、文章それ自体が同一で、それらを一部加除訂正しながら、繰り返しいわば重用することにより実現されていた。それは換言すれば、孫田が構想した労働法体系は当初からほとんど変わらなかつたということかもしれない。すなわち孫田の労働法体系のプロトタイプである『社会政策大系』第三巻中の「労働立法」の目次構成は、つぎのようなものである。

### 第一章 労働立法の基礎概念

#### 第一節 労働立法の基礎概念

- 第二節 労働立法の存立理由
- 第三節 労働立法の目標
- 第二章 労働立法の客体
  - 第一節 労働立法上の人格者
    - 第一款 傭主／第二款 被傭者
    - 第二節 労働関係
  - 第三章 労働立法の範囲並に種類
    - 第一節 労働調整
      - 第一款 失業／第二款 労働調節
      - 第二節 労働協約
    - 第一款 労働協約の社会的意義及び其の発達／第二款 労働協約の法律的性格／第三款 労働協約の締結／第四款 労働協約の効力
    - 第三節 労働契約
      - 第一款 総説／第二款 労働契約の締結／第三款 被傭者の義務／第四款 傭主の義務／第五款 労働契約の終了
      - 第四節 労働組織
        - 第一款 職業的組織／第二款 経営的組織
      - 第五節 労働争議

第一款 個別争議／第二款 団体争議

第六節 労働保護

第一款 労働保護の法的性質／第二款 労働保護の目標／第三款 労働保護の種類

そして同書から末弘〔編〕『現代法学全集』第一巻および第二巻収録の『労働法』（一九二八）までと、その八ヵ月後の翌一九二九（昭和四）年に刊行された『労働法論』巻の二各論上以降の諸版とをくらべたとき、労働協約の体系上の位置付けが異なっている。すなわち前者では、先にみたように各論第一章「労働調整」に続くのは「労働協約」である。しかし後者（『各論』以降）では「労働契約」となっており、同年末に刊行された『労働法通義』では、第三章「労働組織」（労働組合を扱う第一節「職業的組織」と経営協議会に関する第二節「経営的組織」）〔ただし、わずか三頁〕からなる）のあとに第四章として「労働協約」が取り上げられている。何故に、このような変更を行なうにいたったのか、その理由は何ものべられていない。おそらく欧米における、次のような歴史的経緯を考慮したためではなからうか。

「契約の自由も却て後代には弱者たる被傭者をして傭主の隷属者たる地位に陥らしめる結果となったので、ここに多数の被傭者は組合団体を組織し、団体的勢力に依てより有利なる労働条件を獲得しようということに向つて来たのである。即ち団体的折衝に依て労働条件を一般的組織的に協定し労働契約上の最低条件を確保し、以て傭主の契約上の専権を牽制して行こうということに進んで来たのである。」<sup>(22)</sup>

このように考えれば、労働協約は労働契約のあとに論じられることの方が「すわり」がいいであろう。そして先述したように『労働法通義』（一九二九・一二）は他の概説書とくらべて頁数が多い。しかし同書の基礎となったのは前年に刊行された『現代法学全集・労働法』1:2（一九二八・二、四）——本文の漢字すべてにルビ（読み仮名）が付されている——である。ただし『通義』の場合は、『現代法学全集』とくらべて、大幅な加筆が、労働契約ととくに労働協約の箇所でなされている。それによって内容的にはほぼ同じもの（文章そのものが同じ）であるところもあるが、一四〇頁ほどの頁数が増えたものと思われる。

さらに、孫田の研究業績を調べる過程で、もう一つ興味深いことを発見した。それは、一九二九（昭和四）年一月『労働法論』巻の二各論上（日本評論社）と同年二月『労働法通義』（同）とのほぼ中間の時期に、孫田はもう一冊の著書を著わしていたということである。すなわち、それは『労働契約法論』という表題で、その中扉には中央の書名の記載とともに、その左・下隣には、孫田の名前とともに並んで「昭和四年六月」と刊行年月が記されている。ただし出版社名はない。すなわち同書は活字ではなく、手書きながらも、おそらく当時世に出回っていた学生の試験対策用講義録プリントと同様に筆耕業者に依頼して制作されたものと思われる。しかも同書は謄写版刷りながら、通常書籍と見まごうばかりの、本文三三字×一五行、目次二六頁、本文六一一頁の厚表紙本<sup>（ハイドカペー）</sup>である。孫田は翌一九三〇（昭和五）年八月、東京帝国大学法学部より「法学博士」の学位を授与されている。<sup>（23）</sup>つまり同書はその学位請求論文なのである（国立国会図書館関西分館収蔵<sup>（24）</sup>）。その目次構成はつぎのようになっている。

## 第一編 序論

### 第一章 労働契約法の労働法上の地位

- 第一節 労働法の概念／第二節 労働法の系統と労働契約法の地位
- 第二章 労働契約法の沿革
- 第三章 労働契約の法源
  - 第一節 総説／第二節 労働協約規範／第三節 就業規則
- 第二編 本論
  - 第一章 総説
    - 第一節 労働契約の意義及び性質／第二節 労働契約の種類
  - 第二章 労働契約の締結
    - 第一節 労働契約の準備／第二節 労働契約の自由及び方式／第三節 労働契約の当事者
  - 第三章 労働契約の無効及び消滅
  - 第四章 被傭者の義務
    - 第一節 労働義務／第二節 忠実義務／第三節 附随義務
  - 第五章 傭主の義務
    - 第一節 給与義務／第二節 保護義務／第三節 附随義務
  - 第六章 労働の結果に対する被傭者の権利
  - 第七章 労働契約の終了
  - 第八章 徒弟契約

本稿では、これまで煩をいとわずに、孫田の複数の著書の目次構成を引用してきた。それは、孫田の体系構築の形成経緯と内実とを明らかにしたいと思ったからである。そして本書を、孫田が法学博士の学位をえた年の翌年(一九三一年)二月に刊行された『改訂労働法論・総論・各論上』の目次構成とくらべてみれば、両者の関係はこれまで容易に理解できよう。すなわち学位論文が『改訂版』の原型、または別に表現すれば、同書に『総論』中の他の部分および各論中の第一章「労働調整」を書き加えることにより、『改訂労働法論』は成立したのであった。『各論上』が発表されてから、わずか二年後、各論中のほかの章に相当する巻が発表されることなく、主に『総論』部分<sup>(25)</sup>を改訂することにより、同書の『改訂』版を世に問うことができたのは、このような事情があったからであった。

(1) 孫田・前掲「略歴」五五二頁。なお孫田・前掲『私の一生』八四頁では「三月四日帰朝」と記されている。帰国の経路は不明であるが、既述のようにおそらく、後者の日付は、孫田がドイツを離れた日ではないかと思われる(孫田『労働法各論上巻』(日本評論社・一九二九)「序——カスケル教授の訃を悼みつ——」四頁では「一九二三年二月懐しのベルリンに別れを告げて帰朝の途に上る」との記述がある。ただし、これを再録した孫田・前掲『労働法の開拓者たち』一二七頁では、三月となっている)。

(2) 蓼沼・前掲「民法及び労働法」二二六頁。なお、このような表現の方が現実を端的に表しているように思われる。

(3) 以上の記述は、孫田・前掲『私の一生』七二頁による。東京商大での正規科目としての「労働法」開講の経過および福田徳三がはたした役割やその意義を検討しているのが、蓼沼謙一「一橋大学と孫田先生——『孫弟子』からみて——」前掲『経営と労働の法理』五〇—一五〇四頁(蓼沼著作集Ⅰ『労働法基礎理論』(信山社・二〇一〇)三〇〇—三〇四頁)および同「一橋と労働法学」橋間叢書三〇号(一九八四)のちに「一橋の学風とその系譜」(一橋大学学園史編纂委員会・一九八五)収録一三八頁以下である。

(4) それ以前の業績としては、学生時代の作品として「可分給付不可分給付の区別に就て」法律評論二卷二一号があり、ド

イツ留学前のそれとして『産業組合法要論』(有斐閣・一九二〇)があるが、孫田の本格的な研究活動はドイツから帰国したのちに開始されたといえよう。

(5) 孫田・前掲『私の一生』六九―七〇頁。なお引用に際してその都度、注記するのが煩雑となるので、明らかな誤植と思われる文言・数字を訂正した。

(6) 孫田・前掲『労働法の開拓者たち』一三〇頁、一三二―一三三頁。久保・前掲『ある法学者の人生』一九頁、一〇六頁は、カスケルの態度について「学問的批判をこえた感情的非難がむきだしになっている。」と評している。

(7) 久保・同前書一九頁はカスケル書評の要旨として、次のように紹介している。すなわち『ジントツハイマーの本書は、法律学の作品としては評価に値しない。それは、労働法の固有の法原理を樹立しようとしてきたこれまでの法実証主義の立場を放棄し、空虚な法社会学的的方法によるという誤謬をおかしている。その内容も貧弱そのものである。』と。そして久保・同前所は併せて、同じく法実証主義の立場にあるニッパードイの『ジントツハイマーの社会学的方法論による本書は、魅力的であり、刺激的であり、澁刺としているが、それは、社会政策学者による労働法から労働法学者による労働法へという軌道を逆行させるものである。』との書評を要約・紹介して、これこそ「良識者のとるべき態度といえる」とし、カスケルのそれを「こういう批判は、みずからの精神的未熟を露呈したものであり、空しさのみが残る。」と批判している。

(8) 孫田は、この問題について戦後も関心を持続し、同人が七九歳(伝統的な年齢算定・呼称にいう傘寿と呼ばれる年齢である)にならんとした一九六五(昭和四〇)年二月に刊行された『学説・判例批判 わが国労働法の問題点』(労働法学出版)六三―八二頁に「ジントツハイマー労働法学方法論を顧みて―法社会学的考察原理についての私考―」なる論考を収録している。ただしそれは「一方ジントツハイマーのいわゆる法社会学的方法論なるものには法學上幾多の許し難い欠陥があると同時に、他方カスケル、ニッパードイのいわゆる法律理論的方法論なるものも実は当初から形式論理的な意味のものではなくて、やはり一種の社会学的考察を是認した上での理論的方法であった」という観点から論じるものであった。なお蛇足を付せば、久保・同前所は、ジントツハイマーの側からの反論について「謙虚な態度を堅持しつつ、きわめてクールに、そうしてつよい確信をもって答え」たものであったと評(表)している。

(9) 孫田・前掲『労働法の開拓者たち』一三六―一三七頁。

(10) 本書の書評として、ほかに奈良正路「確立過程に在る形式的労働法学／孫田秀春氏の新著『労働法通義』批判」東京帝

国大学新聞三二五号(一九三〇〔昭和五〕年二月三日)がある。

(11) 田中誠二(司会)ほか・前掲「座談会」一三七頁(吾妻光俊発言)および蓼沼・前掲「民法及び労働法」二二七頁。

(12) 原文では、語義ないし概念を明確にするためであろうか、邦語のあとに、しばしばドイツ語表記が見られる。しかし「ベタテツ術学的かつ煩雑なので、本稿では、以下、引用に際し、これを一切省略する。

(13) その全体像は必ずしも明らかではないが、第四章は「労働協約」そして第六章は「労働保護法」の充てられることを予定していたようだ(本書六六頁)。

(14) 両者を単純に対比することはできないであろうが、今日「労働契約」に関して、土田道夫『労働契約法』(有斐閣・二〇〇八)は、「労働契約の展開」の具体的な内容として、賃金や広義の労働時間および労働安全・衛生についてまで幅広く論じているのが想起される。

(15) 戦後のドイツ労働契約法理を取り上げている和田肇『労働契約の法理』(有斐閣・一九九〇)と孫田の著書とをくらべることにより、同国における戦前と戦後の議論のあり様の違いを知ることができよう。

(16) 中村武は徒弟契約に関心を寄せていたと思われ、昭和初期につきのような業績がある。

一九二八(昭和三)年

「徒弟修業契約に於ける権利義務の関係」法学新報三八卷一一号

「徒弟修業契約に関する考察」(一)(二)法曹会雑誌六卷一〇号、一一号

一九二九(昭和四)年

「徒弟契約及見習契約に対する各国の立法例に就いて」(一)法学新報三九卷一〇号

一九三〇(昭和五)年

同前(二)法学新報四〇卷二号

(17) 津曲『労働法原理』の主に注記における孫田批判は全部で三〇カ所に及び、その対象は本書『改訂労働法論』(一九三二)のみならず、孫田がそれまでに刊行してきた『労働法総論』(一九二四)、現代法学全集『労働法』(一九二八)および『労働法通義』(一九二九)までの主要な体系・概説書のすべてとなっている。内容的には、孫田の主張に対し、反対の立場から批判するもののみならず、孫田のドイツ語理解を論難するものも多い。それは若書きというべきものなのか、「あらゆる

- 場面において論敵を斬りまくる、「罵倒する」「相当乱闘的である」(大内兵衛)「労働関係は身分関係か——津曲教授」『労働法原理』に関する一の疑問——大原社会問題研究所雑誌一〇巻二号(一九三三・七)九頁以下)と評されるものであった。
- (18) 本書を取り上げた末弘巖太郎「新刊批評／労働法の近著二三」法律時報三巻五号(一九三二)九頁も、本書の「著しい特色を示しているのは『労働契約』に関する極めて詳細な研究を含むことである。」としている(ただし同書評が孫田の著書に言及する部分は、一頁三段組の一段にも満たないものである)。
- (19) 孫田には、すでに一九二五年五月、東京商大一橋学会(編)『復興叢書』第四巻に「独逸労働契約法草案の内容及び特色」なる論考を發表している。
- (20) なお中村武には、一九三二(昭和七)と一九三三(昭和八)の両年に出来高払い労働に関する業績として、つぎのようなものがある。
- 「出来高契約の経済的並に技術的基礎に関する考察」法学新報四二巻八号
- 「出来高払仕事に対する経営協議会の職能」法律論叢一一巻九号
- 「出来高払契約に関する立法の必要性に就いて」法曹会雑誌一〇巻八号
- 「出来高払契約に於ける計算」経商論叢昭和八年二月号
- (21) 同書については、戦後旧版から三五年経過して、常盤敏太との共著として新訂版(鳳社・二九六四)が刊行されている(実際は、孫田が長く勤務した専修大学大学院出身者複数によって、作業がなされたようである)。改訂版の本文三七八頁であるから、旧著とくらべて、さほど頁数が増えられないなかで改訂作業がすすめられたということになる。
- (22) 孫田・前掲『労働法通義』二六三—二六四頁。
- (23) 前掲『孫田略歴』五五三頁。
- (24) 同書は、筑波大学中央図書館「穂積重遠文庫」にも、収蔵されている。審査を担当したのは、末弘(孫田・前掲『労働法の開拓者たち』三四五—三四六頁参照)と、その旧蔵コレクションのなかにその書名を見出すことができることから穂積重遠であったと思われる。しかしもう一人は誰であったのかは不明である。蓼沼・前掲「民法及び労働法」二二七頁は孫田・前掲『労働法総論』(一九二四)を同人の学位論文として紹介しているが、それは誤りである。
- (25) 孫田・前掲『現代労働法の諸問題』四五—六一頁には、戦後(一九五三(昭和二八)年時点)における自らの労働法体

系の構想を示している。それによれば、やはり総論と各論に分け、後者については第一部「従属労働法」第二部「生産労働法」そして第三部「厚生労働法」という三部構成からなる。第一部では、労働組合法や労働基準法の制定を踏まえ、とくに当時の労働運動や社会状況を反映して、労働協約や労働争議については詳細なものとなっている(四九―五八頁)反面、「労働者保護」は概略のみが示されている(五八―五九頁)にすぎない。また第二部は労働者の経営参加を扱うものである(六〇―六一頁)ようだが、第三部は福利厚生領域を扱う予定であったのか、「労働者住宅」「労働者保健」「労働者教育」という三つの柱が記されているだけ(六一頁)である。

#### 四 東京商大「労働法」講義の消滅と孫田の理論転回

##### 1 内務省社会局の労働組合法案をめぐる講演会と「労働法」講義への圧力

一九三五(昭和一〇)年五月、孫田の「労働法」講座開講にあたって力あった福田徳三が急逝した。そして、その前後から、孫田が東京商大で「労働法」を講じることに対し、しだいに困難な事情が現われるようになった。<sup>(1)</sup>その直接的な契機となったのは、内務省社会局の労働組合法案をめぐる講演会における孫田の言動に対する産業界からのリアクションであった。

戦前、労働組合法の制定の動きは、一九二五(大正一四)年の「内務省社会局案」以来、数次にわたって提出されたが、一九三〇(昭和五)年の「第二次社会局案」をめぐる、労使のあいだで大きな論争が引き起こされた。そのようななか、朝日新聞が一九三〇(昭和五)年六月八日、当時同社論説委員であった前田多門(一八八四―一九六二)の司会のもと「労働組合法案批判講演会」を、朝日講堂(当時・東京有楽町・朝日新聞本社内)で開催

した。使用者側は三井財閥の中心人物の一人で、当時日本最大の製紙会社であった王子製紙社長の藤原銀次郎（一八六九〜一九六〇）と当時東京商工会議所専務理事の渡辺鏡藏（一八八五〜一九八〇）、労働側は社会大衆党代議士で、戦後社会党内閣を率いて首相となった片山哲（一八八七〜一九七八）、そして中立的な公益ないし学界代表というであろうか、もう一人の講師が孫田であった。<sup>(2)</sup> 孫田の主張は「要するに、労働組合がこのようなボロ法案でもしきりに欲しがっているものを〔使用者側が〕それすら潰そうと〔するの〕は何事か」といった一種の義憤からでたことであつた<sup>(3)</sup>と、後年自ら回顧している。<sup>(4)</sup> すなわち孫田の法案に対する評価とは、つぎのように要約されるものであつた。

「社会局案を通観するのには、今回と雖もべつにたいして新規な規定を取り入れているようにも見受けられない。……組合の種別制限を撤廃し、組合連合体を認め、法人格取得を選択的にし、組合監督の規定を幾分緩和したことなどは、実は皆過年来の輿論において、当然なる所として要求せられていたものに過ぎぬ。その他組合員たるの故を以てする解雇を禁止すること、同盟罷業の場合の損害賠償義務を或る程度に於て免除したことなども、規定の形式は兎もあれ、実質的には大体過年の法案に於て規定せられていた所と同一である。要するに……ただ当然なる所を当然に取り入れたというまでのことであつて、過年来の輿論以上に一歩もせず、依然労働協約に関する規定を全然敬遠し去つてゐる所などから考えると、大正十四年の社会局案に比して尚著しい遜色あるものといわなければならぬ。しかのみならず新案にあつても、労働組合取締に関する幾多の規定が尙丹念に作り上げられていて、当局の立案の態度なるものは、組合の誘導助成というよりかは、徒らに之を厄介物扱いにし無用に警察眼を光らしているようにも見え、従つて草案全体としては、宛も刑罰法規か手続法規といつ

た風な重苦しい感じを与えるものとなってしまっていることも遺憾である。」

このように当時、孫田は、政府が提出した労働組合法案については概して消極的に評価していた。<sup>(5)</sup>しかし講演のなかでの孫田の主張は「実は中立ではなくて、徹頭徹尾資本家攻撃の形となってしまう」と自身<sup>(6)</sup>が反省するような論調になったためか、その後、「全産連〔聯〕（全国産業団体聯合会）の巨頭某々」——朝日新聞社主催の講演会の弁士の一人であった藤原銀次郎・王子製紙社長のこと〔引用者〕——から「赤化教授」の烙印を押され、如水会（東京商大〔一橋大学〕の同窓会組織―同前）という「財界の大物の牛耳っている大舅小舅の団体」から、孫田の労働法講義を受講している学生は採用しないとされたことから、最盛期には一〇〇名ほどの受講者——学生定員数の違いから東京帝大における末弘講義の場合と比較すること自体、無意味であろう——がいたようだが、しだいに表立って「労働法」という名称で講義をすることができなくなり、「商事法令」の名において講義せざるをえなくなるという事態にまでいたった。<sup>(8)</sup>講演会当日は、孫田らには拍手があった一方、資本側の講師に対しては「悪どい弥次」が飛んだりして、「定めし不愉快な思いをされたのではなかったか」と孫田は同情を寄せている。<sup>(9)</sup>おそらく孫田の当日の講演全体あるいは法律論についての理解ではなく、ほぼ最後のところで、孫田のつぎのような発言を聞いて、藤原をはじめとした使用者側が反発し、孫田の東京商大での講義に圧力を加えるにいたったのではないか。<sup>(10)</sup>

「ここに労働側は五割も、六割も、八割も譲歩して居るといふことになります。然るに御承知の通り資本家側におきましては、斯くの如き法案に対してまで全国団結して、或いは団結権を行使して、労働者団結権に反対して居ります。つまり資本家側におきましては一分一厘も譲歩するわけにはゆかない。斯ういふやうな不利益

な取引をして居るといふことになります。……これ亦資本家側に対して邪推になるかも知れませんが、不況時においてこそ……最も労働者の氣勢を揚らざる今日において労働組合運動を撲滅するにあらざれば、将来の組合運動の発展がすこぶる憂慮せられる、斯ういふやうな考へから致しますと、資本家側の更に深き反省を求めまして、この際この法案の通過といふことに賛成をせらるるといふことが最も希望に堪へぬところであります。」

当時、孫田は法案それ自体については批判的であつたかもしれないが、労働組合法の制定それ自体には積極的であつた。しかし五年後の一九三五（昭和一〇）年、先の講演会の司会を務めた前田多門が「現時我が国の情勢に照らして該組合法の制定は仲々容易ならぬこと、は考へるが、一日も早く其の制定の急務を確信する」としたのに対し、孫田は「現在は自由主義より統制主義への過渡期に在る」として、「何も周章で、「労働」組合立法などをする必要はないやうに思ふ」として、それ以前とは異なり、労組法制定に対し消極的な態度をとるようになっていた。<sup>(11)</sup>ただし不十分なものであれ、立法化に賛意を示していた頃から、そのようないわば心境変化を導いたものが何かは、それを推し測るための資料もなく、不明である。しかしこのような事情を背景に、労働法とは異なる講座名（「商事法令」）をかかげ、その合間に、教室ではなく、自らの研究室で労働法を講じるしかなかったということも関係していたのかもしれない。<sup>(12)</sup>しかしそれも長くは続かず、一九三四（昭和九）年、ついに東京商大での労働法講義は消滅してしまつた。<sup>(13)</sup>

## 2 在ベルリン「日本学会」代表主事赴任と「白票事件」——東京商大退官の経緯——

上記のような、きわめて閉塞的な状況にいたとき、一九三五（昭和一〇）年の初め、孫田は恩師である三瀧信三

から「日独文化協会[Deutsch-Japanische Gesellschaft] および「日本学会[Japaninstitut] 日本側代表主事としてドイツに赴くことを打診された。当時孫田はその国立<sup>(13)</sup>での「労働法〔講義〕」に対する資本家側の圧迫にはいよいよ厭気がさしていた時分であった」こともあり、「渡りに舟とばかり」に快諾したと戦後のべている。<sup>(14)</sup>それは両国間の文化協定に基づき、それぞれの国の学者が一年交代で相手国に赴き、国家代表主事として事務に携わるというものであった。孫田は急遽大学に許可申請をし、文部省の出張命令や旅券の交付を得て、当初は同年一二月に出発する予定であったが、一月末に同居する実母が亡くなった(父親は、先の欧州留学帰国直前にすでに死去していた)ことから、翌一九三六(昭和一一)年に入ってから出発した。ベルリンの日本学会に着任したあと、一九三七(昭和一二)年三月二〇日、その任期満了にともない帰国するまでの約一年間ドイツに滞在した。<sup>(15)</sup>孫田にとって、二度目のドイツ在留も、思い出深いものであったであろう。その間、ベルリン、ハンブルグ、ライプチッヒおよびミュンヘン等の各大学で講演を行ない、なかでもハイデルベルグ大学での同大学主催の国際大学会議および同大学創立五五〇年祭に参加したことは、孫田にとつて大きな出来事として戦後になっても、とくに重視している。<sup>(16)</sup>

ドイツから帰国して約半年後の同年一〇月、孫田は東京商大を退官するとともに、旧知の局長(氏名不知)の懇請を受けて文部省教学局教学官に就任した。それは孫田がドイツに赴いていたあいだにおける「白票事件」の事後処理をめぐって、親しい者や同僚が東京商大を離れていったことを契機とするものであった。<sup>(17)</sup>東京商大における「学位論文審査教授会における白票事件」とは、つぎのようなものであった。すなわち一九三五(昭和一〇)年七月九日、教授会で、三件の学位請求論文の審査報告と票決が行なわれた。そのうち二件(井藤半弥〔財政学〕、加藤由作〔保険学〕)は学位授与が可決されたが、杉村広蔵のそれ(「経済社会の価値論的研究」)は学位授与規定(教授会出席者の四分の三以上の賛成)を満たさなかった(総数二一、可一三、否一、白七)ことから否決された。これ

に対し当事者の杉村、山口茂、常盤敏太等の助教が中心となって、佐野善作学長や審査委員の高垣寅次郎ら白票グループを糾弾する運動が起こり、紛争は教員のみならず、学生や同窓会にまで波及した。杉村は三浦新七の勧めにより学位請求論文を加筆した『経済哲学の基本問題』として、同年九月初め出版した(岩波書店)。一〇月三浦が学長に就任し、翌一九三六(昭和一〇)年二・二六事件後の春、広田弘毅内閣の文部大臣となった平生鈺三郎(東京高商卒業生)の調停により、五月に佐野善作学長の辞任に続き、高垣(経済学)、本間喜一(商法)、岩田新(民法)の各教授と杉村の辞任・免官により收拾され、同年度末には佐野のあとを継いだ三浦学長も辞任するにいたった。このような学内紛争の背景には、経営学・会計学をのぞく狭義の商業教育を重視する、年齢五一歳以上の教授らと、五〇歳以下の、社会科学としての経済学研究を重視する者らとのあいだにおける「保守派」「改新派」に加えた世代間紛争という背景事情があつたようである。<sup>(18)</sup>このような「白票事件」において、孫田は杉村に学位論文の提出を勧め、その落選を食い止めようと教授会で発言もした。こうしたことから、それが否認されたのは、自らが不信任されたことであつたと判断したと、後年孫田はのべている。ドイツから任務を終えて帰国したとき、「右の事件で槍玉に上げられていた私の親友教授、同僚教授の多数が私の留守中にいずれも学校に愛相をつかして退職してしまつていた」ことから、(三浦)学長に辞表を提出していた。しかし、それをなぜか「学長は手許に握り潰した」ことから、「私だけが此際一人なおノホホンとして居残るのもどうかという気がして、適当な(就職)口があつたらやめてやろうかという決心に段々なつて来た」<sup>(19)</sup>。そこで孫田は、教学官就任を機に東京商大を退官したと説明している。教学官<sup>(19)</sup>という職務は軍部の発言力が強まるなか、文部省が学者の思想や学問統制のために設けたものであつた。戦後に孫田は、自分はむしろ学問統制の防波堤になるべく努力したと回顧している。<sup>(20)</sup>しかし約一年後、東京・新宿駅(中央線?)ホームにて狭心症の発作を起こし介助されたことを契機に、一九三八(昭和一三)年一二月に

は、就任してからわずか一年足らずで同前職を依願免官となっている。<sup>(21)</sup>そして一年間ほど、病気療養をしたあと、孫田は、つぎのような職歴をたどっている(これを見ると、二度目のドイツに向けた旅立ちとその帰国したのちの孫田の実人生は、ほぼ一年刻みで、状況を大きく変化させていったことが推測できよう。<sup>(22)</sup>)。

一九四〇(昭和一五)年三月 上智大学商学部教授・学部長

四月 日本大学法文学部教授

一九四一(昭和一六)年?月 上智大学商学部教授辞職

三月 東洋音楽学校校長を兼務

一九四三(昭和一八)年五月 日本大学法文学部々長

一九四五(昭和二〇)年三月 東洋音楽学校校長辞職

五月 日本大学法文学部々長退任

このような職業履歴を踏むなかで、孫田はどのような研究・言論活動を行なっていったのであろうか。盧溝橋事件(一九三七年)前後からその泥沼化、そして太平洋戦争への突入から敗戦にいたる時期に重なるが、孫田の対応はそれ以前とくらべて、大きく右に舵を切っていた。

### 3 東京商大退官以後の孫田の言動

孫田が一九三七(昭和一二)年三月にドイツから帰国したのち、同年一〇月東京商大を退官し、文部省教学局教

学官に就く前後の時期以降、日本がアジア太平洋戦争に関する敗戦を迎えるまでの業績としては、つぎのようなものがある(ゴシック体・太字は、先例と同じく、孫田米寿記念論集の業績目録に記載されていないものである)。

一九三七(昭一二)年

二月「我国に於ける体系的労働文献集成」(其の六) (中野藤吾と共筆) 労働立法四卷二号

三月「我国に於ける体系的労働文献集成」(其の七) (中野藤吾と共筆) 労働立法四卷三号

六月「我国に於ける体系的労働文献集成」(其の八) (中野藤吾と共筆) 労働立法四卷四号<sup>(23)</sup>

七月「ナチス独逸の指導精神と労働立法」日本評論一二卷七号

八月「最近のドイツ事情」実業教育資料一号

「独逸の現状とその指導精神」日本文化(日本文化協会) 第四冊(復刻版) クレス出版・二〇〇九

一九三八(昭一三)年

一九三九(昭一四)年

五月『全訂・法学通論』(有斐閣)

七月翻訳／ラムメルスエフ.Lammersおよびプントナエ.Pundtner〔共編〕ニ荒芳徳〔編纂〕『新独逸国家

体系』<sup>(24)</sup> 第1巻(政治編1)「序文」(ヘス Rudolf Hess、フリック Flick) および「緒言」(ランメルス、

プントナ)

一九四〇(昭一五)年

九月「協同的全体主義の権利義務概念」日本法学六卷九号

- 「自由主義の人格概念と全体主義の人格概念」一橋論叢六卷三号
- 一月『国体の本義解説大成』共著(原孝房)(大明堂書店)<sup>(25)</sup>
- 一九四一(昭一六)年
- 三月「ナチス独逸の法律改正事業と其の理念」日本法学七卷三号
- 一月『国体の本義通訳』共著(原孝房)(大明堂書店)
- 二月(監修) 日本国家科学大系第6卷『法学』(2)(実業之日本社)
- 「『日本国家科学大系』発刊に就て」国家科学(日本国家科学大系附録)(1)
- 一九四二(昭一七)年
- 二月(監修) 日本国家科学大系第一〇卷『経済学』(3)(実業之日本社)
- 四月(監修) 日本国家科学大系第一四卷『国防論及世界新秩序論』(2)(実業之日本社)
- 五月(監修) (日本国家科学大系第七卷『法学』(3)(実業之日本社)
- 「勤労体制の基本原理」同前所収
- 六月『臣民の道解説大成』共著(原孝房)(大明堂書店)
- 九月(監修) 日本国家科学大系第三卷『国家学及政治学』(1)(実業之日本社)
- 一月 *Brevi note surl'organizzazione giapponese del lavoro. Comitato Italo-Giapponese Per Oli Studi Scientifici, Aspetti del Giappone, vol. 1* / 「日本勤労体制の概観」日伊学術研究委員会・日本学術文化研究編輯(ただし全文…イタリア語)
- 一二月(監修) 日本国家科学大系第八卷『経済学』(1)(実業之日本社)

一九四三(昭一八)年

二月(監修) 日本国家科学大系第四卷『国家学及政治学』(2) (実業之日本社)

五月(監修) 日本国家科学大系第一卷『肇国及日本精神』(実業之日本社)

一〇月(監修) 日本国家科学大系第五卷『法律学』(1) (実業之日本社)

一九四四(昭一九)年

一月「巻頭言」日本法学一〇巻一号

(監修) 日本国家科学大系第九卷『経済学』(2) (実業之日本社)

七月(監修) 日本国家科学大系第二卷『哲学及社会学』(実業之日本社)

一九四五(昭二〇)年

二月(監修) 日本国家科学大系第一巻『文化・教育及厚生政策論』(1) (実業之日本社)

(1) 帰朝報告における親ナチスの言動

これらの業績リストを見ていて思うことは、二度目のドイツ行前とは異なり、労働法に関わる論考はほとんどなく、その多くはいわば時流に乗った、体制迎合的な発言によって占められているということである(そのためであるろうか、ほとんどが晩年に刊行された米寿記念論文集の業績目録に載っていない)。まず帰国した年の夏に公刊された三つの講演録は、孫田のナチス政権下でのドイツから日本に戻つての帰朝報告と考えてよからう。これらがどのような内容を含むものか紹介しておく。一四年振りのドイツ再訪について、孫田は戦後「時はまさにナチスの全盛時代、行ってみて驚いたことには、一切の自由主義、民主主義的諸制度は払拭されて跡かたもなく、全体主義一

色に塗りつぶされている<sup>(26)</sup>あるいは「驚いたことには、一切の自由主義、民主主義的諸制度は払拭されて跡かたもなく、全体主義一色に塗りつぶされていた。」<sup>(27)</sup>と前回滞在時との相違と変容に対する驚嘆を示している。しかし帰国直後の講演録を読むかぎり、孫田は親ナチス・ドイツのスポークスマンとして積極的な発言をしている。これは、例のごとく内容的にはほぼ同じ(文章あるいは同旨のことを繰り返す)ものであった。

まず「ナチス独逸の指導精神と労働立法」日本評論一二巻七号では、ナチスのいう「民族社会主義」を解説して「其の指導精神は民族の協同的結合体を作り上げること、即ち個人個人の便宜利益といったような功利的考から結合した所謂利益社会(Gesellschaft)を目標とせずして、家族団体のやうに、利害を超越した愛と尊敬と全体奉仕の気持から結合した一つの融合的民族団体の建設を目標として進んでいるものと云える」(七七頁)とのべている。そのうえで一九三四年の労働組織法<sup>(28)</sup>について、その特徴を説明している。「最近のドイツ事情」実業教育資料一号は、東京実業教育振興会なる団体主催で、一九三七(昭和一二)年六月二二日に東京商工会議所内でなされた講演をまとめたものである。それはまず「民族社会主義Nationalsozialismus」とは何かについて、「日本でも一部の人々が申して居る邦人一如、邦即ち人との結合、さういう考へ方と同じ様に、血と土地に依って結付けられた独逸民族の結合体という事を描いて居る」(三頁)とし、ついで「独逸の所謂ソシアリズムは全然人と人、階級と階級との対立といふことを抹殺しまして、圓滿無量な協同体といふものから出発した社会主義である」(五頁)とのべ、ソヴィエト・ロシアの社会主義との違いを強調している。「其イデオロギーの実践的方面はどう為って居るか」(一三頁)。まず「血は民族協同体を作るには最も重要な要素である(同前)として、ユダヤ人迫害を「猶太人が異常の進出をしたために、独逸民族が自己保存上反撥したと云った方が正しいかも知れません」(一六頁)と同情を寄せている。つぎに「ナチスではナチスも民族協同体の理想を背負って行けるものは農民である」(一七頁)との考えに基づき、

世襲農地法により、「独逸の純潔なる血と伝来の土地との維持を図り、協同体理念といふものを農民をして維持させて行かう」(一九一—二〇頁)としている。さらに「民族社会主義実践の第二の方面について」は「従来行はれて参りました対立闘争の理念というものを徹底的に排撃した」(強調点削除—引用者)労働立法において「一九三四年に労働組織法といふの」に明らかになっている(二二—二三頁)と説明している。また「今迄の個人主義的自由主義、闘争主義、唯物主義の一切を排除して、民法、商法其他有ゆる法律制度を全体主義、協同主義、精神主義に変へてしまふ」という動向の例として、シュレーゲルベルガー Franz Schlegelberger のハイデルベルグ大学での『民法よりの訣別』という講演<sup>(29)</sup>をあげている(二二—二三頁)。「最後にナチス理念の第三の現はれは指導者原理というものを取入れたといふ点である(強調点省略—引用者)として、つぎのようにのべている(二六—二七頁)。

「之を御国に付いて申すならば、大和民族といふ、長い歴史と伝統の中に出来上った協同的組織に依って我が国体観念といふものが確固不動のものと為って居りますのと同様に考へまして、独逸は其オルガニゼーションの力に依ってヒットラーの地位を高め、ヒットラーといふ自然人が死んでも、又何人がヒューラーに為っても、之を超えた指導者精神、指導者原理といふものの永遠に残って行くやうに、斯ういふ事に努力をして居るやうであります」。

また「**独逸の現状とその指導精神**」**日本文化(日本文化協会 第四冊)**は、一九三七(昭和一二)年六月三〇日に開催された日本文化協会第六回講演会の速記録である。一九三四(昭和九)年二月一日に発足した日本文化協会とは国民精神文化研究所の協力機関として、「赤化教員」の「思想善導」を行ない、国体思想を広めると同時に、

その脅威となると思われる思想を摘除する役割を担っていた。<sup>(30)</sup> そのような機関が一九三七(昭和一二)年七月から刊行し始めた「日本文化」誌に掲載された講演録の内容(一一五八頁)は、先の日本評論掲載のそれよりも、さらにナチスに肯定的なもので、前年一月から約一年滞在して見聞したドイツの事情と民族社会主義なるもの——アーリアン民族の純血を守るためのユダヤ人排斥を含めて——具体的かつ肯定的に紹介している。それらは戦後の現代の時点から見れば、「ナチス讚美でヒトラー讚美である。ほとんど無批判に当時のドイツの状況を讚美している。」と評されるものであった。そして講演はやはり「尠くともヒトラーの生きている間はドイツは安泰であるという風に私は考えているのであります。」と結ばれている。なお本講演録の後半部分(三一頁以下)は、「最近の独逸事情」とほぼ同一のものである。<sup>(32)</sup> そしてこれら二つの講演でなされた内容を学術論文として(あるいは、そのような形式を整えて)、いわばリライトしたのが「**ナチス独逸の法律改正事業と其の理念**」**日本法学七卷三号**(一九四一〔昭一六〕・二三)であった。その基調は「日独両体制の間には実に数多くの類同点を見出すことが出来る。否類同点といふよりはむしろ両者殆ど符節を合するが如く一致せるものを看取するのである。」(二八頁)というものである。すなわち孫田によれば、前年(一九四〇〔昭和一五〕年)秋以降「我国固有の皇道理念」に発する新体制要綱の発表された日本として、ナチス・ドイツの理念や諸機構を「範として、昭和國家の新体制を整備充實することは、決して我が國肇國以來の國本を紊りこれを傷くものではない」とするものであった。

このような孫田の一連の論考を読むと、終始一貫してナチス法学に批判的な姿勢を維持した義弟・我妻栄(一八九七〜一九七三)<sup>(33)</sup>とくらべて、ナチス法理、とくにそれが協同体思想のもとに構成されている点ではわが国と基本的な発想を同じくするなどとして肯定的で、<sup>(34)</sup> 両者の対応は対照的であった。<sup>(35)</sup> 戦前わが国労働法学者は短期的なもので終ると思われた日中戦争(一九三七)が長期化し、その翌年の國家総動員法施行の頃から、戦時遂行体制に

沿うような主張をするようになっていった。<sup>(36)</sup>これに対し孫田の場合は、より早期にかつ積極的に、ナチスの集団主義・協同体論の紹介と普及に努めていったといえようか。

## (2) 『国体の本義』解説への関与と『日本国家科学大系』の刊行

日中戦争が軍部・政府の当初の目論見とは異なり長期化し、さらには英米との太平洋上およびその周辺で本格的な戦争状態にいたるなかで、孫田の体制に寄り添う姿勢は次第により強いものとなっていた。それは具体的に、一九四〇(昭和一五)年一月『国体の本義解説大成』、翌一九四一(昭和一六)年一月には『国体の本義通訳』、そして一九四二(昭和一七)年六月『臣民の道解説大成』という三つの著書(共著)の刊行によって示されている。『国体の本義』とは、一九三五(昭和一〇)年の「天皇機関説事件」——同年二月一八日、貴族院本会議で、美濃部達吉の天皇機関説を国体に反する学説として非難し、これを契機に政党内の対立や倒閣運動に関連して、軍部や右翼の機関説および美濃部への攻撃が激化していった<sup>(37)</sup>——における収拾策として、政府による・日本が天皇の統治する国家である旨の「国体明徴声明」(同年八月三日および一〇月一五日)を受けて、文部省が思想局長主導のもと省内外の委員を動員し、日本の国体の正統解釈として一九三七(昭和一二)年五月三十一日に初版刊行した小冊子(一五六頁)である。近代天皇制は本来、古代の天皇親政への「復古」を自己正当化のイデオロギーとして成立し、天皇を神話の時代から続く「万世一系」の超歴史的存在として捉えていた。同書ではそのことを「大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が万古不易の国体である。而してこの大義に基づき、一大家族国家として億兆一心聖旨を奉体して、克く忠孝の美德を発揮する。これ、我が国体の精華とするところである。」(第一「大日本国体」一「肇国」と明確にするにいたった。すなわち、それは立憲君主制・政

党制を形骸化させる一方、「国体」観念の絶対化をもたらし、近代天皇制の正統性を『古事記』『日本書紀』の「神話」である天孫降臨の神勅に見出すものであった。<sup>(38)</sup>これに対し『臣民の道』とは『国体の本義』のいわば実践篇として、文部省教学局において一九四〇(昭和一五)年秋より、編纂が進められ、近衛第三次内閣時の一九四一(昭和一六)年七月に刊行されたものである。『国体の本義』では満州事変(一九三一〔昭和六〕年)に関する具体的な言及がないのに対し、同書は日中戦争(盧溝橋事件(一九三七年))の勃発から「大東亜共栄圏」の提唱(一九四〇〔昭和一五〕年)にいたるまでの状況を踏まえたものとなっている。すなわち、ここでは欧米中心の近代世界の旧秩序が崩壊し、「八紘を掩ひて宇となす我が肇國の精神」に基づいた、日本を盟主とする新秩序の建設の必要を主張するとともに、国民の国家への奉仕を第一義とする「道」を説いている。同書は冒頭「序言」のなかで、つぎのようにのべている。そこに、同書の主張が要約されているように思われる。<sup>(40)</sup>

「明治維新以来、我が國は廣く知識を世界に求め、よく國運進展の根基に培つて来たのであるが、欧米文化流入に伴ひ、個人主義・自由主義・功利主義・唯物主義等の影響を受け、ややもすれば我が古来の國風に悖り、父祖傳來の美風を損なふの弊を免れ得なかつた。満州事變發生し、更に支那事變起るに及んで、國民精神は次第に昂揚し来たつたが、なほ未だ國民生活の全般に亘つて、國体の本義、皇國臣民としての自覚が徹底してゐるとはいひ難きものがある。……かくては、我が國民生活の各般に於いて根強く浸潤せる欧米思想の弊を芟除し、真に皇運扶翼の挙國体制を確立して、曠古の大業を完遂を期することは困難である。ここにおいて、自我功利の思想を排し、國家奉仕を第一義とする皇國臣民の道を昂揚実践することこそ、當面の急務である」。

こうして『国体の本義』と『臣民の道』の二書は併せて、国体の尊嚴の觀念とそれを踏まえた国民の日常生活のなかでの実践を説いている。したがって、それぞれに対応する二つの『解説集成』とは、いずれも【要旨】【原文】【語義】【解説】という順番で段落ごとに詳説した、前者は本文六四二頁、そして後者は同前三八〇頁にもおよびる注釈書である。ただし孫田自身によれば、いずれも共著という形式をとっているが、共著者である原孝房（東京高等師範学校教授）より依頼があったことから、そのような形で刊行されたけれども、孫田自身は一行も書いたことがなかったと、戦後の晩年になってのべている。<sup>(41)</sup>しかし、たとえ孫田の言が事実であれ、そのような著書の共著者と表記されることを承諾したのは、そのなかでのべられている内容を肯定したからではなからうか。そうでなければ、自身の「著作目録」のなかに自著として記載することはなからう。<sup>(42)</sup>共著者として名を連ねていた以上、そのことについて責任を負うのは、当然であろう。孫田自身も、そのことを認識していたと思われる。孫田は、このことを理由に教職追放の対象となり、一九四八（昭和二三）年三月日本大学法学部教授を免職された。<sup>(43)</sup>

『国体の本義』解説に関連する三つの著書が形式上の関与にすぎなかったのに対し、奇しくも（第一回配本の第五巻『法律学』（2）の奥付の日付による）太平洋戦争の開戦となる、日本海軍の真珠湾攻撃と日と同じく刊行が開始された『日本国家科学大系』全一四巻（二巻および一三巻をのぞく一二冊刊行）については、孫田自ら積極的に関与し、発刊にいたったものであった。孫田は戦後になってから、その刊行の意義について、つぎのように説明している。すなわち「現代日本をあらゆる角度から分析研究し綜合した一つの大系的な著述がほしいものだ、それが出来たらわが日本の本体——本来であれば「国体」と記されるべきであったのであろう（引用者）——及び体質、そのたどるべき行路並びに理念といったものもおのずから明らかになって来よう」と。<sup>(44)</sup>そのような考えから孫田自らが企画し、出版社（実業の日本社）に持ち込み、同人が監修者として刊行したとのべている。<sup>(45)</sup>孫田は「監

修の辞」として、つぎのようにのべていた。<sup>(46)</sup>

「今や我が大日本帝国は、東亜新秩序の確立に歩一歩巨歩を印しつつ国を挙げて邁進している。かかる肇国以来の大理想を実現するには、万全なる組織力と且つ白熱せる国民精神とを以て耐久敢闘せねばならぬが、これと共に重要なのは、権威ある国家科学を以て自らを確かと武装せねばならぬということである。世界の新秩序を翹望する国民にとつて、旧秩序を支配する政治学・法律学・経済学等、所謂自由主義社会の文化諸科学は最早権威ある指導力たり得ない。これに代る別個の世界観・民族観を基底とする新装の国家科学を以て替置しなくてはならぬ。しかもそれ等は外国の模倣翻案ではなく、我が肇国の歴史と民族精神とを培土として展望され集大成せられたるものたるを要する。

近來世に『科学する心』が提唱され、人間精神に重大なる啓蒙を与えつつあるのは預(頗の誤植か)慶賀すべきであるが、斯の如きは独り自然科学に於てのみでなく、同時に又一般文化科学に於てもその基底的要請たるべきこと言う迄もない。が、現下国民の関心が自然科学に偏心するのは、目前に展開された世界的変革の批判が学としての自然科学よりも国家科学に対して、より痛烈であつたからだと思ふ。換言せば自由主義の組織者であり指導者であつた在来の国家科学が、人智を絶する今日の変革途上に於て、自らの指導力をいみじくも喪失したその反動現象であると思ふ。凡そ国家科学に於ては、今日単なる国際主義・超国家主義・普遍主義乃至合理主義は許されないであつて、それは何等かの意味に於て自己の属する国家と民族とを対象としてこれを組織し指導する科学、即ち真乎の国家科学たる性質を有たねばならぬ。これ私が敢て非才を顧みず『日本国家科学大系』十四巻の編輯を志した所以である」。(以下、略)

その全一四巻の構成は、つぎのようなものであった。<sup>(47)</sup>

- 第一編 肇国及日本精神(第一卷)
- 第二編 哲学及社会学(第二卷)
- 第三編 国家学及政治学(第三・四卷)
- 第四編 法律学(第五―七卷)
- 第五編 経済学(第八―十卷)
- 第六編 文化・教育及厚生政策(第十一・十二卷)
- 第七編 国防論及世界新秩序論(第十三・十四卷)

戦後の最晩年のころ、孫田は本講座の企画・刊行について「学者の中には、『そのようなものは反動的・軍国的なもの』だとして反対した者もあつたようであるが、私としてははじめからそのようなものを作る気持はなく、もつと掘り下げた本質的なものを作りたいと考えていたのでその辺の批判に対しては私はむしろ冷然たる態度を示していた。」とのべていた。<sup>(48)</sup> 確かに、同「大系」の目次構成と執筆(予定)担当者の一覧をみると、義弟の我妻栄を含む、多様な思想傾向の、戦後も斯界をリードした学者・研究者の名を見出すことができる。<sup>(49)</sup> 先に引用した「監修の辞」に示された孫田の意気込みも、当然とも感じられるものがある。しかし、そのような孫田の主観的な見方⇨弁解は、いわば戦後の後知恵ともいふべきものであろう。客観的にみれば、孫田の企画は、たとえ実際の執筆をしなかつたとしても、『国体の本義』および『臣民の道』に示された思想への共感を、今度は自らの主導のもと、社会科学―

「孫田の言によれば「国家科学」——の領域において、具体的に示そうとしたものであった。その点では、本全集の企画・刊行は、やはり当時の時流にのった「反動的・軍国的」な企画であったのではないか。<sup>(50)</sup> そうであるがゆえに、同大系の残り二巻は敗戦後「発売禁止処分」に付され、その刊行がなされることなく「企画全体が朝霧の如く敢えなく消え去ってしまった<sup>(51)</sup>」のであろう。

(3) 「勤労新体制の基本原則」——総力戦体制の擁護——

一九三七(昭和一二)年三月に孫田がドイツから帰国して以降、敗戦までのあいだに発表したもののうち、唯一労働法学に関わる論考が『日本国家科学大系』第七巻法律学3(前掲)に収録されている「勤労新体制の基本原則」——文末に(昭和一七・一・一〇)と記されている——である。同稿は全文三二頁ほどの短いものであるが、一九二四(大正一三)年刊行の『労働法総論』(前掲)以来、本格的に「労働関係の人格性」の意味を開陳している。それはまた、孫田がナチス法理への親近性を最も示す時期に著わされたものでもあった。一九四〇(昭和一五)年一月八日、近衛第二次内閣は「勤労新体制確立要綱」を発表したが、それは約一か月後に決定された「経済新体制確立要綱」と並んで、日中戦争に対応した戦時経済体制の確立と総力戦準備体制を樹立するための労働(者)動員の組織化を企するものであった。<sup>(52)</sup> 同「要綱」は冒頭つぎのようになっている。

「勤労は皇国民の奉仕活動として其の国家性、人格性、生産性を一体的に行動に具現すべきものとす、従つて勤労は皇国に対する皇国民の責任たると共に荣誉たるべき事、各自の職分に於て其の能率を最高度に發揮すべきこと、秩序に従ひ服従を重んじ共同して産業の全体的効率を發揚すべきこと、全人格の發露として創意的自

発的たるべきことを基調として勤労精神を確立す」。

これを受けて孫田は、冒頭「はしがき」で「惟ふにそれは労働関係の人格性・組織性・国家性及び榮譽性を以て其の基底とする。是等の性格こそは実に勤労体制をして旧時の自由主義体制を超越し名譽と共に新体制たらしむる所以の決定的特質である。」(三頁〔三九七頁〕)とのべている(圈点省略)。すなわち同稿は一で労働関係の「人格性」、ついで二で「組織性」そして三で「国家性及び榮譽性」についてのべている。まず「労働の人格性」とは当初から「人格関係であつて、決して価値交換の関係でもなく、又かゝる関係としての隷属関係でもない」(一二〔四〇六〕—一三〔四〇七〕頁)とする。すなわちまず「労働関係は本質的に『労働者が一定の働きの面に向つて全人格を挙げて奉仕するゐる一人格関係』であるといふことに為るのである。それは決して従来 of 法律学の考へたやうな価値の交換関係ではあり得ない。又経済的劣弱者の強者に対する労働条件の取引関係でもあり得ない」(一三〔四〇七〕頁)。いうまでもなく、このような主張は、孫田の従来からのものである。しかし次の点は、これまでは見られなかつたものであろう。すなわち労働関係は従来考へられてきたやうな「当事者間の対立関係ではなく、況んや隷属者の鬭争関係などではな(く、)それは(ナチス学者の言う)相手方たる雇傭主との関係に於ては当然人格融同の関係であると解されねばならぬ。」(二四〔四〇八〕頁)。また同前(註8)は、労働関係を婚姻と並んで「融同行為の通例」としている。つぎに孫田は「労働関係が全面的な人格融同の関係であり、又経営内すべての労働関係が価値の創造・『むすび』の働きに於て同一目的及び進路を取つて以上、其の全体が一の利益社会ではなくして協同体であるべきことは理の当然であらう。」(二四〔四一八〕頁)という。そして「労働関係の国家性及び榮譽性」について孫田は「協同法理の下に於て權利とは、『協同体秩序内に於ける各員の分枝的地位の満足

ために各員に認められたる権能』をいふのであつて、その発生、内容、効力、消滅共に『協同体秩序が本質的に義務及び責任秩序であること』に依つて全面的に規定せられるものである。(三三〔四二七〕頁)としている。

このように同稿は、労働関係の近代市民法的把握を「個人主義」とし、これに「協同法」を対峙させて、従来からの人格主義的発想からの批判の延長線上に、労資の人格融合の協同体を想定して、具体的にはナチス法理への共感を高らかに謳うものとなつている。なお孫田はメンガー、エールリッヒそしてジンツハイマーらによる「社会法の要求」に示された「集団主義の法理」について、「今にして想えば……実は個人法理論の単なる一形態に過ぎず、別個の法理的根拠を蔵するものでも何でもな(九〔四〇三〕頁) かつたとして、かつての自らの法的抛り所を放棄するにいたつている(七〔四〇一〕—一〇〔四〇四〕頁)<sup>(53)</sup>。

(1) X・Y・Z「学園風景／商科大学の巻」法律春秋六卷四号(一九三二・四)一七三頁は当時「商大特有の『金儲け科学』が怪しくなり、新らしき科学を総合するところの文化科学の領域に、その指導原理を樹立するに至り、……『曰く』『綜合同としての文化科学へ!』。／「概して商大特有の学風としては自他共に許しているのは、この哲学的気分である」とし、当時の孫田について、「労働法で法学博士となつた人。労働法に対してはその協調性の故に、マルキスト側からの批難はある様だが、とにかく日本に於ける社会法の草創け、商大の外に対する誇りである」と評している(同稿一七八頁)。このような論評は必ずしも外的外れなものではなく、孫田の特性を適示しているように思われる。そのような状況が数年で暗転していったのは、以下、本文でのべるとおりである。

(2) 孫田「わが国労働組合法案をめぐりて」同・前掲『労働法の開拓者たち』三二〇—三二二頁。なお、孫田・前掲『私の一生』七五頁は講演会開催日を「六月六日」としている。

(3) 講師四人の主張は、朝日民衆講座十八集『労働組合法案をめぐりて』(朝日新聞社・一九三〇)として公刊された。なお孫田は、自らの主張について同書所収のそれ(四三一—六三頁)は「速記がえらく間違つている」として、同前『労働法の

開拓者たち』三二二―三二四頁に当日のために用意した草稿を掲載したとしている。しかし両者を読み比べたとき、確かに孫田がいうように、記載内容に相違するところがある。しかしそれは講演時に、孫田自身がその内容を聴衆に理解しやすいように調整・努力した結果によるものと思われ、決して速記の不適切さによるものとは思われない。

(4) 以下の主張は、孫田「わが国労働組合法案をめぐりて」同・前掲『労働法の開拓者たち』二七九頁以下、とくに三二二―三二三頁に掲載されている「朝日民衆講座」における草稿による。また孫田のさらに詳しい「純理論的な立場」からの説明については、同前『労働法の開拓者たち』三三三―三三七頁を参照。

(5) 孫田は翌年「労働組合法の無益なる改悪」法律春秋六巻四号(一九三二)一〇三一―一〇八頁でも同旨のことをのべて、その前年(昭和四年)には労働組合法の制定よりも「寧ろ一箇条でも協約法を」社会政策時報一〇九号(一九二九)一一一―一六頁とのべていた。すなわち孫田は本講演(原稿)のなかでも、「折角労働組合法を作りながら団体交渉に関する規定を設けない」のは、臥竜点睛を欠くものだとし、また当時わが国で労働協約が社会のなかに多く見られないのは、労働協約が発達していないからではなく、「資本家側が之を忌避し労働組合に対し常に団体交渉を拒否しているが故である」(前掲『労働法の開拓者たち』三三五頁)と主張していた。

(6) 孫田・前掲『労働法の開拓者たち』三三一頁。

(7) 全産聯(全国産業団体聯合会)とは、浜口民政党内閣が一九三二(昭和六)年二月二〇日に「労働組合法案」を議会に提出したのを契機に、これに反対する全国の各種経済団体が結集して、同年四月二日に郷誠之助(東京および日本商工会議所会頭を兼務)を会長に発足したが、激しい反対運動を展開して同法案を廃案に追い込んだ。同団体は一九四二(昭和一七)年四月に解散した。

(8) 孫田・同前書二七四―二七五頁および蓼沼・前掲『民法及び労働法』二二六―二二七頁。この点について、孫田は晩年、前掲『私の一生』七七―七八頁で何故に「全産連あたりの大物実業家」が末弘には寛大であったのに対し、孫田が「危険分子であり赤化教授の如く白眼視され」たのかと自問し、それには二つの理由が考えられたとして、つぎのようにのべている。まず、末弘が当時絶大な權威の東京帝大の教授であったのに対し、自分が「成り上がり者の東京商大」で教える者であったこと、つぎに末弘の講義が「宛も今日の労働学や労務管理論というようなことを主としており、むしろ政治論が多くて労働者にピンと来なかったためではなかったか……これと異なり私の方は体系的労働法学というのであるから、体

系的にビシビシと労資に迫っていく。……資本家側の最も嫌いな団体交渉権の理論などを細かに説いて行くのであるから、その労資双方に対する反響も従って大きいわけである。」と解説してみせた。事の真相はいずれにせよ、正直いって、このようなことをのべるのが果たして「良識者のとるべき態度」(久保敬治)なのか、大いに疑問に感じるところである。なお、戦前に公刊された孫田の業績——それは孫田に限らないが——を見るかぎり、団体交渉について本格的に言及したものは一点もなかった。かりに孫田の言い分が成り立つとしても、同人は戦前と戦後とを混同しているのではないか。

なお蛇足を付けば、孫田が末弘没後においても何故に、末弘に対するルサンチマンの表明のごときことをのべるのかという点には、つぎのようなことも背景としてあったのかもしれない。すなわち未弘に見てきたように、戦前に末弘は孫田の著書を書評で取り上げ、繰り返し、その方法を批判してきた。そして一九三三(昭和八)年に、孫田が民法総則に関する概説書(有斐閣)を刊行した際、末弘がこれを取り上げた(紹介/孫田秀春著、民法総則上巻)法学協会雑誌五二巻一(一九三四)一四八—一五一頁)が、それは従来に増して、批判的なものであった。すなわち末弘は同書について冒頭「序文中に多少風変はりのことが書かれている以外特に取り立てて言う程の……特色をもたない普通の民法教科書である」として、同書の序文のみを書評対象として取り上げた(好美・前掲論文六一七頁も本書を「普通の教科書で特に目新しいものではない」とする)。すなわち孫田は同書の「序に代へて」のなかで『民法理論の団体主義的修正』として、「我国固有の相互扶助の精神、共存同栄の思想を以て民法全体を見直し、従来の乃至は外来の個人主義的理論を矯正して」、法理関係を人と人との「対立関係」「利害関係」ではなく、『融合関係』「信義と信義との帰合関係」として把握することにより「忌はしき利害の衝突や葛藤がなくなつて、唯そこには相互的又は団体的義務の完全なる認識と其の忠実なる履行とのみがあり得ることに為る。……(それは要するに、日常の生活を)物的、即ち利益中心でなく人的即ち人格中心の法律関係に構成して行く」ということである(三—四頁)とのべている。好美・前掲論文六一七頁は、これを当時ドイツに見られた「ローマ法的把握からゲルマン法的修正へ」という傾向に共通するものであると指摘するが、このような主張は孫田の『労働法総論』にいう「労働法の理想」に通じる同人らしい理想論——戦後にいたって、これは「勤労人格の物性離脱」として主張されるにいたるのであるが、これについては後述する——をのべたものとも考えられる。その際に孫田は、法律家は難しいことをいうように思われるかもしれないが、そのようなことは平凡な日常生活のなかで「或は家庭内に或は(電車やバス)車内に或は街頭に吾々の日夜目撃しつゝある所である」として、法律家の家の客間で彼とその妻、そして客の

三人の会話の情景として、三頁にわたって、長々と掲載している。これに対し末弘・同前・書評は「著者は『わが国固有の相互の精神、共存同業の思想を以て民法全体を見直』すなどと呑気なことを言っているけれども、其の『見直』しを可能ならしむべき理論について殆ど何事をも説いていない」(一四九頁)、あるいは「法律と社会との関係に関する著者の見解が甚だ常識的であって一般学者の理論的に最も苦慮している事柄を極めて簡単に取り扱っている」(一五〇頁)ときびしく批判した。これについて、好美・前掲論文六一八頁は、はたして「このようにむきになって大上段に振りかぶった批判をすることが妥当な態度かどうかには問題はあろう」との感想をのべている。また孫田の教え子である吉永栄助(一橋大法学名誉教授・商法)も、その論稿「継受・比較法的方法により追及(究)した『社会化』思想」前掲・孫田米寿記念論集三九一—四〇一頁において、孫田「民法総則」上巻「序に代えて」の該当箇所全体を引用し、孫田が末弘の酷評に対し教場にて激怒していたことを紹介しながら、擁護の論をのべている。いうまでもなく本書の下巻が刊行されることはなかった。孫田は、続巻を執筆する意欲も失ってしまったのであろう。

(9) 同前書三二二頁。

(10) 孫田「新組合法案の批判」六二—六三頁(原文に付されていた振り仮名ルビは省略)。なお同・前掲『労働法の開拓者』掲載の「講演原稿」三三八—三三九頁にも、これと同旨の記載があり、孫田は当初から、そのような趣旨のことをいわんと考えていたものと思われる。

(11) 前田多門「労働立法月報／労働組合法制定の急務」労働立法二巻一号(一九三五)五八頁および孫田秀春「同／労働組合法立法に関する卑見」同五九頁。

(12) それはお茶や煙草のみながらの家族的雰囲気のみでなされたと回顧されている。当時、孫田の国立での研究室は図書館(時計塔のある建物)の一階の正面玄関から入って左側の部屋で、東側に窓がある(西側は廊下—引用者)十坪ほどの部屋であった(山中健一「師弟は三世——孫田先生の思い出」前掲、「経営と労働の法理」四五〇頁)。「十坪位の部屋」とは、畳二〇畳ほどの広さということになり、近時の大学研究室とは異なり、天井も高く、二〇人程度までであれば余裕をもって収容でき、講義も十分可能であったであろうと思われる。

(13) 孫田・前掲『私の一生』七六頁および蓼沼・前掲「一橋大学と孫田先生」三〇四—三〇五頁。

(14) 孫田・前掲『私の一生』八一頁。また同前書七五頁は、当時孫田はかねてから如水会より「共產主義も労働法も一緒く

たに考えられていたので、親友の共産主義者教授の大塚金之助と私の二人はいつも一連の危険分子として首の座をねらわれていたようだ」とのべている。大塚金之助(経済学・社会思想史・一八九二〜一九七七)は、その留学中(一九一九〜一九二三)、ギールケ文庫と並んで一橋大学が誇るメンガーCarl Meißner文庫(一八四〇〜一九二二・アントン・メンガーの実兄で経済学者の旧蔵書)の購入に尽力したが、帰国後、近代経済学からマルクス経済学へと研究の重点を移し、『日本資本主義発達史講座』(岩波書店・一九三三〜一九三三)の共同編集の作業(原稿執筆)中、一九三三(昭和八)年一月に治安維持法違反を理由に逮捕・起訴され、同年一月八日に、懲役二年、執行猶予三年の控訴審判決が示され、東京商科大学を免官となった(大高俊一郎「大塚金之助関係資料解題」[www.lib.hi-u.ac.jp/retrieval/bunko/pdf/O-annotation.pdf](http://www.lib.hi-u.ac.jp/retrieval/bunko/pdf/O-annotation.pdf))。孫田の言を前提とすれば、おそらく大塚が福田徳三門下であったことから、孫田と思想傾向の違いを超えて親しかったものと思われる。

(15) 以上の記述は、孫田・同前書八一〜八四頁による。なお孫田と入れ替わるように、一九三七年(昭和一二)年初めに「ドイツの地に初めて足を印し」た吾妻光俊(当時、東京商大助教授)は、その二年四か月のドイツでの滞在を終えて帰国したのち、後年『ナチス民法学の精神』(岩波書店・一九四二)に収録される諸論考を精力的に発表していくが、これについては、拙稿「戦時期の吾妻光俊の軌跡——『労働力のコントロール理論』前史——」獨協法学七一号(二〇〇七)一頁以下を参照。

(16) 孫田・同前書八六〜九六頁。また同・前掲『労働法の開拓者たち』二六一〜二七〇頁にも、同様の記載があるので、孫田にとっては思い出深いものであったのであろう。そのなかでも『私の一生』一一四〜一九頁には、当時ベルリン・オリンピックに出場する水泳選手団の監督として訪独中の末弘に関わるエピソードがのべられているので、紹介する。すなわちナチス政府から九月八日から一四日までの一週間続く、ニューリンベルグでのナチス党大会への招待状七名分が日本大使館に送られてきた。そこで、その選考を依頼された孫田が末弘にその意思を打診したところ「行くよ、是非行く、よろしくたのむよ」とのこと、孫田と末弘を含む七名が同地に赴いた。その日程中、党大会も休日となった九月一日、ヒトラーから滞在する宮殿の茶会に招待され、その席上、各国代表との儀礼的な握手を終えたあと、末弘がヒトラーと偶然に予想外の会話を交わしたというのである。そのことを孫田はつぎのように紹介している。すなわち「それにつけても、われわれの羨まし気に思えたことは、「小柄な」末弘博士がヒトラーに肩を叩かれニコポンをされたことであった。これは

- まことに珍しいことであつたに違いない。そこで私〔孫田〕は博士〔末弘〕を捕まえ『あの物凄いヒトラーに肩を叩かれてニコボンをやられた人は、世界中に貴方一人しかいないでしょう』と言つて持上げたら、博士も『そうだ、そうだ』といつて無邪気に喜んでゐた。その姿は私は今でも忘れない。かくてそれ以後というのは、博士は多少ナチ振りには変つた〔末弘のナチス評価に変化があつたといふことか〕引用者〕が、ナチズムの悪口はあまり言わなくなつて来た。』と〔同前書 一一八—一九頁〕。「ニコボン」というのは、笑みを浮かべながら、相手の肩を親しげにたたき、懐柔するという意の俗語表現であるが、決して良い意味では用いられない。戦後の末弘没後になつても、このようなことをいふのは、孫田の稚気の表われなのか、それとも他意のあつてのものなのか判断しかねるところである。
- (17) 同前書 一三三頁。
- (18) 白票事件の真相については必ずしも明瞭ではないが、とりあえず一橋大学学園史刊行委員会『一橋大学百二十年史』(一橋大学・一九九五) 一四二—一四六頁を参照。
- (19) 以上、孫田・前掲『私の一生』 一三三—一三四頁。また蓼沼・前掲『一橋大学と孫田先生』 三〇四—三〇八頁も参照。
- (20) 孫田・同前書 二四—二九頁は、軍部の意向を受けていたのであろうか、当時文部省で問題視された者として、具体的に「東京帝大のM〔宮沢俊義か〕教授——義弟・我妻栄の親友で、孫田自身も交際していた——の憲法の講義録』『労働協約理論史』という著書で学位を請求していた「G〔後藤清か〕教授」そして「商法の最高権威、法理学者である東大教授のT〔田中耕太郎か〕博士」などのことがあげられ、さらには孫田自身の『法学通論』のなかで天皇機関説の立場をとつてゐることが問題視されるにいたつたとしてゐる。こうした事情を考慮したためであらうか、一九三九(昭和一四)年刊行の同書「全訂」版では「著しく不穩当であり不備である箇所だけを取り敢えず改鑄」した(「はしがき」二頁)として、国家成立の基礎については、欧米諸国では「神意説」「権力説」「家族説」および「契約説」の諸説があるけれども、「是等の観念を如何に磨き上げ如何に精細なる理論に之を高むと雖も、以て我が皇国の大本を闡明するには足らぬのである。『我が肇国は、皇祖天照大神が神勅を皇孫瓊杵尊に授け給うて、豊葦原の瑞穂の国に降臨せしめ給うたときに存』し、『万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給う』ことを永劫不変の大本とする国柄である」(二五四—二五七頁)と記されるにいたつてゐる。

(21) 孫田・前掲『私の一生』 二二七—二二九頁。

- (22) 二つの大学の教授職を重任しえたことなど、現代からみれば、不可思議に思えることもあるが、それが現実化した事情や、いわば畑違いの音楽学校の校長を兼務したことなどの理由については、同前書一二九―一三七頁で、孫田自身が語っている。
- (23) 同誌四巻一号は所在を確認することができなかった。またこれ以後、同誌は刊行されていない。
- (24) 同書の意義や刊行経緯については、拙稿・前掲「戦時期の吾妻光俊の軌跡」三七頁注(ロ)を参照。
- (25) 孫田・前掲「著作目録」五五五頁は「昭和一八年 月」と表示するが、それは誤りである。同書の奥書に記された刊行日を確認した。
- (26) 孫田・前掲「労働法の開拓者たち」一四九頁。
- (27) 孫田・前掲「私の一生」一〇〇頁。
- (28) これについては、通常「国民労働秩序法 (AOG: Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit)」と邦訳されている。
- (29) 同講演を紹介するものとして、我妻栄「書評／シュレーゲルベルガー『民法よりの決別』」法学協会雑誌五一巻一二号(一九三七)のちに同・『民法研究』I〔有斐閣・一九六六〕四九七―四九八頁)および柚木馨「ナチスにおける独逸民法典の運命」『民商法雑誌六巻二号三八九―三九五頁がある。また同講演録の邦訳している舟橋諄一「シュレーゲルベルガー『民法典への訣別』」法政研究一二巻二号(一九四七・一〇)二〇七―二二九頁(のちに同『民法典への訣別』(大坪惇心堂・一九四四)に転収)は、その「民法非難」に関する一般的理解とは異なる見解を示しているが、これについては、拙稿・前掲「戦時期の吾妻光俊の軌跡」一五頁を参照。
- (30) 井上順孝「解説／『国体の本義』の時代の『日本文化』」日本文化〔復刻版〕一〇巻(クレス出版・二〇〇九)一頁。
- (31) 井上・同前稿五頁。
- (32) 孫田は、これら二つの講演に先立って、同年(一九三七年)五月二七日、東京帝国大学法学部「法理研究会」例会において「滞独雑感」という表題で報告を行なっている(前掲『東京大学百年史』通史〔一〕第一編「法学部」一三七頁)。同報告については、法学協会雑誌五五巻七号(一九三七)一三七―一三七四頁に、その要旨(豊崎光衛・記述)が掲載されている。これらを読み比べたかぎりでは、やはり内容はほぼ同じものであった。
- (33) 孫田が旧制米沢中学(山形)に通学するために、当時中学校の英語教師であった我妻の父宅に下宿したことなどから、のちに我妻の姉である千代子と結婚するにいたったことによる(孫田秀春「千代子と栄と私の貧乏物語」有泉亭ほか〔編〕

『道想の我妻栄・険しく遠い道』(一粒社・一九七四)三二八頁。我妻は一九三四(昭和九)年から一九四二(昭和一七)年にかけて、ナチス時代のドイツ民法(学)に関する論考を一三本ほど公刊しているが、これらについては、拙稿・前掲「戦時期の吾妻光俊の軌跡」八一—一〇頁で言及した。

(34) 孫田・前掲「自由主義の人格概念と全体主義の人格概念」一六頁以下参照。

(35) 柳澤治『戦前・戦時日本の経済思想とナチズム』(岩波書店・二〇〇八)七七頁以下、とくに八三—九〇頁参照。

(36) 戦後になってから、浅井清信は戦前、労働法研究が困難さを感じるようになり、研究の重点を民法に移していく(「民法への逃避」)直接的な契機となったのは、後藤清(一九〇二—一九九二)が立命館大学に提出し、浅井が末川博と加古祐二郎とともに審査を担当し、博士号授与に値すると判断した学位請求論文(『労働協約理論史』(有斐閣・一九三六)に対する認可が文部省により『労働協約』という表題が悪いとの理由で、なされなかったことであつたと説明している(同「私の研究をふりかえりみて」同還歴記念『労働争議法論』(法律文化社・一九六五)三六五—三六六頁)。

(37) これに関する基本資料としては、宮沢俊儀『天皇機関説事件』上・下(有斐閣・一九七〇)がある。

(38) 詳しくは、長谷川亮一『皇国史観』という問題』(白澤社/現代書館・二〇〇八)五三頁以下、とくに七〇—八〇頁を参照。なお同書七七頁によれば、『国体の本義』は実際には、国民精神文化研究所研究員の志田延義(一九〇六—二〇〇三)が一人ほぼ全体を執筆したものであつた。その目次は、次のようになっている。

緒言

第一 大日本国体

一 肇国/二 聖徳/三 臣節/四 和と「まこと」

第二 国史に於ける国体の顕現

一 国史を一貫する精神/二 国土と国民生活/三 国民性/四 祭祀と道德/五 国民文化/六 政治・経済・軍事

結語

(39) 長谷川・同前書一〇六一—一〇八頁。同書は志水義璋教学官(一八八八—一九五四)を中心に編纂が進められたが、その目次構成は、つぎのようなものである。

序言

第一章 世界新秩序の建設

一 世界史の転換／二 新秩序の建設／三 国防国家体制の確立

第二章 国体と臣民の道

一 国体／二 臣民の道／三 祖先の遺風

第三章 臣民の道の実践

一 皇国臣民としての修練／二 国民生活

結語

(40) 本稿ではテキストとして、文部省編纂『臣民の道』（朝日新聞社・一九四一・本文二〇二頁、解題／久松潜一・志田延義、註解／高須芳次郎）を利用した（二三頁）。

(41) しかし執筆にあたって設けられた編集会議には、孫田も出席し、意見をのべており、なんら関与もせず、いわば単に名前を貸しただけというものではなかった。また実際の執筆は共著者である原房孝が東京文理科大学倫理学教室の助手など複数の者による「下書き」⇨草案を取りまとめることにより成ったもの（渡辺正一「岳父 孫田秀春のこと」前掲・孫田米寿記念論集五四六頁参照）。

(42) 孫田は当時、このほかに天皇機関説事件に発する一連の「国体明徴」措置の一環として、文部省思想局管轄のもと、一九三六（昭和一一）年に設けられ、一九四六（昭和二一）年に廃止された「日本諸学振興委員会」——詳しくは、駒込武・川村肇・奈須恵子（編）『戦時下学問の統制と動員：日本諸学振興委員会の研究』（東京大学出版会・二〇一一）を参照——における「法学部臨時委員」（一九三九年、一九四一年—一九四三年）および同「専門委員」（一九四四年）を務めている（同前書五九三頁、五九八—五九九頁〔友野清文〕）。

(43) 孫田・前掲『私の一生』一六〇—一六一頁。

(44) 同前書一三七頁。

(45) なお同大系刊行に際しては、「他に顧問や編輯顧問なるものを置いて知名の諸氏の意見を聞いて行く仕組みにした」（同前書一三七頁）。同書一四〇頁に顧問としてあげられているのは、つぎのような者たちである（五十音順）。笈克彦（東京

- 帝大名誉教授・公法・法哲学／一八七二―一九六二)、河田嗣郎(大阪商大学長・経済学／一八八二―一九四二)、小林澄すま兄え(慶応義塾大学教授・教育学／一八八六―一九七二)、齋藤常三郎つねさぶろう(神戸商大名誉教授・破産法／一八七八―一九五二)、吹田順助じゅんすけ(東京商大教授・ドイツ文学／一八八三―一九六三)、穂積重遠むねひろ(東京帝大教授・民法／一八八三―一九五二)、村岡典嗣のりつぐ(東北帝大教授・日本思想史／一八八四―一九四六)および山田孝雄たかお(神宮皇學館大學長・国語学／一八七五―一九五八)の八名である。どのような基準で選ばれたのか、皇国史観のイデオログから自由主義者と思われる者まで、当時の「知名の者」の以外の共通性がない多様な思想傾向の者たちである。
- (46) 孫田・同前『私の一生』一三八―一四〇頁に収録されている。
- (47) 全一四巻の目次構成が、孫田・前掲『私の一生』一四二―一五一頁に掲載されている。そのなかで法律学にあてられているのは、第五巻、第六巻そして第七巻の三巻である。第七巻には、義弟の我妻栄も「現代債権法の基礎理論」という論考を寄せている。
- (48) 孫田・前掲『私の一生』一三七―一三八頁。孫田自身も、このあと、つぎのように続けている。すなわち「しかし実際問題として多数執筆者の中にはそのような特殊思想を展開してくれていた者のあつたことも亦事実である。」と。それはとくに第一編ないし第三編(二巻―第四巻)および第七編(二三、一四両巻)の場合があてはまる。
- (49) 同前書一四二―一五一頁参照。
- (50) 孫田は戦後、教職追放とともに公職追放の対象ともなったが、その理由は本シリーズの「監修者」であったことであつたと他とも考えられていた(孫田・前掲『私の一生』一六一―一六四頁)。好美・前掲論文六一八頁は、末弘厳太郎による孫田の『民法総則』上巻に対する書評(前掲)に触れて、先に引用した部分に続けて「法律学はたんなる理論の整合性を誇るだけの抽象的なものにとどまってはならないが、……変遷する社会現象ないし時代思潮をたんに表面的に跡づけ、それに適合させようとするだけでは十分でなく、その事象の底にあるものを社会科学的に透徹した視点で分析し、評価すべきことが示唆されている」とのべていた。これについて、蓼沼・前掲「一橋と労働法学」一四五頁は「孫田先生が戦時中、ローマ法に対するドイツ的なゲルマン法の讚美にとどまらず、さらに踏み込んで日本法理とか、肇国の精神というような学問から離れた方向に向かわれたことについては、ついでいけないう気持ちが好美教授の文章に現われているように思われます。」と解説している。

(51) 孫田・前掲『私の一生』一三八頁。なお同所は「その第十一巻目まではすらすらと出されたが、第十二巻目を出すところまで終戦とな」ったとしている。しかし先に記した孫田の業績一覧を見ればわかるように、第一巻から順次刊行されたものではなかった本全集は実際には、必ずしも定期的に「すらすらと」刊行されたものではないし、孫田がいうのとは異なり一冊ではなく、全部で第一二および第一三巻をのぞく一二冊が刊行されている。

(52) このあと同月二三日、産業報国会の全国連合組織である大日本産業報国会が設立されていくが、これらの一連の動向はナチス・ドイツにおける国民労働秩序法の原理を模範にして、日本に移入しようとしたものであった(柳澤・前掲書二二七—二四二頁)。

(53) 柳澤・前掲書二九七頁以下は、戦争が長期化し、統制経済体制が確立・強化されるなか、その「論理」と「倫理」について、経済学の世界ではいかなる議論がなされていったのかを検討している。すなわちそこでは、一方で国体論や皇国勤労観に基づく経済「倫理」を高唱する者たちもいた。しかし他方では、とりわけ大河内一男や大塚久雄のように、戦後の学問形成の土台をなすべき「論理」を、閉塞的な環境のもと著わした者もいた。はたしてわが労働法学において、戦後の基礎となるべき学的営為が戦時中に営まれたということはあるのであろうか。

## 五 結びにかえて——戦後に続く「人格主義労働法」の高唱——

従来、孫田についていわれることには、二つあった。まず同人が末弘と並んで日本労働法学の「先駆的開拓者」(沼田稲次郎)であるということである。つぎに、孫田は末弘とは異なり、労働法の体系化の実現を志向し、これを現実のものとしていったということである。これらについて本稿では、はたして実際はいかなるものであったのか、客観的に検討することを試みた。すなわち、わが国の労働法学にとって創成期といふべき一九二〇年代なかば、大正末期から昭和初期にかけて、末弘と孫田のみならず、各地の大学で労働法学を講じた者たちがいた。彼ら——

森山武市郎、鈴木義男および中村武——いわば「忘れられた労働法学者たち」もまた、孫田と同じく主にワイマール・ドイツにあって、孫田とほぼ同様の研究環境・条件のもと研鑽を積んでいった。ただし草創期にあって、労働法の体系化を実現したのは、孫田一人であったことも事実だった。つぎに孫田による体系化とは、当時のドイツ法学に倣いながらも、決して長期とはいえない時間の経過のなかでなされたものであった。それは何故に可能であったのか。孫田は当初の構想を修正しながら、自らの文章を繰り返し利用することにより実現していった。このことは、従来その「著作目録」には掲載されていない同人の複数の著書を読み比べることでわかった。ただし、わが国の社会・歴史環境のみならず、孫田個人をめぐるそれも大きく変貌するなかで、残念ながら体系的実現は途中で挫折し、完成することはなかった。

そこで本稿を締めくくるにあたり、孫田が、戦前・戦中のみならず戦後も高唱した「人格主義労働法の実現」という理念について、言及しておきたい。それはまず、アジア太平洋戦争敗戦の翌年夏になされた講演のなかで示された『労働法の基礎理念と基本権』（東洋経済新報社・一九四六）の前半（二一五七頁）に収録）。その後、同じものながらも、「労働法の基礎理念」と表題を改めて、孫田『現代労働法の諸問題』（労働法令協会・一九五四）に転収（三三四一頁）し、さらに「私の人格主義労働法の理念」と再び改題して、孫田『労働法の開拓者たち』（実業の日本社・一九五九）の中に収録している（二二九―二五八頁<sup>1)</sup>）。このように孫田が同一論考の表題を改め、あるいは内容も部分的に変更しながら、重ねて公刊することは、既述のように戦前の労働法概説書などでも、しばしば見られた。

孫田の「人格主義労働法の理念」については、沼田稲次郎が二度にわたって、検討している。最初は、孫田の『労働法の開拓者』のなかでも引用されている（二二二―二二八頁）討論労働法誌五一号（一九五六年六月）に掲載さ

れた、孫田の報告「労働契約と労働関係の分析——経営協同体論への基本的考察——」(二—一四頁)に対する質疑応答として交わされたものであった。それは沼田が後年自認するように「『勤労人格』の概念、したがって孫田労働法学に対して理解者の立場というよりは批判者の立場から見ると急であった」<sup>(3)</sup>とするものであった。すなわち当時壮年期(四二歳)にあった沼田により「質疑の形をとった虚偽性批判の姿勢で行われ」<sup>(4)</sup>た。また孫田の応答も相手をはぐらかすかのようにも思えるものに終始し、両者のやり取りは議論がかみ合わないまま、結局は「まだよくわからないのですが……」という沼田の独言により、中途半端に終わっている。<sup>(5)</sup>これに対し自らも還暦といわれる年齢を重ねた沼田が、孫田の米寿を記念して刊行された論文集に寄稿したそれにおいては、むしろ情誼を尽くして、その意味内容を読み解こうという姿勢に徹して「孫田労働法学の核心だと考えられる『勤労人格の完成』『人労一元の境地』なる労働法の基本理念にしばって」<sup>(6)</sup>言及している。沼田によれば、同人が左に引用・要約する文章に「孫田労働法学ないし孫田法学の核心」<sup>(7)</sup>があるとする。

「『資本と労働とを併列せしめ、この相対関係の中に労働法の指導理念を求めようとする』『相対的労働観』として闘争主義、契約主義・社会連帯主義及び全体主義を挙げて、そのいずれをも拒否し——『結局は立場の相違というに帰着し水掛論に終る』とされる——、指導理念は『絶対的に労働及び勤労人格そのものの本質の中に』「求むべきだ」とされる。それは『即ち勤労人格なるものの真の姿、その真の在り方を究明することが労働法の究極目標であり、勤労人格に於ける、労働の完全人格化、つまり、人労一元の境地<sup>を</sup>を齎<sup>ら</sup>すことが労働法の理念であると思ふのであります。』『勤労人格の物性離脱！これが即ち労働法の理念であり、所有人格の物性離脱！これが即ち財産法の理念であり、かくして凡ゆる人格の物性離脱、そして自由なる創造人格への究極

の発展が、全法律学の最高理念でなくはなりません。」(傍線および読み仮名は引用者)

正直いって、これだけでは「孫田法学の核心」(沼田)なるものがいかなるものか理解するのは困難である。今しばらく、沼田の解説に耳を傾けたい。まず孫田のいう「勤勞人格」「所有人格」なるものは、「一般的に使われている用語でいえば企業家乃至經營者と勤勞者乃至労働者ということになる……」。『人格』の概念がかなり多義的なので、所有人格とか勤勞人格といわれるとわかりにくい(8)が、『人格』概念の鬼面をはぐと、經營者と労働者ということ(8)でわかりやすくなる。とする。沼田もいうように、孫田が何故にあえて「勤勞人格」なる文言を用いたのかわからない。だが「労働者」「經營者」と言われれば、確かに、以前よりは意味は容易に通じる。ただし、その際に孫田がつぎのよう(9)のべていることを確認しておきたい(先の引用に際し、傍線を付した箇所)。すなわち「従来多くの人々は、資本と労働とを対立せしめ、この相対的關係の中に労働法の指導理念を求めようと」してきた(二二一頁)<sup>(9)</sup>。これに対し孫田は「これを求めることをやめて、絶対的に労働及び勤勞人格そのものの本質の中にこれを求めん」(二三五頁)と提案する。それはつぎのようなことである(傍線は引用者)。

「従来の理論や法制の上では、……近代では労働は物、即ち労働商品として取扱われ、権利客体として処理せられてきたのであるが、この権利客体としての労働が漸次主体性をかち得て、完全に労働者の人格と合一した状態が人勞一元の境地であり、勤勞人格の眞の姿であると思うのである。この境地に至ってはじめて労働者一般は勤勞人格としてまた人としての存在価値を認められるのであって、労働が商品性、客体性をそのものである限り眞の意味に於ける勤勞人格というものは有り得ないものと考ええる」。

沼田も指摘するように、孫田がマルクス主義的な発想を受容していたのではない。すなわち孫田は「労働商品」といい、「労働力商品」とはいわない。それが通常の商品とは異なり、人間の肉体に内在するものであり、それから分離できないことに特徴があるとはいわない。また「人労一元の境地」などという表現には、何か精神主義的な意味合いがこめられているのであろうか。

つぎに孫田は、フランス革命が勤労人格を抽象的人格と労働とに分離し、一方に主体性を承認しつつも、他方に客体性として、経済的価値の交換関係として捉えたとしたうえで、これを「許すべからざる過誤を冒したものと批判して、労働が全人格の発露として分離しえないと主張している。フランス革命とは、近代市民革命の典型例として想定したうえで、孫田は近代市民社会一般における人と人との関係のあり方をのべているものと思われる。なお、このような発想・理解はすでに孫田が本格的な労働法のあり方を展開した一九二四（大正一三）年刊行の『労働法総論』のなかでのべていたのと同じものであろう。このことはすでに、本稿のなかで紹介した。<sup>(11)</sup> 沼田は、孫田の『勤労人格の完成』の理念論<sup>(12)</sup>について、つぎのような理解を示す。

「つまり、『商品ではない労働』は、労働者の人格と不可分に考察され、取扱われなければならない性質のもの」であり（これを『人労一元』と表現したといわれる）、『労働関係は労働なるものの本質上、人格関係たらざるを得ない』ということになり、『労働力商品という物を以てではなく自己の全人格を以て使用者の需要に必ず関係』ということになる。これが、労働法の理念に照して要請せられる労働関係だという次第である。そして『労働法そのものもまた本質的には財産法ではなくて人格法の一に位するもの』だ、というのが『勤労人格の論理』の項の要旨である。」

しかしフランス革命に典型的に見られる近代市民社会の論理＝商品交換関係を「過誤」とすることと、古代社会以来の労働法制の歴史について『勤労人格の史的発展』の現時点での帰着ないし到達として理解・説明することの関係とは、いかに接合するのであろうか。沼田は、このことには触れずに孫田の「労働法制史」的説明を紹介する。すなわち孫田は労働法の歴史を古代ギリシャの「身分時代」から、ローマ法、中世ゲルマン法、啓蒙時代を含む「契約時代」<sup>(13)</sup>、そして一九世紀末から二〇世紀初めの「産業立憲時代」に入りつつあるとの孫田の説明を肯定的に引用している。すなわち沼田は、孫田が第一次世界大戦後のドイツの例を念頭におきながら、「いまや『労働は更に協約により経営参加へ進んだ』といわれる。『勤労人格は被備者性より生産者性へと一大躍進を遂げつつある』画期的な現象として経営参加をとらえるのである。」との、孫田の説明を追認するのである。<sup>(14)</sup>このような孫田の素朴な発展史的な議論を、沼田は「勤労人格の真の姿は歴史的社会的に現象する墮落の諸相を通じて……何百年か何千年か先に現前するいわば神の如きものとして表象されているように思われる。いくらかヘーゲルの匂いも感ぜられるが、……むしろ仏の悲願としての労働法理念とでもいふべき感慨を私（＝沼田）は抱くのである。」と説明する（傍線は引用者）<sup>(15)</sup>。このように沼田は、孫田に寄り添いながら、その主張を解説している。

孫田は既述のように、勤労人格の発展という主張それ自体を初期の著作である『労働法総論』のなかで開陳していた。戦後孫田は、そのような主張がそれ以来、揺るぎないものであるかのようにのべている。しかし実際には、それが戦前・戦中そして戦後を通じて、終始一貫したものでなかったことは、すでに見た通りである。戦前には、孫田は『総論』をのぞいて、そのような見解を展開する機会をほとんどもたなかった。また戦時中は、当時のナチス法学に影響を受けて、ギールケの議論を個人主義に基づくもので、時代遅れだとして否定していた。そこでは協同体としての国ないし社会が強調されていた。<sup>(16)</sup>しかし敗戦直後の時期から、ふたたび積極的に重ねて発言し、また

そのことにより孫田の基本的特徴として人びとのなかで認知されるにいたった。孫田は、このような主張をギールケとメンガーとの理論対立のなかで、前者に示唆を受けたとする。孫田自身は既述のように、シユタムラーに個人教授を受けながらも、その主張に満足できなかったとする。しかし『労働法の開拓者たち』のなかで紹介されている該当箇所<sup>(17)</sup>の議論を読むかぎり、その「勤労人格の論理」の形成に際し、シユタムラーからも影響を受けたであろうと推測できる。なお孫田は「勤労人格の物性離脱」については、繰り返し発言したが、これに対する「財産法の理念」たる「所有人格の物性離脱」とは、いったいいかなるものか。これについては、何らの説明も見られない。「凡ゆる人格の物性離脱、そして自由なる創造人格への究極の発展」などといわれても、筆者のような凡人は、ただただ困惑するだけである。孫田の基調にあるのは、沼田が推測しているように、ヨーロッパの思想家に見られる「アテネ・ヘレニズム的とユダヤ・キリスト教的」の思潮ではなく、「大乘仏教のそれ」であり、「敗戦の挫折以後の心境」に関わるものであつたのかもしれない<sup>(17)</sup>。しかし、そのような信仰告白をされても、そのこと自体、何とも議論のしようもない。

沼田は孫田が「すべての物性離脱という哲学的課題を意識しつつ……その解決こそ労働法と労働法学の使命と観じて、これに期待」したことに「労働法に対する一種のFetischismusが生じている」と鋭く指摘している。しかしその一方で、沼田は「労働法学は末弘法学の一分野」であつたのに対し、孫田の場合は「労働法学こそ学者孫田の社会的生命」であり、「勤労人格の物性離脱の成就、人労一体の境地の実現の悲願が〔孫田をして〕労働法に結びつける。〔孫田の〕ロードスはまさに労働法学なのである」として、末弘と対照させながら、孫田を称揚している<sup>(18)</sup>。このような沼田の解説が孫田への献呈論文集のなかでのべられていることからすれば、致し方ないのかもしれない<sup>(19)</sup>。しかし、既述のように、孫田のいう「勤労人格の物性離脱」の主張がいわば紆余曲折をへたものであることを確

認しておきたい。当初孫田は、理念としての「労働人格の完成」を掲げて、労働者による経営参加の論理化をめざしながらも、戦時中は「労働関係の人格性」をいうことにより、当時流行のナチス法理をもつて脚色した労使の有機的結合を唱導し、戦後は一転して、そのようなことにはまるで何もなかったかのごとく、「勤労人格の物性離脱」を唱えている。それは先に見たように、早くもわが国アジア・太平洋戦争敗戦の翌年の夏に表明されていた。孫田の「スマートな学風」(吾妻光俊)とは、そのような変わり身の早さであろうか。

(1) さらに後年、「わが「人格主義労働法」の理念」(高文堂出版社・一九七八)という見開きの偶数頁には文章が印刷され、反対側の奇数頁は読者のメモやコメントを記すためであろうか白紙という小冊子が刊行されている。

(2) 同様の議論は、孫田「労働契約の本質」労働法学研究会報二九六号(一九五七)一一一六頁でもみることが出来る。

(3) 沼田稲次郎「勤労人格の物性離脱」の理念に就て」前掲・孫田米寿記念論文集二九頁。

(4) 同前所。

(5) 孫田・前掲『労働法の開拓者たち』二二八頁は「沼田教授すら『まだわからない』といわれるぐらいだから、……『孫田学説』なるものは或いは取るに足りない愚説であるかも知れないが、……もう少し詳しく述べることにする」としている。

(6) 沼田・前掲論文二七頁以下、二九頁。

(7) 同前稿三二頁。以下、同前論考のなかで引用される孫田の文章に付されている点ルビ——孫田か、沼田によるものかを問わずに——を省略する。また孫田の文章は沼田も指摘するように、同一文章を複数の著書のなかで多少の加除訂正をしながら、繰り返し使用することから厳密な特定はせずに「特に示さない限り、これらの文献からのものとみられたい。一々註記しない」(同前稿三五頁〔註〕2)ということに注意する必要がある。

(8) 同前稿三三頁。同所では *Person*、孫田の「人格」概念は、*Person*にも *Mensch*にも共通的に語られる何物かであって、*Personlichkeit*より *Menschentum*に近いためである。」と推し測っている。*Person*にその直後(三三頁)で沼田は、孫田が「抽

象的人Person」と「具体的な人間Mensch」の二つに分けて、さらに後者の理解について、やはり二つの方法があるとしていることを紹介している。ただし、それは何とも理解しがたいものである。すなわち、一方は「人間の不平等を裏面において人の平等を表面にとらえる把え方」であり、他方は逆に「人の平等を裏面において人間の不平等を表面にとらえた把え方」である(点ルビを省略)。孫田によれば、後者はメンガーや末弘そして「沼田学派」がとる立場であるが、「勤労人格」というものを闘争的性格のものとして把える』ので、賛成しかねるとして、自らは前者をとるとする。確かに、両者の法学方法論や主張は大きく異なる。しかし、このようにいわれた沼田の側からすれば、いかんとも反論の仕様もなく、孫田が「立脚される『第一の立場』は『理念』について語られているのか、『認識』についてのことなのか文脈からはつきりしない」として戸惑いを隠せない。沼田もいうように、孫田の「勤労人格」について、概念の厳密性を追求しても無意味なことなのかもしれない。沼田がここで論じているのは、かつて討論労働法五一号掲載の自らと孫田とのやり取り(一九一—一九頁)を振り返って反芻するものである。

(9) 引用は、孫田・前掲『労働法の開拓者たち』による(以下、同じ)。

(10) 同前稿三七頁。

(11) 孫田・前掲『労働法総論』

(12) 沼田・前掲稿三四頁。

(13) 同前所。

(14) 同前稿三四—三五頁。和田肇『労働契約の法理』(有斐閣・一九九〇)二二四—二二五頁は、孫田の労働関係観について、労使の人格的共同関係としての経営共同関係と捉えるものだとし、それは「ドイツにおける人格法的協同体関係理論」とりわけポットホフ、ジンツハイマー、ニキッシュらの所説の焼き直しの域を出ていない。」と評している。それは人格的協同体論がその後「ナチズムの労働協同体」と結び付いてしまったという歴史的経緯を踏まえて評するものである。

(15) 同前稿三七頁。

(16) 孫田は戦時中、「自由主義の人格概念と全体主義の人格概念」一橋論叢六卷三号(一九四〇)一六頁以下において、ギールケの人格概念には「多分に自然法的個人主義的臭味が漂うて居り、ナチスの「協同体的全体主義」——同じく「協同体法理を骨髄とする我が皇道主義」のもとでも妥当——とは、相容れないとしていた。そしてそこでは、自らの「労働人格」

概念について、つぎのようにのべていた(二三―二四頁)。「労働が労働其のものとして価値を有ち又労働者其のものとして労働人格を有するということは無意味」である。「労働が人格価値であるということ〔は〕……躍動する全人格の発露として現実に又具体的に労働が価値を創設するが故に斯く称するのである」。そして「各の主体が『皆それぞれ相互にその所を得るといふこと』が即ちその価値創造の前提要件たるのである。ここに価値創造の前提としての全体的共同的な場、即ち協同体の存在が要請せられる。……協同体の各員全体的關係に於てそれぞれ価値を創造し相互に、従つて又全体に寄与するが故に人格を認められるのである」。

(17) 同前稿三八頁。

(18) 同前稿四〇―四一頁。

(19) 同前稿三九頁は、孫田の労働法理念について、超越的イデオロギー批判をすることは容易で、それは「労使協調論あるいは労使協力論のいささか古いタイプの観念論」であると評している。